

あま市地域防災計画

—資料編—

素案

(令和7年2月修正)

目次

1	防災関係組織等	1
1-1	あま市災害対策本部組織図	1
1-2	あま市災害対策本部所掌事務	2
1-3	非常配備基準	8
1-4	非常配備編成表	10
1-5	防災関係機関連絡先一覧	11
1-6	災害対策本部の標識等	16
1-7	建設業者一覧	17
1-8	あま市指定給水装置工事事業者一覧	18
2	通信施設	21
2-1	あま市防災行政無線局一覧	21
3	観測施設	24
3-1	雨量観測所	24
3-2	水位観測所	24
3-3	風向・風速観測所	24
4	防災施設・設備等	25
4-1	指定避難所一覧	25
4-2	指定緊急避難場所一覧	27
4-3	医療機関一覧	29
4-4	主食等の備蓄状況	30
4-5	給水用資機材保有状況	30
4-6	海部東部消防組合所有の救出用資機材一覧	31
4-7	防疫用資機材の保有状況	33
4-8	(水防法等に基づく) 要配慮者利用施設一覧	33
5	消防関係	39
5-1	あま市消防団の構成及び分団の担当区域	39
5-2	海部東部消防組合保有の消防力及び消防水利の現況	40
5-3	あま市消防団保有の消防力	40
5-4	海部東部消防組合保有の舟艇	40
5-5	危険物施設数一覧	41
5-6	毒物・劇物貯蔵・取扱所数一覧	41
6	水防関係	42

6-1	水防資機材備蓄状況.....	42
6-2	各予警報の基準地点等.....	43
6-3	重要水防箇所一覧.....	46
6-4	水防上重要な水こう門一覧.....	47
6-5	主要な水準点の調査開始からの累積変動状況（尾張地域）.....	49
6-6	尾張地域の累積沈下量の状況（1961年～2022年）.....	50
6-7	工業用水法に基づく揚水規制地域.....	51
6-8	県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水規制区域図.....	52
7	輸送関係.....	53
7-1	市有自動車保有状況.....	53
7-2	市内緊急時ヘリポート可能場所等一覧.....	53
8	廃棄物関係.....	54
8-1	し尿処理施設.....	54
8-2	ごみ処理施設.....	54
9	協定.....	55
9-1	愛知県内広域消防相互応援協定（愛知県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防事務に関する一部事務組合）.....	55
9-2	水道災害相互応援に関する覚書（日本水道協会の正会員で愛知県支部に所属するもの）.....	58
9-3	海部地方消防相互応援協定書（津島市、愛西市、弥富市、大治町、蟹江町、飛島村、海部東部消防組合、海部南部消防組合）.....	62
9-4	災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）.....	64
9-5	災害時における物資供給等に関する協定書（株式会社義津屋甚目寺店、株式会社トミダナフコ木田店・ナフコ七宝店、株式会社フィールコーポレーション、ユニー株式会社ピアゴ甚目寺店）.....	65
9-6	災害時における応急措置に関する協定書（あま市建設業協力会）.....	66
9-7	災害時における応急措置に関する協定書（あま市造園緑化研究会）.....	68
9-8	災害支援協力に関する協定書（愛知県エルピーガス協会西部支部あま北分会）.....	70
9-9	災害時における相互応援に関する協定書（津島市、愛西市、弥富市、大治町、蟹江町、飛島村）.....	71
9-10	災害時における相互応援に関する協定書（清須市）.....	73
9-11	災害時の医療救護に関する協定書（一般社団法人海部医師会）.....	75
9-12	災害時の歯科医療救護に関する協定書（海部歯科医師会）.....	77
9-13	災害時の医療救護及び医薬品等の供給についての協定書（一般社団法人津島海部薬剤師会）.....	79
9-14	災害時における相互応援に関する協定書（稲沢市）.....	81

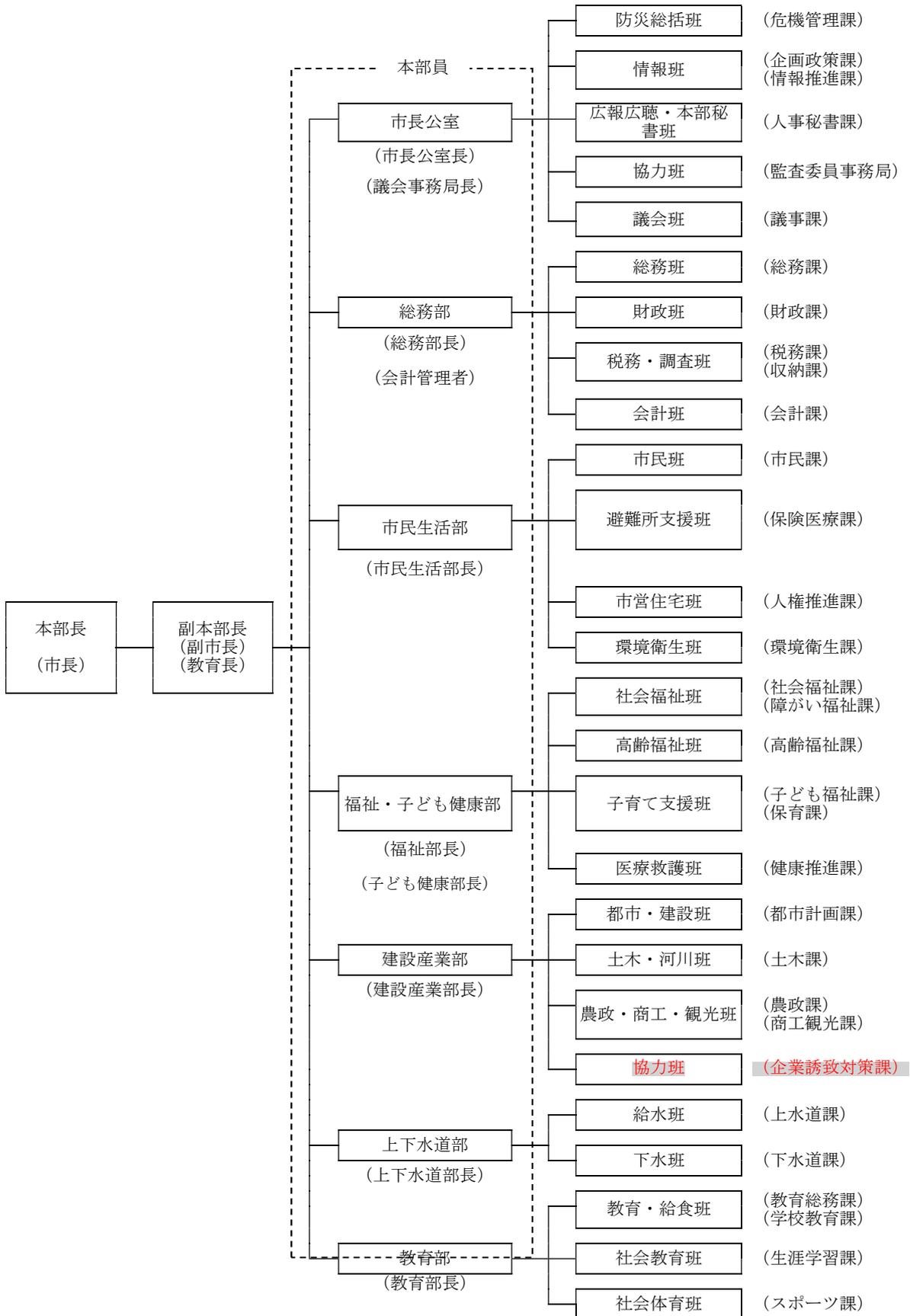
9-15	災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書（愛知県葬祭業協同組合、株式会社愛知冠婚葬祭互助会、株式会社ティア、株式会社セレモニー美和、株式会社平安閣、株式会社三輪本店、株式会社出雲殿）	83
9-16	広告付き避難所誘導看板の設置に関する協定（中電興業株式会社、テルウェル西日本株式会社）	84
9-17	相互応援給水に関する協定（名古屋市）	86
9-18	災害時における応援に関する協定書（社会福祉法人あま市社会福祉協議会）	89
9-19	災害発生時における緊急放送に関する協定書（西尾張シーエーティーヴィ株式会社）	91
9-20	災害時における緊急避難場所等に関する協定書（愛知県立美和高等学校）	93
9-21	災害支援協力に関する協定書（生活協同組合コープあいち）	94
9-22	災害時における緊急避難場所に関する協定書（愛知県立五条高等学校）	96
9-23	災害時における支援協力に関する協定書（北川紙器工業株式会社）	97
9-24	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書（愛知県、愛知県内市町村及び関係一部事務組合）	99
9-25	災害時における地域緊急情報に関する協定書（国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所、西尾張シーエーティーヴィ株式会社）	101
9-26	災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定書（名古屋市近隣市町村、生活協同組合コープあいち）	102
9-27	大規模地震時における避難所の応急危険度判定業務に関する協定書（公益社団法人愛知建築士会）	103
9-28	大規模地震時における避難所の応急危険度判定業務に関する協定書（公益社団法人愛知建築士事務所協会）	104
9-29	災害時における物資供給等に関する協定書（海部東農業協同組合）	105
9-30	災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書（株式会社セレモニー朱雀殿）	106
9-31	災害時における廃棄物の処理等に関する協定（一般社団法人愛知県産業資源循環協会 令和3年1月4日 一般社団法人愛知県産業廃棄物協会から名称変更）	107
9-32	災害時相互応援に関する協定書（宮城県宮城郡七ヶ浜町）	109
9-33	災害時における活動拠点の提供に関する協定書（愛知県津島警察署）	111
9-34	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）	112
9-35	災害時の応急対策の協力に関する基本協定書（公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）	114
9-36	災害時における応急仮設トイレの設置協力に関する協定（レンテック大敬株式会社、太陽建機レンタル株式会社津島支店）	118
9-37	愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定（一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、弥富市、あま市、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村）	119
9-38	災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書（公益社団法人愛知県ペストコ	

ントロール協会)	122
9-39 災害情報の提供及び応急処置資機材の提供等に関する協定書 (SK東海株式会社丹波給油所、愛知県石油商業組合西尾張連合会海部地区、株式会社長商蜂須賀給油所)	126
9-40 災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書 (株式会社DSA)	128
9-41 災害時における緊急物資輸送等に関する協定書 (SAロジテム株式会社、株式会社TOGOPOWER、株式会社オーパストラנסポート、ジェイ・アクシス株式会社、株式会社丸八運輸社、株式会社中部NL、七宝運輸有限会社、有限会社則竹梱包、勅使川原産業株式会社、豊栄運輸株式会社、濱嶋運輸有限会社)	132
9-42 災害時における移動トイレカー及び移動事務室車の供給協力に関する協定書 (タフバリア有限会社)	136
9-43 災害時における遺体の収容及び安置に必要な機材等の提供に関する協定書 (一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会)	140
9-44 災害時に係る情報発信等に関する協定書 (LINE ヤフー株式会社)	144
9-45 災害時における応急物資の供給等に関する協定書 (日本チェーンドラッグストア協会愛知県支部、株式会社ツジ薬局、株式会社ミワドラック)	146
9-46 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書 (株式会社メディカル加藤、一般社団法人日本福祉用具供給協会、株式会社エンネルグ)	151
9-47 災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書 (株式会社NTPセブンス)	155
9-48 災害時における救援作業に関する協定書 (株式会社東洋食品)	158
9-49 災害時におけるソーラーシステムハウス及びソーラーパ イトル等の提供に関する協定書 (株式会社ダイワテック)	162
9-50 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書 (公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会)	166
9-51 健康づくりの推進等における包括連携協力に関する協定書 (大塚製薬株式会社 東海支店)	168
9-52 災害時における車両等の提供に関する協定書 (株式会社トヨタレンタリース名古屋)	170
9-53 大規模災害時における相互応援協定書 (沖縄県名護市)	174
9-54 災害時における防災資機材等の調達に関する協定書 (川上産業株式会社)	176
9-55 災害時における相互連携に関する協定書 (中部電力パワーグリッド株式会社)	181
9-56 あま市とあま市内郵便局との包括連携に関する協定書 (あま市内郵便局)	187
9-57 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	203
9-58 災害時における法律相談業務等に関する協定書 (愛知県弁護士会)	204
9-59 災害時における支援協定に関する協定書 (株式会社ナテック)	207
9-60 災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書 (株式会社美和建装)	210
9-61 災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書 (一般社団法人DPCA、一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会)	212

10	条例等	215
10-1	あま市防災会議条例.....	215
10-2	あま市災害対策本部条例	217
10-3	あま市地震災害警戒本部条例.....	218
10-4	災害救助法施行細則（抜粋）	219
11	その他	227
11-1	被害認定基準	227
11-2	伝達要領.....	230

1 防災関係組織等

1-1 あま市災害対策本部組織図



1-2 あま市災害対策本部所掌事務

部名	班名	担当課	所掌事務
市長公室	防災総括班	危機管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災の総合的計画推進に関する事 2 防災会議に関する事 3 本部長の命令、指示等の伝達に関する事 4 災害復旧に関する総合調整に関する事 5 災害対策本部の設置及び廃止に関する事 6 災害対策本部の庶務に関する事 7 現地災害対策本部の運営に関する事 8 気象予警報等の収集及び伝達に関する事 9 非常配備に関する事 10 避難の指示又は解除に関する事 11 警察との連携による公共の秩序の維持、安定に関する事 12 海部東部消防組合との連絡調整に関する事 13 海部地区水防事務組合との連絡調整に関する事 14 防災行政用無線など通信の確保に関する事 15 災害救助法の適用申請に関する事 16 県その他防災関係本部等機関との連絡調整に関する事 17 県、他市町村等への応援要請に関する事 18 消防団の動員に関する事 19 自主防災組織との連絡調整及び協力要請に関する事 20 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 21 職員の動員、解除及び配置調整に関する事
	情報班	企画政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 外国人の援護支援に関する事 2 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 3 所管施設の災害対策、被害状況調査並びに応急復旧に関する事 4 部の庶務及び部内各班との連絡調査に関する事
		情報推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁内及び関係機関とのインフラ（IT関連）の機能確保に関する事 2 電算システムの災害応急対策及び被害調査に関する事

部名	班名	担当課	所掌事務
	広報広聴・本部秘書班	人事秘書課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関する事 2 職員の出勤、退勤、健康管理に関する事 3 議会班と協力し災害視察者及び見舞者の対応に関する事 4 職員の被災状況の把握に関する事 5 災害派遣職員の受入、配置等に関する事 6 災害情報及び市民支援情報の収集 7 災害広報に関する事 8 報道機関の対応に関する事 9 災害の記録、写真等の撮影及び保存に関する事
	協力班	監査委員事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊の災害派遣要請に関する事 2 市長公室各班への応援協力に関する事
	議会班	議事課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会との連絡調整に関する事 2 本部秘書班と協力して災害視察者及び見舞者の対応に関する事
総務部	総務班	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班からの被害報告の取りまとめに関する事 2 災害対策本部の協力に関する事 3 来庁者の安全確保、避難に関する事 4 地域からの被害状況の収集に関する事 5 救援物資及び義援物資の輸送に関する事 6 災害関係文書の受理、配布発送に関する事 7 公用車の配車調整及び民間車両の借上げに関する事 8 非常電話など通信の確保に関する事 9 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事 10 災害、被災に関する市民の相談、照会に関する事
	財政班	財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係費の予算に関する事 2 災害応急対策及び復旧に要する資金の調達に関する事 3 災害対策に必要な食糧、物品、資機材等の調達と調整に関する事 4 災害義援金品の受領及び配分に関する事 5 市有財産の被害状況の取りまとめ及び報告に関する事
	税務・調査班	税務課 収納課	<ol style="list-style-type: none"> 1 罹災者に対する市税の減免等に関する事 2 罹災台帳の作成に関する事 3 罹災証明書の交付に関する事 4 電気、ガス、電話などライフラインの被害状況の収集に関する事
	会計班	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急支払いの出納に関する事 2 災害義援金の一時保管に関する事

部名	班名	担当課	所掌事務
市民生活部	市民班	市民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の安否情報の収集、整理及び安否問い合わせに関する事 2 死亡者の戸籍処理に関する事 3 埋火葬許可に関する事 4 遺体の収容及び埋火葬に関する事 5 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事
	避難所支援班	保険医療課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の運営支援に関する事 2 避難所における食料の配分、供給に関する事 3 避難所における被服、寝具その他の生活必需品等の配分に関する事
	市営住宅班	人権推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害調査及び災害対策に関する事 2 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事
	環境衛生班	環境衛生課	<ol style="list-style-type: none"> 1 防疫の実施及び防疫薬品等の供給に関する事 2 災害時における廃棄物及びし尿の処理に関する事 3 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 4 迷い犬猫に関する事 5 死亡犬猫の処理に関する事
福祉・子ども健康部	社会福祉班	社会福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉避難所等の協力要請に関する事 2 災害対策本部と社会福祉協議会との連絡調整に関する事 3 日赤奉仕団との連絡調整に関する事 4 災害ボランティアセンターに関する事 5 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関する事 6 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事
		障がい福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者(障がい者)の災害対策及び被害調査に関する事 2 所管施設の災害応急対策及び被害状況調査に関する事 3 罹災障がい者世帯の調査及び援護に関する事 4 障がい福祉サービス提供事業者等との連絡調整に関する事
	高齢福祉班	高齢福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難行動要支援者(高齢者)の災害対策及び被害調査に関する事 2 罹災高齢者世帯の調査及び援護に関する事 3 介護サービス提供事業者等との連絡調整に関する事 4 介護保険料の減免に関する事 5 所管施設の災害応急対策及び被害状況調査に関する事

部名	班名	担当課	所掌事務
	子育て支援班	子ども福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者(乳幼児)の災害対策及び被害調査に関すること 2 児童館及び児童公園施設の災害応急対策及び被害調査に関すること 3 児童館の児童の安全確保、一時的な保護に関すること 4 被災地における児童館の開設運営に関すること 5 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること
		保育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者(乳幼児)の災害対策及び被害調査に関すること 2 保育園の災害応急対策及び被害調査に関すること 3 保育園及び親子通園療育施設の園児の安全確保、応急保育に関すること 4 被災地における保育園等の開設運営に関すること 5 保育料等の減免に関すること
	医療救護班	健康推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健施設の被害調査及び災害対策に関すること 2 医療救護班の編成及び救護所の設置、運営に関すること 3 被災住民、避難住民の健康管理、衛生管理・指導に関すること 4 歯科医師会、薬剤師会、医療機関、歯科医療機関、日本赤十字社愛知県支部との連絡調整に関すること 5 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること 6 市民病院の医療機能維持支援に関すること 7 市民病院の被害状況調査及びとりまとめに関すること 8 市民病院との連絡調整に関すること
建設産業部	都市・建設班	都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災建築物・宅地の応急危険度判定に関すること 2 応急仮設住宅の建設・入居決定及び被災住宅の応急修理に関すること 3 都市公園及び緑地の被害調査に関すること 4 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関すること
	土木・河川班	土木課	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 2 河川、橋梁、水路の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 3 交通規制など応急交通対策に関すること 4 建設資材の調達、応急輸送に関すること 5 建設業者の協力要請及び応急対策要員の確保に関すること

部名	班名	担当課	所掌事務
	農政・商工・観光班	農政課	<ul style="list-style-type: none"> 1 農地、農作物、農業施設の被害調査、災害対策及び復旧に関すること 2 農業者に対する災害融資に関すること 3 農業協同組合及び農業関係団体との連絡調整に関すること 4 湛水防除に関すること 5 土地改良区及び関係機関との連絡調整に関すること 6 被災家畜収容に関すること 7 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること 8 死亡獣畜の処理に関すること 9 排水機の被害調査及び応急復旧に関すること 10 食品供給（米穀の原料調達）に関すること
		商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> 1 商工業者の被害調査及び災害対策に関すること 2 商工業者の災害復旧融資対策に関すること 3 所管施設における避難所の開設及び運営に関すること 4 七宝焼アートヴィレッジの被害調査及び災害応急対策に関すること 5 来館者の安全確保、避難に関すること 6 観光客対策に関すること 7 観光施設の被害調査及び災害対策に関すること
	協力班	企業誘致対策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 建設産業部班への応援協力に関すること
上下水道部	給水班	上水道課	<ul style="list-style-type: none"> 1 配水場（管）施設の被害調査及び災害対策に関すること 2 復旧用資機材の確保に関すること 3 飲料水の確保・供給に関すること 4 給水用資機材等の確保、整備に関すること 5 水道（建設）業者と作業員の協力要請に関すること 6 名古屋市上下水道局との連絡調整に関すること 7 水道料金の減免に関すること
	下水班	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害調査、災害対策及び復旧に関すること 2 応急仮設トイレの調達、設置に関すること

部名	班名	担当課	所掌事務
教育部	教育・給食班	教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設の災害応急対策及び被害調査に関する事 2 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 3 部の庶務及び部内各班との連絡調整に関する事
		学校教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1 小中学校の応急教育に関する事 2 児童生徒、教員の被害状況の取りまとめに関する事 3 児童生徒の安全確保に関する事 4 罹災児童生徒に関する事 5 小中学校の休校措置等に関する事 6 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 7 学校給食センターの災害応急対策及び被害調査に関する事 8 学校給食に関する事 9 炊き出しに関する事
	社会教育班	生涯学習課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び災害対策に関する事 2 文化財の災害応急対策及び被害調査に関する事 3 所管施設利用者の安全の確保に関する事 4 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事
社会体育班	スポーツ課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害調査及び災害復旧に関する事 2 所管施設利用者の安全の確保に関する事 3 所管施設における避難所の開設及び運営に関する事 	

1-3 非常配備基準

1 風水害等

非常配備の基準		時期	
		始期	終期
第1非常配備	準備配備	1 次の注意報のうち、いずれかが市内に発表され、市長公室長が指令したとき。 (1) 強風注意報 (2) 大雨注意報 (3) 洪水注意報 2 その他、市長公室長が必要と判断したとき。	注意報が解除されたとき、又は初動体制に移行した場合。
	初動体制	1 次の警報のうち、いずれかが市内に発表され、市長公室長が第1非常配備を指令したとき。 (1) 暴風、暴風雪警報 (2) 大雨警報 (3) 洪水警報 2 河川の警戒水位を超過するおそれがあるとき。 3 その他、市長公室長が必要と判断したとき。	災害のおそれなくなり応急対策活動が完了し、市長公室長が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。
第2非常配備	警戒体制 (災害対策本部設置)	1 初動体制をとるべき警報が発表され、本部長が相当な被害発生を勘案し、第2非常配備を指令したとき。 2 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで本部長が必要と認めたとき。 3 河川の危険水位を超過するおそれがあるとき 4 その他、本部長が必要と判断したとき。	災害の拡大のおそれなくなり、応急対策活動がおおむね完了し、本部長が指令したとき又は第3非常配備が指令されたとき。
第3非常配備	非常体制 (災害対策本部設置)	市内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象若しくは人為的原因による甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、本部長が第3非常配備を指令したとき。	応急対策活動がすべて完了し、本部長が指令したとき。

2 地震・津波災害

非常配備の基準		時期	
		始期	終期
第1非常配備	準備配備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内で震度4を観測した地震が発生したとき。 2 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。 	災害のおそれがない事が確認したとき、又は初動体制に移行した場合。
	初動体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内で震度4を観測した地震が発生した場合において市長公室長が第1非常配備を指令したとき。 2 東海地震注意情報が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 	災害のおそれがなくなり応急対策活動が完了し、市長公室長が指令したとき又は第2非常配備が指令されたとき。
第2非常配備	警戒体制 （災害対策本部設置）	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内で震度5弱を観測した地震が発生したとき。 2 東海地震予知情報が発表されたとき。 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 4 その他、本部長が必要と判断したとき。 	災害の拡大のおそれなくなり、応急対策活動がおおむね完了し、本部長が指令したとき又は第3非常配備が指令されたとき。
第3非常配備	非常体制 （災害対策本部設置）	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内で震度5強以上を観測した地震が発生したとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 3 津波警報が発令されたとき。 4 その他、本部長が必要と判断したとき。 	応急対策活動がすべて完了し、本部長が指令したとき。

1-4 非常配備編成表

非常配備の基準		非常配備の内容	
		グループ名	対応内容
第1非常配備	準備配備	準備グループ	気象情報など情報収集し、初動体制の移行を検討し必要に応じて対策を実施する。
		建設グループ	
	初動体制	総務グループ	災害の発生に備え、各グループにおける初動体制の総括を実施する。
		建設グループ	災害の発生に備え、道路や河川等の対策を実施する。
		避難所対応グループ	第1非常配備時に、災害状況により避難所の開設及び運営を実施する。
警戒グループ	必要に応じて各グループが実施する対策に協力する。		
第2非常配備	警戒体制 (災害対策本部設置)	総務グループ	各種災害による第2非常配備の対応及び総括を実施する。
		建設グループ	道路や河川の状況により、対策を実施する。
		避難所対応グループ	第2非常配備時に、災害状況により避難所の開設及び運営を実施する。
		警戒グループ	各グループが実施する対策に協力する。
第3非常配備	非常体制 (災害対策本部設置)	災害対策本部体制による	

1-5 防災関係機関連絡先一覧

1 市

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
あ ま 市 役 所	444-1001	あま市七宝町沖之島深坪1番地

2 県

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
愛 知 県 庁 防 災 局 災 害 対 策 課 愛知県災害対策本部災害情報センター	961-2111 954-6193 954-6193	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 " "
海 部 県 民 事 務 所	0567-24-2125 夜間 24-2111	津島市西柳原町一丁目14番地（海部総合庁舎内）
海 部 建 設 事 務 所	0567-24-2141 夜間 24-2111	津島市西柳原町一丁目14番地（ " ）
津 島 保 健 所	0567-26-4137	津島市橘町四丁目50番地2
海 部 農 林 水 産 事 務 所	0567-24-2151 夜間 24-2111	津島市西柳原町一丁目14番地（海部総合庁舎内）

3 警察署

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
愛知県警察本部（警備部災害対策課）	951-1611	名古屋市中区三の丸二丁目2番1号
津 島 警 察 署	0567-24-0110	津島市西柳原町二丁目8番地
" 甚目寺幹部交番	"	あま市甚目寺二伴田76番地16
" 甚目寺南交番	"	あま市本郷八尻6番地
" 美和交番	"	あま市木田道下68番地1
" 伊福駐在所	441-9191	あま市七宝町伊福参之割36番地
" 七宝交番	0567-24-0110	あま市七宝町遠島十坪119番地3

4 指定地方行政機関

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
東 海 農 政 局	201-7271	名古屋市中区三の丸一丁目2番2号
名 古 屋 地 方 気 象 台	751-5577	名古屋市千種区日和町二丁目18番
中 部 地 方 整 備 局	953-8119	名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
中 部 経 済 産 業 局	951-2683	名古屋市中区三の丸二丁目5番2号
愛 知 労 働 局	972-0251	名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
中 部 近 畿 産 業 保 安 監 督 部	951-0558	名古屋市中区三の丸二丁目5番2号
東 海 総 合 通 信 局	971-9623	名古屋市東区白壁一丁目15番1号
東 海 財 務 局	951-1772	名古屋市中区三の丸三丁目3番1号
中 部 運 輸 局	952-8002	名古屋市中区三の丸二丁目2番1号
中 部 地 方 環 境 事 務 所	955-2130	名古屋市中区三の丸二丁目5番2号
近 畿 中 部 防 衛 局 東 海 防 衛 支 局	952-8221	名古屋市中区三の丸二丁目2番1号

5 自衛隊

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
陸上自衛隊第10師団司令部	791-2191	名古屋市守山区守山三丁目12番1号
陸上自衛隊第35普通科連隊	791-2191	”
陸上自衛隊第10特科連隊 (豊川駐屯地)	0533-86-3151	豊川市穂ノ原一丁目1番地
海上自衛隊横須賀地方總監部	0468-22-3500	神奈川県横須賀市西逸見町一丁目無番地
航空自衛隊小牧基地	0568-76-2191	小牧市春日寺一丁目1番地

6 指定公共機関

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
日 本 郵 便 株 式 会 社	446-8220	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
美 和 郵 便 局	444-9455	あま市花正七反地37番地1
富 塚 郵 便 局	444-4200	あま市富塚先速25番地1

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
美 和 篠 田 郵 便 局	443-3355	あま市篠田森後 98 番地
七 宝 郵 便 局	444-4293	あま市七宝町下田堂中 4 番地 2
伊 福 簡 易 郵 便 局	444-2093	あま市七宝町伊福四之割 32 番地
甚 目 寺 郵 便 局	444-4291	あま市新居屋江ノ橋 83 番地 3
甚 目 寺 西 今 宿 郵 便 局	441-8851	あま市西今宿狐海道一 18 番地
甚 目 寺 本 郷 郵 便 局	443-2996	あま市本郷柿ノ木 77 番地
西 日 本 電 信 電 話 (株)	291-2225	名古屋市中区大須四丁目 9 番 60 号
株 式 会 社 N T T ド コ モ	968-7938	名古屋市中区東桜一丁目 1 番 10 号
K D D I 株 式 会 社	447-8071	名古屋市西区名駅二丁目 27 番 8
ソ フ ト バ ン ク 株 式 会 社	087-825-1801	香川県高松市寿町 2-27
日 本 赤 十 字 社 愛 知 県 支 部	971-1591	名古屋市中区白壁一丁目 50 番
中 部 電 力 パ ワ ー グ リ ッ ド (株) 中 村 営 業 所	471-9121	名古屋市中村区太閤通七丁目 32 番
〃 津 島 営 業 所	0567-28-1141	津島市今市場町四丁目 27 番地 1
東 邦 瓦 斯 (株) 中 村 営 業 所	471-1151	名古屋市中村区太閤通五丁目 39 番
〃 美 和 サ ー ビ ス セ ン タ ー	442-5732	あま市木田申尾 10 番地 1
日 本 放 送 協 会 名 古 屋 放 送 局	952-7000	名古屋市中区東桜一丁目 13 番 3 号
日 本 通 運 株 式 会 社 名 古 屋 支 店	551-9851	名古屋市中村区名駅南四丁目 12 番 17 号
中 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社	222-1181	名古屋市中区錦二丁目 18 番 19 号

7 指定地方公共機関

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
名 古 屋 鉄 道 (株) 木 田 駅	449-1317	あま市木田道下 54 番地 2

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
名古屋鉄道(株)甚目寺駅	444-0062	あま市甚目寺郷浦 35 番地
名古屋鉄道株式会社	825-3102	名古屋市熱田区三本松町 18 番 1 号
一般社団法人愛知県トラック協会	871-1921	名古屋市瑞穂区新開町 12 番 6 号
一般社団法人愛知県エルピーガス協会	261-2896	名古屋市中区大須四丁目 1 番 70 号
公益社団法人愛知県医師会	241-4136	名古屋市中区栄四丁目 14 番 28 号
公益社団法人愛知県歯科医師会	962-8020	名古屋市中区丸の内三丁目 5 番 18 号
公益社団法人愛知県薬剤師会	953-4555	名古屋市中区丸の内 3 丁目 4 番 2 号

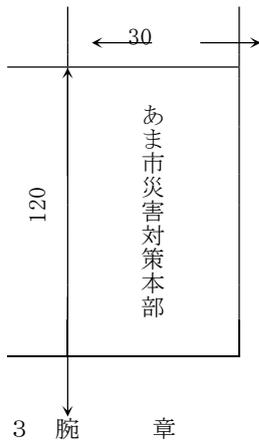
8 公共的団体等

機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
一般社団法人海部医師会	0567-25-5752	津島市菟原町字郷西 37 番地
海部歯科医師会	0567-25-5380	津島市菟原町字郷西 37 番地
海部東部消防組合消防本部	442-0119	あま市七宝町遠島十坪 119 番地 1
海部東部消防組合消防署	〃	〃
海部東部消防組合消防署北分署	443-0119	あま市新居屋岩屋 75 番地
海部東部消防組合消防署南分署	444-0119	大治町大字三本木字西之川 102 番地の 1
海部地区水防事務組合	0567-26-3962	津島市西柳原町一丁目 14 番地 (海部総合庁舎内)
海部地区環境事務組合 新開センター	0567-28-3810	津島市新開町二丁目 212 番地
上野センター	0567-68-8641	弥富市上野町 2 番地 15
八穂クリーンセンター	0567-68-6500	弥富市鍋田町八穂 399 番 3
五条広域事務組合	401-1181	清須市阿原向北 55 番地
あいち海部農業協同組合本店	0567-23-7311	津島市神守町中町 15 番地
あいち海部農業協同組合美和支店	444-1721	あま市花正長島 8 番地 1
あいち海部農業協同組合七宝支店	444-2621	あま市七宝町桂河原 22 番地

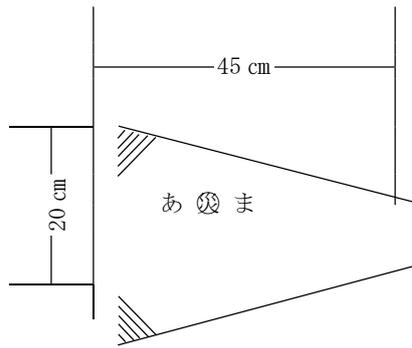
機 関 名	電 話 番 号	所 在 地
あいち海部農業協同組合伊福支店	441-0121	あま市七宝町伊福参之割 32 番地 1
あいち海部農業協同組合甚目寺支店	444-0046	あま市西今宿八反田 68 番地
あま市商工会	442-8831	あま市甚目寺東大門 8 番地
あま市社会福祉協議会	443-4291	あま市西今宿馬洗 46 番地
海部地区急病診療所組合	0567-25-5210	津島市菟原町字郷西 37 番地
西尾張シーエーティーヴィ(株)	0567-25-8561	津島市百島町字観音坊 83 番地
五条川斎苑	401-0100	清須市春日杵前 60 番地

1-6 災害対策本部の標識等

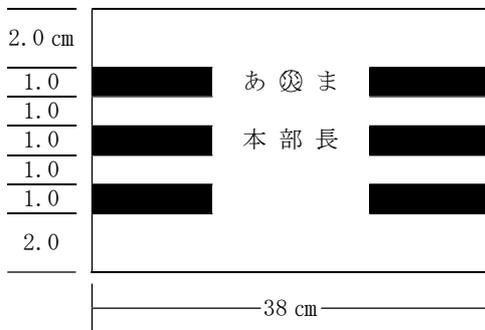
1 標 示 板



2 標 旗

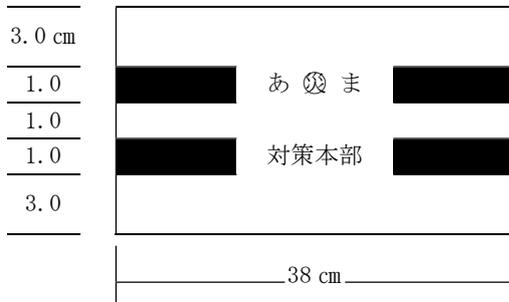


(本部長用)

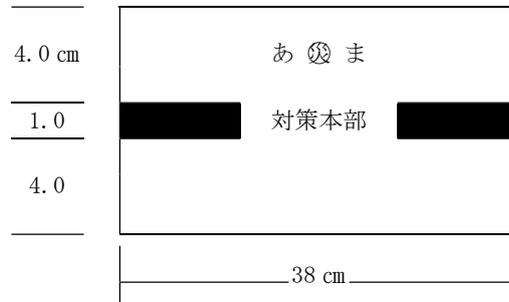


副市長、教育長については、「本部長」を「副本部長」とする。

(部長用)



(班長用)



(班員用)



1-7 建設業者一覧

令和6年10月1日現在

会社名	電話番号	所在地
株式会社大篠建設	444-1052	あま市篠田三田畑 46 番地
株式会社カネイ	444-1012	あま市蜂須賀蛇除地 626 番地
株式会社川惣建設	444-4349	あま市木田山之越東切 20 番地 1
株式会社協栄建設	443-1568	あま市蜂須賀下郷合 1547 番地 1
株式会社 TOGOPOWER	442-1160	あま市篠田鳥羽見 38 番地 1
重明土建株式会社	444-2086	あま市七宝町遠島十坪 107 番地 1
丸亀佐藤建設株式会社	444-8223	あま市七宝町安松中屋敷 2047 番地
株式会社一耕園	441-5959	あま市方領西出 55 番地
株式会社オールサービス	441-0585	あま市西今宿梶村三 3 番地 21
株式会社河村産業所	444-3316	あま市下萱津替地 1104 番地
材寅産業株式会社	444-3161	あま市上萱津薬師 37 番地 2
有限会社不二園	444-1486	あま市坂牧郷 101 番地
丸文建設株式会社	444-0028	あま市西今宿郷内二 45 番地
株式会社ヤナギ建設工業	443-4514	あま市篠田八原 3 番地 2

1-8 あま市指定給水装置工事事業者一覧

令和6年10月1日現在

事業者名	電話番号	事業所所在地
有限会社山田水道工業所	052-441-5333	あま市七宝町徳実郷 37 番地
木村工業所株式会社	052-431-5251	名古屋市中川区富田町大字千音寺 3978 番地
株式会社吉田工務店	052-444-4641	あま市七宝町沖之島市之坪 31 番地
有限会社立松水道施設	052-444-2487	あま市七宝町鷹居一丁目 100 番地 1
有限会社ウサミ維持管理センター	052-442-0462	あま市甚目寺桑丸 45 番地 2
竹島水道設備工業所	052-442-0456	あま市花長川内 57 番地
船橋設備株式会社	0587-32-6318	稲沢市奥田立長町 75 番地
有限会社あさひ設備	0567-25-1183	津島市百島町字牛屋 5 番地
株式会社渡邊組	0586-69-2155	一宮市萩原町富田方字上畑 33 番地
有限会社北川工業	0567-28-4712	愛西市根高町古堤己新田 96 番地
株式会社光プロパン瓦斯商会	052-443-0322	あま市七宝町遠島三反田 671 番地 1
カニエ水道有限会社	0567-95-3625	海部郡蟹江町富吉四丁目 139 番地
ハヤカワ工業株式会社	0586-71-4475	一宮市桜二丁目 2 番 10 号
アスカ設備株式会社	052-444-3383	海部郡大治町大字砂子字山ノ前 763 番地の 1
有限会社滝川水道	0587-36-2816	稲沢市矢合町 2590 番地の 3
株式会社石原水道	0567-95-0516	海部郡蟹江町大字須成字市場 1331 番地
有限会社シンコー	052-443-6240	あま市下萱津中道 12 番地
有限会社櫻井設備	0567-25-4560	愛西市勝幡町駅東 173 番地
株式会社大同施設工業	052-882-2261	名古屋市昭和区福江一丁目 11 番 5 号
有限会社倉本工業	052-445-3171	あま市花長堀上 72 番地 6
株式会社山新設備	0567-31-0427	津島市唐臼町西島 33 番地
株式会社山新	052-444-2012	あま市七宝町下之森屋敷 697 番地
DAISUI 株式会社	052-681-2718	名古屋市熱田区古新町二丁目 91 番地
株式会社宮崎設備工業	052-409-1066	清須市鍋片三丁目 50 番地
野村工業株式会社	052-802-6461	名古屋市天白区原四丁目 1517 番地
株式会社佐藤水建	0567-31-0210	愛西市大井町五川東 62 番地
有限会社岡田工業	0567-95-8683	海部郡蟹江町学戸四丁目 6 番地
協立設備工業株式会社	052-751-2004	名古屋市千種区高見一丁目 18 番 9 号
有限会社タケシマ	052-444-4191	あま市花長川内 75 番地
善勝有限会社	0567-22-5200	津島市元寺町二丁目 40 番地
丸石株式会社	058-271-1918	岐阜市須賀一丁目 10 番 1 号
有限会社村口設備工業	0567-95-5035	海部郡蟹江町桜三丁目 359 番地
有限会社丸甲水道	0587-97-2839	稲沢市祖父江町三丸淵二段割 65 番地
株式会社光設備	0567-31-7662	津島市神守町下町 131 番 1
株式会社アクアテクノス	0120-40-8919	名古屋市西区野南町 57 番地

事業者名	電話番号	事業所所在地
吉田建設株式会社	0567-28-2938	津島市今市場町三丁目 34 番地
株式会社菅原設備	0567-24-1743	津島市元寺町三丁目 21 番地 2
有限会社富田設備	052-791-4676	名古屋市守山区新守西 2003 番地
株式会社クラシアン	0120-500-500	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 1 番地 9
株式会社ヤママ住設	0568-77-6985	小牧市大字東田中字南新田 1600 番 1
株式会社タツダ	0567-28-3332	愛西市戸倉町中屋敷 39 番地の 2
和田与燃料株式会社	0567-26-3329	津島市薬師町 39 番地の 2
株式会社三重水道センター	059-364-0299	三重県四日市市大字羽津 4636 番地 2
株式会社山田興業	0567-33-0157	津島市唐臼町郷裏 11 番地
株式会社三東	052-782-2322	名古屋市千種区桜が丘 226 番地
津島興業株式会社	0567-28-1111	愛西市勝幡町五俵入 2256 番地
丸崧佐藤建設株式会社	052-444-8223	あま市七宝町安松中屋敷 2047 番地
株式会社 W S P	052-441-6163	海部郡大治町大字花常字人見 29 番地 2
株式会社フジコー	052-853-2717	名古屋市瑞穂区洲山町一丁目 57 番地 1
G R O W T H 株式会社	052-797-9188	名古屋市守山区小幡太田 15 番 20 号
有限会社加藤設備管工	059-366-2545	三重県四日市市広永町 70 番地 3
佐藤配管株式会社	0567-24-4825	愛西市日置町上川田 102 番地
株式会社石井商事	0567-24-2621	津島市江川町二丁目 102 番地 2
株式会社サン・ビル	052-902-8755	名古屋市北区楠一丁目 1608 番地
株式会社前田工業	052-721-5368	名古屋市千種区天満通二丁目 8 番地
真野工業株式会社	052-884-3111	名古屋市熱田区波寄町 2 番 27 号
株式会社永井水道設備	0587-32-2497	稲沢市横地一丁目 15 番地
有限会社稲沢設備	0587-36-1349	稲沢市北島町中切 78 番地
中部オーケーホーム株式会社	0561-82-6951	瀬戸市東赤重町二丁目 70 番地
株式会社佐藤鑿井工業	0567-52-2131	弥富市亀ヶ地二丁目 22 番地 1
有限会社中島管工所	052-691-5570	名古屋市南区五条町二丁目 1 番地の 163
株式会社三重物産	0594-21-3476	三重県桑名市大字大福 394 番地
有限会社アサヒ	0567-26-2728	津島市上新田町一丁目 19 番地
有限会社ヤマセツ	0567-24-2222	愛西市稲葉町村南 29 番地の 1
大信設備株式会社	052-623-6101	名古屋市緑区青山二丁目 56 番地の 2
尾張テクアス株式会社	0586-85-7316	一宮市三条字通 4 番地 1
株式会社 F I N E	052-653-6383	名古屋市港区津金二丁目 11 番 28 号
福岡建設株式会社	0567-28-4327	愛西市日置町河平 18 番地
株式会社イースマイル	06-7739-2525	大阪府大阪市中央区瓦屋町三丁目 7 番 3 号 イースマイルビル
大井設備工業株式会社	052-431-6755	あま市七宝町伊福隅田 44 番地
株式会社城東設備	0568-65-1227	犬山市大字前原字北中根 3 番地 2
有限会社ユニバース	0567-55-9169	愛西市町方町西祖父江 24 番地 3

事業者名	電話番号	事業所所在地
ノザキ株式会社	052-431-1351	名古屋市中川区富田町大字千音寺字西福正 3552 番地
有限会社山田設備	0567-25-3705	津島市立込町二丁目 60 番地
株式会社明和電設技研	0567-25-4503	愛西市北河田町郷西 271 番地 1
野田管工有限会社	052-432-1811	名古屋市中川区東春田一丁目 77 番地
株式会社エムアイコンストラ クション	052-911-6960	名古屋市北区大杉二丁目 2 番 19 号
株式会社市川水道設備	059-324-7485	三重県四日市市西大鐘町 831 番地
加藤設備工業有限会社	052-444-7176	あま市上萱津銭神 45 番地 5
株式会社G S P	052-626-5175	名古屋市瑞穂区柳ヶ枝町一丁目 4 番地
ロイヤルホームセンター株式 会社	0120-00-6186	大阪府大阪市西区阿波座一丁目 5 番 16 号
株式会社アクアライン	082-502-6644	広島県広島市中区上八丁堀 8 番 8 号 第 1 ウエノヤビル 6F
八木水道建設株式会社	0567-65-1166	弥富市前ヶ須町午新田 473 番地 6
有限会社日祥技研	0564-54-9755	岡崎市土井町字西番城 19 番地 1
株式会社貴信設備	052-796-5099	名古屋市守山区瀬古一丁目 912 番地の 1
土屋設備	052-442-1434	あま市甚目寺飛殿 29 番地 1
有限会社技建竹内	0574-26-3710	岐阜県美濃加茂市川合町二丁目 1 番 46 号
株式会社スイドウサービス	06-6991-6767	大阪府大阪市城東区野江 4-1-8-402
株式会社ヤマダ設備工業	059-364-2937	三重県四日市市南富田町 4 番 36 号
株式会社ハウ斯拉ボ	06-6648-9898	大阪府大阪市浪速区大国二丁目 1 番 6 号
株式会社タカオ設備	0594-49-2712	三重県桑名市多度町多度 853 番地
株式会社N-Vision	082-275-5227	広島県広島市中区鶴見町 8 番 57 号
豊設備	0567-31-7355	愛西市須依町須賀割 2096 番地 20
株式会社鈴木設備	052-446-1945	海部郡大治町大字三本木字堅田 35 番地 1
株式会社愛水設備	0586-82-5071	一宮市南小湊字中崩 72 番地 3
株式会社タカギ	093-962-0941	福岡県北九州市小倉南区堀越 413
株式会社クリーンライフ	06-6821-6133	大阪府吹田市広芝町 6 番 10 号
株式会社SEZBY	052-736-9636	名古屋市守山区桜坂五丁目 519 番地
株式会社エイト	052-462-9950	名古屋市中川区横前町 58 番地
株式会社オールサービス	052-441-0585	あま市西今宿梶村三 3 番地の 21
丸文建設株式会社	052-444-0028	あま市西今宿郷内二 45 番地
株式会社アズクリエイティブ	052-734-3682	名古屋市千種区内山三丁目 31 番 20 号 今池NMビル 4 階
株式会社せがわ住機	052-353-1861	名古屋市中川区太平通三丁目 23 番地の 1
株式会社キンライサー	03-5157-2400	東京都港区虎ノ門一丁目 3 番 1 号
クマテック	052-870-1830	あま市七宝町伊福壺町畑 171 番地 2

事業者名	電話番号	事業所所在地
株式会社カワセ土木	052-888-2898	名古屋市中川区かの里三丁目 1203
ノーリツリビングクリエイト株式会社	06-6338-2535	大阪府吹田市江の木町 21 番 1 号
株式会社ミニミニハウジング	052-973-0101	名古屋市中区錦三丁目 16 番 27 号
ジャパンネクストリテイリング株式会社	052-734-3682	名古屋市千種区内山三丁目 31 番 20 号今池 NMビル 4 階
株式会社環整	0567-65-3333	弥富市中山町懸廻 138 番地の 1
株式会社水田住設	0561-78-8046	長久手市砂子 102 番地ロフティ長久手グリーンサイド 404 号
株式会社山恵建設	052-462-0535	あま市七宝町川部四反田 49 番地
株式会社ニシ井設備	0567-31-3346	津島市唐臼町東田面 70 番地 1
株式会社藤本設備	052-846-7200	名古屋市天白区笹原町 1010 番地
ニッカホーム株式会社	052-899-3580	名古屋市緑区竈山 2-1225
株式会社水協	06-4305-7414	大阪市天王寺区東高津町 3 番 29 号
株式会社パイプマン	052-398-5225	福島県いわき市江名字走出 173 番地

2 通信施設

2-1 あま市防災行政無線局一覧

令和 6 年 4 月 1 日現在

無線局種	無線設備	呼出名称
基地局	制御器	ぎょうせいあま
陸上移動	半固定型	あま 2 0 0
〃	〃	あま 2 0 1
〃	〃	あま 2 0 2
〃	〃	あま 2 0 3
〃	車載携帯型	あま 3 0 1
〃	〃	あま 3 0 2
〃	〃	あま 3 0 3
〃	〃	あま 3 0 4
〃	〃	あま 3 0 5
〃	携帯型	あま 4 0 1
〃	〃	あま 4 0 2
〃	〃	あま 4 0 3
〃	〃	あま 4 0 4
〃	〃	あま 4 0 5
〃	〃	あま 4 0 6
〃	〃	あま 4 0 7
〃	〃	あま 4 0 8

無線局種	無線設備	呼出名称
〃	〃	あま409
〃	〃	あま410
〃	〃	あま411
〃	〃	あま412
〃	〃	あま413
〃	〃	あま414
〃	〃	あま415
〃	〃	あま416
〃	〃	あま417
〃	〃	あま418
〃	〃	あま204
〃	〃	あま205
〃	〃	あま206
〃	〃	あま207
〃	〃	あま208
〃	〃	あま209
〃	〃	あま210
〃	〃	あま211
〃	〃	あま212
〃	〃	あま213
〃	〃	あま214
〃	〃	あま215
〃	〃	あま216
〃	〃	あま217
〃	〃	あま218
〃	〃	あま219
〃	〃	あま220
〃	〃	あま221
〃	〃	あま222
〃	〃	あま223
〃	〃	あま224
〃	〃	あま225
〃	〃	あま226
〃	〃	あま227
〃	〃	あま228
〃	〃	あま229
〃	〃	あま230

無線局種	無線設備	呼出名称
〃	〃	あま231
〃	〃	あま232
〃	〃	あま233
〃	〃	あま234
〃	〃	あま235
〃	〃	あま236
〃	〃	あま237
〃	〃	あま238
〃	〃	あま239
〃	〃	あま240
〃	〃	あま241

3 観測施設

3-1 雨量観測所

水系名	観測所名	設置場所	管理者
日光川	海部東部消防組合	あま市七宝町遠島十坪 119 番地 1 海部東部消防組合消防本部	海部東部消防組合

3-2 水位観測所

水系名	河川名	観測所名	設置場所	管理者
日光川	蟹江川	木田	あま市金岩 535 番地先	愛知県
日光川	福田川	新居屋	あま市新居屋上権現 61 番地	愛知県

(注) 海部建設事務所の所管する水防テレメーター水位観測所局である。

3-3 風向・風速観測所

観測所名	設置場所	管理者
海部東部消防組合	あま市七宝町遠島十坪 119 番地 1 海部東部消防組合消防本部	海部東部消防組合

4 防災施設・設備等

4-1 指定避難所一覧

番号	避難所名	施設管理	所在地	電話番号
1	七宝保健センター	健康推進課	七宝町桂弥勒 28 番地	441-5665
2	美和保健センター	健康推進課	花正中之割 2 番地	443-3838
3	甚目寺総合福祉会館	健康推進課	西今宿馬洗 46 番地	444-1177
4	七宝焼アートヴィレッジ	商工観光課	七宝町遠島十三割 2000 番地	443-7588
5	七宝公民館	生涯学習課	七宝町安松小新田 2337 番地	444-2511
6	七宝総合体育館	スポーツ課	七宝町伊福宮東 3 番地 1	441-5001
7	人権ふれあいセンター	人権推進課	西今宿平割二 32 番地	444-5393
8	美和情報ふれあいセンター	企画政策課	木田丁子ノ口 6 番地 1	444-1712
9	篠田防災コミュニティセンター	企画政策課	篠田三丁目 51 番地	444-1712
10	下萱津コミュニティ防災センター	企画政策課 (下萱津コミュニティ推進協議会指定管理)	下萱津山伏 8 番地	443-9780
11	上萱津コミュニティ防災センター	企画政策課 (上萱津コミュニティ協議会指定管理)	上萱津上野 87 番地	449-7450
12	坂牧コミュニティ防災センター	企画政策課 (坂牧コミュニティ協議会指定管理)	坂牧阿原 25 番地	445-9300
13	甚目寺南防災センター	危機管理課 (甚目寺区指定管理)	甚目寺須原 20 番地	446-4400
14	新居屋防災センター	危機管理課 (新居屋区江上田町内会指定管理)	新居屋江上田 14 番地 28	445-5360
15	七宝小学校	教育総務課	七宝町桂角田 1777 番地	444-2035
16	宝小学校	教育総務課	七宝町遠島大切戸 1296 番地	444-0902
17	伊福小学校	教育総務課	七宝町伊福河原 28 番地	444-0902
18	秋竹小学校	教育総務課	七宝町秋竹中道 358 番地	444-0902
19	美和小学校	教育総務課	木田小島 55 番地	444-0902
20	正則小学校	教育総務課	二ツ寺三本松 46 番地	444-0902
21	篠田小学校	教育総務課	篠田十王堂 59 番地	444-0902
22	美和東小学校	教育総務課	木折寺田 1 番地 3	444-0902
23	甚目寺小学校	教育総務課	甚目寺寺西 40 番地	444-0902
24	甚目寺南小学校	教育総務課	中萱津西ノ川 40 番地	444-0902
25	甚目寺東小学校	教育総務課	西今宿六反割 60 番地 1	444-0902
26	甚目寺西小学校	教育総務課	新居屋三反通 11 番地	444-0902
27	七宝中学校	教育総務課	七宝町川部山王 4 番地	444-0902

番号	避難所名	施設管理	所在地	電話番号
28	七宝北中学校	教育総務課	七宝町遠島十坪 117 番地	444-0902
29	美和中学校	教育総務課	木田丁子ノ口 1 番地	444-0902
30	甚目寺中学校	教育総務課	甚目寺二伴田 76 番地	444-0902
31	甚目寺南中学校	教育総務課	本郷八尻 6 番地	444-0902
32	美和文化会館	生涯学習課 (ホームックス株式会社指定管理)	花正地先 1 番地 1	449-1114
33	甚目寺総合体育館	スポーツ課	西今宿馬洗 56 番地	443-8151
34	甚目寺公民館	生涯学習課	甚目寺二伴田 65 番地	444-1621
35	美和児童館	子ども福祉課	木田五反田 124 番地 1	443-5454
36	甚目寺北児童館 (森憩の家)	子ども福祉課	森二丁目 6 番地 2	445-1367
37	甚目寺南児童館 (本郷憩の家)	子ども福祉課	本郷柿ノ木 92 番地	443-1753
38	甚目寺西児童館 (新居屋憩の家)	子ども福祉課	新居屋東高田 58 番地	442-0083
39	甚目寺老人福祉センター	人権推進課	西今宿平割二 25 番地	443-2033
40	甚目寺会館	商工観光課 (商工会指定管理)	甚目寺東大門 8 番地	441-7118
41	コミュニティプラザ萱津	環境衛生課	中萱津法慶寺 24 番地	449-2711

4-2 指定緊急避難場所一覧

番号	指定緊急避難場所名	所在地	洪水※1	地震※2	津波	大規模火災
1	七宝保健センター	七宝町桂弥勒 28 番地	○	×	○	×
2	美和保健センター	花正中之割 2 番地	○	×	○	×
3	甚目寺総合福祉会館	西今宿馬洗 46 番地	○	×	○	×
4	七宝焼アートヴィレッジ	七宝町遠島十三割 2000 番地	○	×	○	○
5	七宝公民館	七宝町安松小新田 2337 番地	○	×	○	×
6	七宝総合体育館	七宝町伊福宮東 3 番地 1	○	×	○	×
	〃 駐車場		×	○	○	○
7	人権ふれあいセンター	西今宿平割二 32 番地	○	×	○	×
8	美和情報ふれあいセンター	木田丁子ノ口 6 番地 1	○	×	○	×
9	篠田防災コミュニティセンター	篠田三丁目 51 番地	○	×	○	○
10	下萱津コミュニティ防災センター	下萱津山伏 8 番地	○	×	○	×
11	上萱津コミュニティ防災センター	上萱津上野 87 番地	○	×	○	×
	〃 南公用地		×	○	○	○
12	坂牧コミュニティ防災センター	坂牧阿原 25 番地	○	×	○	×
13	甚目寺南防災センター	甚目寺須原 20 番地	○	×	○	×
14	新居屋防災センター	新居屋江上田 14 番地 28	○	×	○	×
15	七宝小学校	七宝町桂角田 1777 番地	○	×	○	×
	〃 グラウンド		×	○	×	○
16	宝小学校	七宝町遠島大切戸 1296 番地	○	×	○	×
	〃 グラウンド		×	○	×	○
17	伊福小学校	七宝町伊福河原 28 番地	○	×	○	×
	〃 グラウンド		×	○	×	○
18	秋竹小学校	七宝町秋竹中道 358 番地	○	×	○	×
	〃 グラウンド		×	○	×	○
19	美和小学校	木田小島 55 番地	○	×	○	×
	〃 グラウンド		×	○	○	○
20	正則小学校	二ツ寺三本松 46 番地	○	×	○	×
	〃 グラウンド		×	○	○	○
21	篠田小学校	篠田十王堂 59 番地	○	×	○	×
	〃 グラウンド		×	○	○	○
22	美和東小学校	木折寺田 1 番地 3	○	×	○	×
	〃 グラウンド		×	○	○	○
23	甚目寺小学校	甚目寺寺西 40 番地	○	×	○	×
	〃 グラウンド		×	○	○	○
24	甚目寺南小学校	中萱津西ノ川 40 番地	○	×	○	×
	〃 グラウンド		×	○	○	○
25	甚目寺東小学校	西今宿六反割 60 番地 1	○	×	○	×
	〃 グラウンド		×	○	○	○
26	甚目寺西小学校	新居屋三反通 11 番地	○	×	○	×
	〃 グラウンド		×	○	○	○
27	七宝中学校	七宝町川部山王 4 番地	○	×	○	×
	〃 グラウンド		×	○	×	○
28	七宝北中学校	七宝町遠島十坪 117 番地	○	×	○	×
	〃 グラウンド		×	○	○	○

番号	指定緊急避難場所名	所在地	洪水※1	地震※2	津波	大規模火災
29	美和中学校	木田丁子ノ口1番地	○	×	○	×
	〃 グラウンド		×	○	○	○
30	甚目寺中学校	甚目寺二伴田76番地	○	×	○	×
	〃 グラウンド		×	○	○	○
31	甚目寺南中学校	本郷八尻6番地	○	×	○	×
	〃 グラウンド		×	○	○	○
32	美和文化会館	花正地先1番地1	○	×	○	○
	〃 西側駐車場		×	○	○	○
33	甚目寺総合体育館	西今宿馬洗56番地	○	×	○	○
34	甚目寺公民館	甚目寺二伴田65番地	○	×	○	○
35	美和児童館	木田五反田124番地1	○	×	○	×
36	甚目寺北児童館（森憩の家）	森二丁目6番地2	○	×	○	×
37	甚目寺南児童館（本郷憩の家）	本郷柿ノ木92番地	○	×	○	×
38	甚目寺西児童館（新居屋憩の家）	新居屋東高田58番地	○	×	○	×
39	甚目寺老人福祉センター	西今宿平割25番地	○	×	○	×
40	甚目寺会館	甚目寺東大門8番地	○	×	○	×
41	コミュニティプラザ萱津	中萱津法慶寺24番地	○	×	○	×
42	七宝グラウンド	七宝町桂弥勒28番地	×	○	×	○
43	七宝鷹居グラウンド	七宝町鷹居5丁目2番地	×	○	×	○
44	美和グラウンド	東溝口三丁目101番地	×	○	○	○
45	蜂須賀グラウンド	蜂須賀八幡前18番地	×	○	○	○
46	森グラウンド	森2丁目6番地4	×	○	○	○
47	二ツ寺親水公園	二ツ寺西高須賀1番地	×	○	○	○
48	森ヶ丘公園	森4丁目6番地	×	○	○	○

※1 洪水の状況によっては、1階部分が使用できない場合があります。

※2 当該施設の安全が確認できれば、避難所として使用できます。

4-3 医療機関一覧

令和6年10月1日現在

医療機関名	所在地	電話
あま市民病院	甚目寺畦田1番地	444-0050
好生館病院	上萱津西ノ川8番地	444-3188
七宝病院	七宝町下田矢倉下1432番地	443-7800
浅井外科クリニック	七宝町沖之島九之坪44番地	441-8002
あおの樹ホームケアクリニック	木田加瀬55番地 キングスヴィレッジY棟	441-6100
あすかクリニック	七宝町沖之島西流36番地	449-1681
安藤クリニック	中萱津道場98番地	444-1508
伊東医院	二ツ寺屋敷171番地	444-1033
伊藤医院	甚目寺五位田167番地	441-2408
岩間クリニック	花正柳坪32番地2	442-7030
栄生堂医院	七宝町秋竹三角572番地	444-2008
駅前ふじたクリニック	甚目寺五位田103番地 KAFOビル1階	462-0222
おおさわ眼科	花正五反田41番地2	445-4777
おぐし耳鼻咽喉科クリニック	森山弁才天72番地4	443-3080
小野クリニック	小路三丁目9番地6	445-2221
加藤医院	七宝町川部折戸11番地	441-5557
眼科池田クリニック	坂牧坂塩150番地	449-0077
小林クリニック	上萱津深見5番地	444-4500
後藤医院	七宝町伊福河原140番地	444-2133
ごとう皮膚科クリニック	七宝町沖之島高畑43番地2	441-0077
小西整形外科	七宝町下田折場976番地1	875-7178
近藤内科クリニック	七宝町沖之島高畑105番地	444-0016
近藤療院六町クリニック	二ツ寺六町3番地	443-7145
桜眼科クリニック	小路1-10-1	441-2001
さとう耳鼻咽喉科クリニック	七宝町安松八丁目115番地1	441-3456
しげやす内科クリニック	篠田稻荷46番地	449-5550
杉村医院	本郷花ノ木39番地	443-1331
角田内科医院	七宝町遠島鳥居先183番地88	444-0970
たかぎクリニック	二ツ寺六町74番地1	444-3214
富田レディースクリニック	中萱津南の川66番地	441-5811
脳神経外科のぞみクリニック	篠田寺後75番地1	443-5533

医 療 機 関 名	所 在 地	電 話
は だ め 皮 膚 科	森山弁才天 84 番地 4	445-1661
原 ク リ ニ ッ ク	森四丁目 2 番地 2	441-1117
ひ だ ま り こ こ ろ ク リ ニ ッ ク	甚目寺五位田 156 番地	441-0800
フ ジ ノ 内 科	木田飛江ノ見 70 番地 1	441-2713
マ ス ブ ン 医 院	甚目寺松山 80 番地	445-3037
宮 地 ク リ ニ ッ ク	篠田小塚 48 番地	444-1064
村 上 医 院	七宝町徳実郷 53 番地 2	443-7771
もちづき内科&はるかこどもクリニック	丹波深田 48 番地	443-3320
森 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク	七宝町桂深田 60 番地	445-5050
も り や 整 形 外 科	新居屋辻畑 49 番地	445-3711
山 岸 内 科 ク リ ニ ッ ク	蜂須賀下五反地 533 番地	443-4891
横 井 こ と ぶ き ク リ ニ ッ ク	坂牧北浦 102 番地	441-1555
吉 岡 内 科 ク リ ニ ッ ク	七宝町桂西塚 82 番地	441-5211
よ つ 葉 ファ ミ リ ー ク リ ニ ッ ク	新居屋郷 111 番地 1	526-6767
わ た り 整 形 外 科	甚目寺権現 79 番地 1	449-6699

4-4 主食等の備蓄状況

令和6年4月1日現在

品 目	数 量
ア ル フ ァ 米	51,950 食
調 理 不 要 ご 飯	13,250 食
ビ ス ケ ッ ト	17,100 食
ビ ス コ	20,880 食
粉ミルク（1袋5個×48袋入・1,296g）	36 箱
粉ミルクアレルギーフリー（7.25g×12本入・87g）	40 箱

4-5 給水用資機材保有状況

令和6年10月1日現在

資 機 材 団 体	積載用給水タンク 1.0 t	ポ リ エ チ レ ン 容 器		ビニール袋(非常用飲料水袋)
		20ℓ	10ℓ	6ℓ
あ ま 市	4 基	75 個	21 個	8,900 枚

4-6 海部東部消防組合所有の救出用資機材一覧

種 類	名 称	数量	備 考
一般救助用器具	かぎ付きはしご	7	
	金属製折りたたみ梯子又はワイヤー梯子	1	
	救命索発射銃	1	レスキューMAX
	平担架	4	
	三連梯子	7	
	空気式救助マット	1	
	サバイバースリング又は救命用縛隊	11	
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	2	
	可搬ウインチ	5	
	大型油圧スプレッダー	1	
	チェンブロック	1	
	油圧スプレッダー	2	電動式 1
	マンホール救助器具	1	
	マット型空気ジャッキ	1	
切断用器具	油圧切断機	3	電動式 1
	ガス溶断器	1	
	鉄線カッター	9	
	大型油圧切断機	1	
	コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	1	
	エンジンカッター（エンジン式）	1	
	エンジンカッター（電動式）	1	
	チェーンソー（エンジン式）	2	
	チェーンソー（電動式）	1	
	空気鋸	1	
	レシプロソー	3	
	空気切断機	1	
	破壊用器具	万能斧	12
携帯用コンクリート破壊器具		4	
ハンマドリル		1	
ハンマー		9	
削岩機		1	
検知・測定用器具	有毒ガス測定器	4	
	可燃性ガス測定器	4	
	酸素濃度測定器	4	
呼吸保護用用具	空気呼吸器	49	
	防塵マスク	42	

種 類	名 称	数量	備 考
	空気用補充用ボンベ	138	
	簡易呼吸器	3	
	送排風機	1	
隊員用保護器具	耐電手袋	6	
	耐電ズボン	6	
	防塵メガネ	10	
	防毒マスク	11	
	陽圧式化学防護服	5	
	耐電衣	9	
	耐電長靴	16	
	携帯警報器	10	
	化学防護服（陽圧式化学防護服を除く）	5	
除染用器具	除染シャワー	1	
	除染剤散布器	2	
水難救助用器具	潜水器具	13	
	水中投光器	7	
	浮標	5	
	船外機	2	
	水中無線機	5	
	救命胴衣	38	
	救命浮環	10	
	救命ボート	4	
	水中時計	7	
	潜水用ボンベ	14	
山岳救助用器具	バスケット型担架	4	
検索用器具	簡易画像探索機	1	
高度救助用器具	熱画像直視装置	1	
その他の救助用器具	投光器	6	
	携帯拡声器	16	
	応急処置用セット	2	
	緩降機	2	
	救助用降下機	1	
	携帯無線機	21	
	車両移動器具	1	
	発電機	10	

4-7 防疫用資機材の保有状況

動力噴霧器	4台
-------	----

4-8 (水防法等に基づく) 要配慮者利用施設一覧

施設名称	所在地	電話番号
あま市甚目寺老人福祉センター	西今宿平割二 25 番地	443-2033
あま市民病院	甚目寺畦田 1 番地	444-0050
あま市甚目寺総合福祉会館	西今宿馬洗 46 番地	444-1177
Kライン・ケアセンター七宝	七宝町秋竹六反田 417 番地 7	414-7017
Kライン・ケアセンター美和	蜂須賀北本郷 1317 番地 1	433-8300
就労継続支援A型事業所 アスライト	甚目寺郷浦 140 番地 1	449-6005
ふくろうの家 あんりみ	上萱津佐渡 37 番地	445-8476
ふくろうの家 坂牧	坂牧阿原 64 番地 2	443-7611
浅井外科デイケアセンター	七宝町沖之島九之坪 44 番地	441-8641
エトワール下田橋	七宝町下田五之坪 1111 番地	442-4165
七宝園	七宝町下田矢倉下 1433 番地	445-5411
七宝病院	七宝町下田矢倉下 1432 番地	443-7800
グループホーム七宝	七宝町下田江西 66 番地 2	443-5501
好生館病院	上萱津西ノ川 8 番地	444-3188
est. あま	篠田長堀 56 番地	441-6704
放課後デイサービス チャイルドパーク くまの家	西今宿山伏三 6 番地 1	052-870-0068
ナーシングホーム幸空	坂牧郷 9 番地	756-2517
グループホーム symphony 七宝	七宝町伊福河原 3 番地 6	870-9895
デイサービスうらら	木田飛江ノ見 75 番地 1	485-8219
こくりこデイサービス	甚目寺五位田 152 番地 1	485-9797
短期入所支援事業所 こくりこ じもくじ	小路三丁目 10 番 5	526-1125
放課後デイサービス こくりこ じもくじ	小路三丁目 10 番 7	445-5905
グループホームサライあま	西今宿梶村一 6 番 6	444-3488
医心館あま	小路三丁目 1 番地 3	462-8975
いーりす	森四丁目 10 番地 16	756-3535
ウィルサポート	森五丁目 8 番地 5	462-9837
ケアライフ たいよう	新居屋八島 45 番地	442-0666
アローホームかやづ	上萱津八剣 13 番地 1	441-2366
デイサービス 心愛	森二丁目 6 番地 5	462-2011
FLOWER OF LIFE 友楽	本郷三反地 99 番地	449-2311
リハプロジェクト8	小路一丁目 6 番 1	462-6111
カネスエ・フロンティア	森六丁目 2 番地 2	080-6992-4496

施設名称	所在地	電話番号
デイサービスろはす	金岩後堂 12 番地	870-3444
ワークスペース里	七宝町下田江西 98 番地 1	886-0306
ほのぼのデイサービスセンター 穂華	丹波川中 37 番地 1	526-5011
デイサービス まはろ	森二丁目 1 番地 3	526-7709
障がい者就労支援 B 型事業所 クララ	方領西六反地 65 番地 1	433-3911
児童発達支援サービス ふくぶく	森一丁目 5 番 13 号	446-6966
グッドライフ	七宝町桂藪ノ内 35 番地	880-0174
ハートデイサービス	七宝町桂親田 2027 番地	462-0410
第 2 ハートデイサービス	七宝町遠島七反田 491 番地 1	414-7877
住宅型有料老人ホーム フレシア	篠田小塚 55 番地 1	449-5505
放課後等デイサービス トラスト	七宝町伊福河原 1 番地 1	720-0025
就労継続支援 B 型事業所 あ・うん	花長茶木島 27 番地 4	433-7779
なごみの家	七宝町桂境之橋 14 番地	462-8648
グループホーム てとてニッケタウン	甚目寺桑丸 8 番地 1	446-5161
デイホーム心彩 (ここあ)	七宝町下田上才当治 23 番地	717-4726
つぼみ	七宝町鷹居 1 番地 106	526-8585
ひまわり会館七宝	七宝町安松 13 丁目 36 番地	443-7015
就労継続支援事業所 BeYou	森一丁目 5 番地 1	485-5722
グループホーム F o r e s t	森二丁目 5 番地 11	449-5051
悠々ハウス甚目寺	甚目寺郷中 54 番地 2 トミダ甚目寺ビル 1F	485-4572
障がい児通所支援事業所 りやん	新居屋江上田 125 番地	446-6298
グループホームひなた	甚目寺沖田 18 番地 3	090-3839-6356
ライフケアあま	森三丁目 13 番地 2	444-8600
葵	甚目寺八尻 101 番地 2	462-0274
ナーシングホーム美空あま	新居屋大日 30 番地	526-1102
デイサービス縁楽 森	森一丁目 10 番 12	444-0654
地域活動支援センターうさぎ	二ツ寺鬼田 65 番地 1	446-5171
ハートケアホーム OS	甚目寺山之浦 176 番地 2 OS・SKY マンション	443-4423
ハートケアホーム新居屋	新居屋東高田 80 番地 1	443-4423
就労継続支援 B 型事業所 つむぐ	七宝町川部出屋敷 53 番地	443-2237
ファーストステップあま	篠田寺前 12 番地 1 階	870-0704
あま市くすのきの家	甚目寺稻荷新田 20 番地	446-0453
あま市くすのきの家西館	甚目寺稻荷新田 37 番地 1	445-1365
ケアハウスあま	二ツ寺西高須賀 2 番地	445-0211
グループホーム第二あま恵寿荘	二ツ寺三本松 82 番地	445-0220
生活介護 ている	七宝町遠島七台 1074 番	446-8814

施設名称	所在地	電話番号
グループホームきららあま七宝町	七宝町鯉橋六丁目 27 番地 1	462-0611
たんぽぽデイサービス甚目寺	本郷郷前 9 番地	462-0765
チャイルドウィッシュあま	新居屋山 109 番地	485-9443
チャイルドハート東海甚目寺	本郷柿ノ木 119 番地	462-1447
L. I. B.	七宝町川部丸田 54 番地	414-7094
じもくじ	甚目寺松山 147 番地 2	700-2236
グループホーム第 3 じもくじ	甚目寺町権現 116 番地	710-4323
第 2 じもくじ	甚目寺町権現 116 番地	710-4323
なないろたまご	森七丁目 5 番地 7	462-6556
日中一時支援 どんぐりの森	七宝町桂郷内 1634 番地	445-3030
グループホーム木田	木田道下 59 番 1	442-2214
ハート	森山番上 30 番地 1	756-2586
就労継続支援 B 型事業所 くろーばー	七宝町鷹居一丁目 78 番地	442-0333
放課後等デイサービス すまいる	七宝町鷹居一丁目 78 番地	443-2525
指定共同生活介護コスモス	新居屋烏帽子 23 番地 1	442-8100
指定就労継続支援施設ダリア	新居屋烏帽子 23 番地 1	442-8118
指定共同生活介護らん	新居屋岩屋 6 番地	442-1903
リハビリ広場 ぷらすはびねす	花正柳坪 28 番地 3	442-7711
海部東部日中一時支援事業所	西今宿梶村一 15 番地	442-3191
海部東部デイサービスセンター	新居屋鶴田 14 番地	462-0601
あいき針灸デイセンター	中萱津南ノ川 17 番地	444-4070
あおば会 グループホームやすらぎの家	坂牧向江 70 番地	449-6316
リハビリデイサービスげんき倶楽部・甚目寺	新居屋辻畑 54 ハイレジデンス 102 号室	449-6016
ヴィエールひだまり	乙之子楠島 30 番地 1	445-3147
小規模多機能型居宅介護施設 「ふくじゅそう」	七宝町伊福河原 136 番地	462-1771
グループホーム「ポプラ」	七宝町伊福河原 136 番地	462-1772
リハビリデイサービスさくら	七宝町桂北海道 43 番地	441-1191
デイカフェ咲く	七宝町桂北海道 43 番地	441-3538
リハビリ湯や あしたば	甚目寺権現 97 番地 2	890-8012
えんでこ	森山弁才天 80 番地	414-4781
えんでこ 2	花正八反田 57 番地	414-4781
えんでここあ	小橋方杖之口 378 番地 11	217-7514
放課後等デイサービス ちびっこどんぐり	七宝町桂宮附 1590 番地	445-0009
地域活動支援センター ゆったりホーム	七宝町桂西塚 83 番地	446-1733
ホッとスペース いずみ	花長下町田 26 番地 4	0587-81-4404
グループホーム Forest II	森三丁目 3 番地 18	526-7768

施設名称	所在地	電話番号
グループホーム symphony 甚目寺	甚目寺沖田 43 番地 3	717-6405
est. あまⅡ	篠田北長無 2 番地 1	747-1244
グループホームふくろうの家坂牧Ⅱ	甚目寺松山 178 番地 7	442-7344
est. あまⅢ	七宝町川部屋敷代 70	217-7002
グループホームわおん西今宿	西今宿郷内-35	080-7346-8161
グループホーム木田C	森山番上 3 0 番 7	441-7139
こだまのいえ鯉橋	七宝町鯉橋一丁目 45 番地 2	445-5530
ハートホームごん太	新居屋上権限 89 番地 5	443-4423
結和のおうち あま石作	石作郷 6 番地 4	444-1182
すてっぷあいる	中橋五反地 9 番地	414-5546
ちよだファーム	木田東 2 3 番地 1	526-2666
B e レンジャーきらきら蛙	七宝町桂宮前 8 番地	526-8666
ヤシの木	七宝町伊福参之割 48 番地 1	433-9551
共の和 あま	甚目寺郷前 39 番地	442-0202
D a y s アクティブ	甚目寺桜田 9 番地 1	443-0390
生活介護事業所 BeYou	森八丁目 14 番地 6	442-0211
デイサービスおかげ庵花木	新居屋又屋敷 63 番地	449-5535
デイサービスゴールドエイジあま	中萱津砂入 19 番地	485-7700
ゴールドエイジあま	中萱津砂入 19 番地	588-2060
ニッケととてあま	甚目寺権現 4 番地 2	485-5240
ニッケふれあいセンターあま	甚目寺権現 4 番地 2	485-5240
ハピネス花木	新居屋又屋敷 63 番地	449-5535
さわやかあま館	上萱津大門 11 番地	093-551-5555
地域活動支援センター 輪喜	木田道上 37 番地	090-4261-0154
地域活動支援センターヤシの実	七宝町伊福参之割 48 番地 1	433-9551
緑家七宝	七宝町桂角田 32 番地	756-4803
ソレイユ蜂須賀	蜂須賀五反地 21-1	442-8107
あま市七宝老人福祉センター	七宝町桂弥勒 28 番地	441-1681
あま市美和総合福祉センターすみれの里	花正中之割 13 番地 1	446-0611
あま市七宝高齢者生きがい活動センター	七宝町桂弥勒 28 番地	443-5078
特別養護老人ホームあま恵寿荘	二ツ寺西高須賀 2 番地	445-0211
特別養護老人ホーム第Ⅱあま恵寿荘	坂牧向江 24 番地	462-0124
老人デイサービスセンター 「あま恵寿荘デイサービスセンター」	二ツ寺西高須賀 2 番地	445-0211
認知症共同生活介護支援事業 グループホームあま恵寿荘	二ツ寺西高須賀 2 番地	445-0211
有料老人ホーム咲くさく	七宝町遠島南萱苺島 33 番	445-1139
メディカルホーム 雅・あま	七宝町川部佛教田 76 番 1	433-5701

施設名称	所在地	電話番号
ナーシングホームグレース	新居屋茶屋 34 番地	750-8311
緑家甚目寺	本郷取替 18 番地	756-4803
あま市立七宝北部保育園	七宝町安松七丁目 8 番地	441-0644
あま市立正則保育園	二ツ寺三本松 80 番地	444-1529
あま市立篠田保育園	篠田三丁目 52 番地	443-0656
あま市立昭和保育園	甚目寺二伴田 76 番地	444-5199
あま市立聖徳保育園	甚目寺東大門 43 番地	444-7731
あま市立萱津保育園	中萱津南宿 208 番地	442-1884
あま市立新居屋保育園	新居屋東高田 50 番地	442-1883
あま市立五条保育園	西今宿六反地四 12 番地	441-5995
あま市立大花保育園	上萱津銭神 65 番地 1	443-0811
社会福祉法人七宝福祉会七宝こども園	七宝町伊福薬師 16 番地	442-1221
社会福祉法人美和こども園	金岩枝村 36 番地	444-1131
社会福祉法人福寿会ひかりこども園	新居屋辻畑 22 番地	449-6888
学校法人福寿学園七宝幼稚園	七宝町安松八丁目 92 番地	444-4744
学校法人明和学園幼保連携型こども園 明和幼稚園	中橋宮前 18 番地	442-0301
あま市立七宝児童館	七宝町安松壱本木 2416 番地 2	442-2550
あま市立美和児童館	木田五反田 124 番地 1	443-5454
あま市立甚目寺南児童館	本郷柿ノ木 92 番地	443-1753
あま市立甚目寺北児童館	森二丁目 6 番地 2	445-1367
あま市立甚目寺西児童館	新居屋東高田 58 番地	442-0083
学校法人名西学園青山幼稚園	七宝町沖之島五反田 28 番地 1	442-3488
学校法人長沢学園木田幼稚園	木田南一丁目 2 番地 5	442-0180
学校法人愛知石川学園甚目寺幼稚園	西今宿山伏一 16 番地	444-0572
学校法人宝学園中川幼稚園	七宝町伊福隅田 56 番地	442-0170
あま市立七宝小学校	七宝町桂角田 1777 番地	052-444-2035
あま市立宝小学校	七宝町遠島大切戸 1296 番地	052-444-8294
あま市立伊福小学校	七宝町伊福河原 28 番地	052-444-8297
あま市立秋竹小学校	七宝町秋竹中道 358 番地	052-442-8553
あま市立美和小学校	木田小島 55 番地	052-444-1047
あま市立正則小学校	二ツ寺三本松 46 番地	052-444-1073
あま市立篠田小学校	篠田十王堂 59 番地	052-444-1059
あま市立美和東小学校	木折寺田 1 番地 3	052-441-8577
あま市立甚目寺小学校	甚目寺寺西 40 番地	052-444-0040
あま市立甚目寺南小学校	西今宿六反割 60 番地 1	052-442-4717
あま市立甚目寺東小学校	中萱津西ノ川 40 番地	052-441-4493
あま市立甚目寺西小学校	新居屋三反通 11 番地	052-443-0024

施設名称	所在地	電話番号
あま市立七宝中学校	七宝町川部山王 4 番地	052-444-2051
あま市立七宝北中学校	七宝町遠島十坪 117 番地	052-441-7700
あま市立美和中学校	木田丁子ノ口 1 番地	052-444-1026
あま市立甚目寺中学校	甚目寺二伴田 76 番地	052-444-0074
あま市立甚目寺南中学校	本郷八尻 6 番地	052-443-1511
愛知県立五条高等学校	西今宿阿弥陀寺 56 番地	052-442-1515
愛知県立美和高等学校	篠田五ツ藤 1 番地	052-443-1700
あま市立七宝児童クラブ	七宝町桂角田 1777 番地	052-442-0130
あま市立宝児童クラブ	七宝町遠島大切戸 1296 番地	052-444-8305
あま市立伊福児童クラブ	七宝町伊福河原 28 番地	052-444-8316
あま市立秋竹児童クラブ	七宝町秋竹中道 358 番地	052-443-8007
あま市立美和北部児童クラブ	二ツ寺三本松 46 番地	052-441-4350
あま市立美和南部児童クラブ	篠田三丁目 51 番地	052-445-5270
あま市立美和東部児童クラブ	木田五反田 124-1	052-442-3650
あま市立美和児童クラブ	木田丁子の口 6-1	052-446-4490
あま市立美和小児童クラブ	木田小島 55 番地	080-2657-9366
あま市立甚目寺中央児童クラブ	西今宿馬洗 46	052-442-8036
あま市立甚目寺南児童クラブ	本郷柿ノ木 92	052-443-1753
あま市立甚目寺南小児童クラブ	中萱津西ノ川 40 番地	052-445-0887
あま市立甚目寺北児童クラブ	森二丁目 6-2	052-445-1367
あま市立甚目寺小児童クラブ	甚目寺寺西 40 番地	052-441-0145
あま市立甚目寺西児童クラブ	新居屋東高田 58	052-442-0083
宿泊提供施設 トヨヒロハウス	甚目寺茶之木田 5 8 ー 1	0120-449-190

(順不同)

5 消防関係

5-1 あま市消防団の構成及び分団の担当区域

区分	区域	団長	副団長	方面隊長	分団長	副分団長	班長	団員	計
団本部		1	6						7
東方面隊	第1分団	甚目寺		(1)	1	1	3	20	25
	第2分団	本郷・坂牧			1	1	3	20	25
	第3分団	下萱津、中萱津、 上萱津			1	1	3	20	25
	第4分団	栄、西今宿			1	1	3	20	25
北方面隊	第5分団	森、方領、 石作、小路		(1)	1	1	3	20	25
	第6分団	新居屋			1	1	3	20	25
	第7分団	二ツ寺、東溝口、 花長、富塚、古道			1	1	3	20	25
西方面隊	第8分団	花正、木折、金 岩、 木田		(1)	1	1	3	20	25
	第9分団	森山、中橋、丹 波、 蜂須賀			1	1	3	20	25
	第10分団	篠田、北苺、 小橋方、乙之子			1	1	3	20	25
	第11分団	沖之島、遠島、 安松、秋竹			1	1	3	20	25
南方面隊	第12分団	桂、下田、川部		(1)	1	1	3	20	25
	第13分団	伊福、下之森、徳 実			1	1	3	20	25
	第14分団	鷹居、鯉橋			1	1	3	20	25
合計		1	6	(4)	14	14	42	280	357

備考 方面隊長は、副団長が兼ねるため、内数を記載する。

5-2 海部東部消防組合保有の消防力及び消防水利の現況

1 消防ポンプ自動車等現有数

令和6年4月1日現在

種 類	数 量	種 類	数 量
消防吏員数	156人	救助工作車	1台
普通消防ポンプ自動車（B1以上）	3台	広 報 車	4台
水槽付消防ポンプ自動車（B1以上）	3台	後方支援車	1台
はしご付消防自動車（30m以上）	1台	人員搬送車	1台
化 学 車	1台	火災調査車	1台
救急自動車	6台	水 槽 車	1台
指 揮 車	1台	泡消火薬剤（合成界面活性剤 3%型）	4400

2 消防水利の現況

令和6年4月1日現在

種 類	消 火 栓	防火水槽（20～100m ³ 未満）	プ ール
数 量	1,347か所	189か所	19か所

（注） 消防水利は、あま市内に所在するもののみの数である。

5-3 あま市消防団保有の消防力

令和6年4月1日現在

分 団 数	団 員 数	広 報 車	小型動力 ポンプ	小型動力 ポンプ 積載車	小型動力 ポンプ 軽消防車
14分団	285人	2台	15台	14台	1台

5-4 海部東部消防組合保有の舟艇

令和6年4月1日現在

折 畳 式 舟 艇	F R P 製 舟 艇	船 外 機	ゴ ム ボ ー ト
1	1	2	4

5-5 危険物施設数一覧

令和6年4月1日現在

区 分		数 量
製 造 所		5
貯蔵所	屋内貯蔵所	30
	屋外タンク貯蔵所	12
	屋内タンク貯蔵所	6
	地下タンク貯蔵所	15
	移動タンク貯蔵所	4
	屋外貯蔵所	5
取扱所	給油取扱所・営業所	11
	給油取扱所・自家用	12
	販売取扱所・第1種	1
	一般取扱所	16
合 計		117

5-6 毒物・劇物貯蔵・取扱所数一覧

令和6年4月1日現在

区 分	数 量
少量危険物貯蔵取扱所	211
指定可燃物貯蔵取扱所	81
毒物・劇物貯蔵取扱所	19

6 水防関係

6-1 水防資機材備蓄状況

令和6年4月1日現在

設置場所			あま市						
倉庫名			七宝	七宝第二	美和	花正	篠田	甚目寺	甚目寺第二
主要資材	杭木（4m以上）	本	230		200			30	
	杭木（3m以下）	本	600		620	200	100	600	100
	銅杭（1m）	本	40	50		50	100	40	50
	縄	kg	94.8	13.5	99	27	13.5	99	17.5
	鉄線	kg	149.6	81.5	148	81.5	81.5	128	48.9
	土のう用袋	枚	66,050	19,000	34,750	24,700	25,000	74,900	21,000
	ブルーシート	枚	20	40	(30)40	50	50	50	40
	ビニールシート	本	6	10	7	10	8	8	3
主要器材	たこづち	丁	20	5	13	10	5	10	5
	掛矢	丁	25	5	12	19	5	17	10
	スコップ	丁	75	20	68	22	30	93	18
	鋸	丁	10	6	2	8	5	11	3
	おの	丁	15	5	5		5	5	
	ペンチ	丁	6	3	9	5	3	6	3
	ハンマー	丁	3	3	5	3	3	3	3
	大ハンマー	丁	14	10	13	15	10	14	10
	シノ	丁	19	3	7	3	3	5	5
	鎌	丁	23	5	15	10	5	25	5
	一輪車	台	7	5	6	4	5	3	5
	クリッパー	丁	10	5	8	15	5	6	3
	なた	丁	12		9	5		10	3
	ツルハシ	丁	5	5	20	5	5	5	3
	み	丁	20	20	25	18	20	20	10
	アルミリアカー	台		3	1	4	1	3	1
はしご	基		5	2	3	2	3	2	
主要器材	発電機	台		2		5		1	
	投光器（発電機搭載）	台		3		4		4	
	強力ライト	台	(15)30		(25)40	10	10	(15)29	
	キャップライト	台	(20)		40	20	20		
	救命胴衣	着	15		(10)30			(10)20	
	小型排水ポンプ	台		2		3		4	
	水中ポンプ	台		2		1		(1)1	
	チェーンソー	台		3		6		1	
	舟艇	隻		2	1	1		2	1
	船外機	台		2		2		1	1
ゴムボート	隻				1		2	2	

注（ ）内は市の保管

6-2 各予警報の基準地点等

1 洪水予報に関する基準地点

(1) 国土交通大臣が指定した河川

河川名	観測所名	所在地(位置)	水防団 待機水位 (指定水位) m	はん濫 注意水位 (警戒水位) m	避難判断 水位 m	はん濫 危険水位 m
木曾川	犬山	犬山市大字栗栖(左岸 59.7k)	5.80	9.20	11.60	12.20
	笠松	岐阜県羽島郡笠松町柳原(右岸 40.2k)	7.60	10.40	13.40	13.60
	木曾成戸	岐阜県海津市海津町成戸(右岸 24.4k)	4.40	5.80	8.70	8.90
長良川	長良成戸	岐阜県海津市海津町成戸(左岸 25.4k)	3.00	4.50	6.70	7.00
庄内川	志段味	名古屋市守山区中志段味(左岸 32.7k)	3.40	4.60	5.90	6.40
	枇杷島	清須市西枇杷島町小田井(右岸 15.7k)	4.60	5.60	8.50	8.90

(2) 知事が指定した河川

河川名	観測所名	所在地(位置)	水防団 待機水位 (通報水位) m	はん濫 注意水位 (警戒水位) m	避難判断 水位 m	はん濫 危険水位 m
新川	水場川 外水位	清須市阿原町(右岸 16.0km)	2.00	3.00	4.40	5.20
日光川	戸荻	一宮市萩原町築込字西古川1番地 (左岸名鉄尾西線上流 170m)	1.70	2.30	2.90	3.50
	古瀬	愛西市古瀬町村前14番地先 (左岸名鉄津島線下流 500m)	0.90	1.30	1.80	2.00

2 水防警報を発する基準

(1) 国土交通大臣が水防警報を行う河川

河川名	観測所名	所在地(位置)	水防団 待機水位 (通報水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	出動 水位	計画高 水位	堤防高 上:左岸 下:右岸	発令者 (量水標 管理者)	対象団体
木曾川	木曾成戸	岐阜県海津市海津町成戸 (右岸 24.1km 付近)	4.40	5.80	6.40	8.95	11.4 9.3	木曾川 下流河 川事務 所長	海部地区 水防事務組合
	葛木	愛西市葛木町 (左岸 18.3km 付近)	5.00	6.40	6.90	9.89	10.8 11.9		
	弥富	弥富市小島町 (左岸 8.8km 付近)	4.10	4.70	5.10	7.24	8.9 7.9		
長良川	長良成戸	岐阜県海津市海津町成戸 (左岸 25.4km 付近)	3.00	4.50	5.60	7.42	10.1 9.5		
庄内川	枇杷島	清須市西枇杷島町小田井 (右岸 15.7km 付近)	4.60	5.60	6.30	9.08	11.22 11.35	庄内川 河川事 務所長	名古屋市・清須 市・海部地区 水防事務組合

(2) 知事が水防警報を行う河川

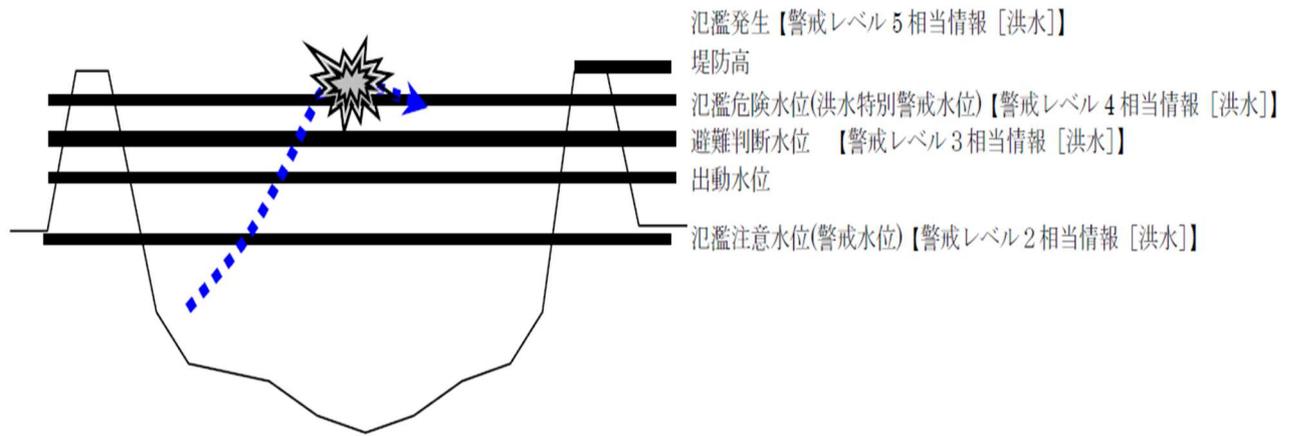
河川名	観測所名	所在地 (位置)	水防団待機水位 (通報水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	はん濫危険水位	堤防高上:左岸 下:右岸	発令者 (量水標管理者)	対象団体
新川	水場川外水位	清須市阿原 (右岸 16.00km 付近)	T.P. 2.00	T.P. 3.00	T.P. 3.90	T.P. 5.20	T.P. 6.24 6.28	尾張建設事務所長	海部地区水防事務組合・名古屋市・稲沢市・清須市・北名古屋市・豊山町・大治町・あま市
日光川	戸苅	一宮市萩原町築込 (左岸名鉄尾西線上流 170m)	T.P. 1.70	T.P. 2.30	T.P. 2.60	T.P. 3.50	T.P. 4.40 4.49	一宮建設事務所長	愛知県尾張水害予防組合・海部地区水防事務組合・名古屋市
	古瀬	愛西市古瀬町 (左岸名鉄津島線下流 500m)	T.P. 0.90	T.P. 1.30	T.P. 1.50	T.P. 2.00	T.P. 3.20 3.04	海部建設事務所長	

3 水位情報周知を行う知事が指定した河川

河川名	観測所名	基準水位 (m)					発表者
		水防団待機 (通報)	はん濫注意 (警戒)	出動	避難判断 (特別警戒)	はん濫危険 (危険)	
五条川	春日 (左岸 6.40km 付近)	T.P. (3.10)	T.P. (3.90)	T.P. (4.60)	T.P. 5.05	T.P. 5.55	尾張建設事務所長
領内川	祖父江 (右岸 6.84km 付近)	T.P. (0.10)	T.P. (0.75)	T.P. (1.30)	T.P. 1.60	T.P. 2.10	一宮建設事務所長
蟹江川	木田 (左岸 9.81km 付近)	T.P. (0.50)	T.P. (0.90)	T.P. (1.20)	T.P. 1.30	T.P. 1.55	海部建設事務所長
福田川	新居屋 (左岸 10.0km 付近)	T.P. (-0.05)	T.P. (0.30)	T.P. (0.60)	T.P. 0.85	T.P. 1.10	海部建設事務所長

水防警報河川の指定をしていない河川の水防団待機水位 (通報水位)、はん濫注意水位 (警戒水位)、出動水位については、参考水位のため、() 書きとしている。

氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）のイメージ



6-3 重要水防箇所一覧

(1) 庄内川水系（庄内川河川事務所）

河川名	位置	左右	地名	延長 (m)	種別	重要度	摘要 (水防工法)
庄内川	11.0k + 100m ~ 11.8k	右	あま市下萱津	740	越水 (溢水)	B	暫定堤防、堤防高・河積不足（積土のう工）
庄内川	11.8k ~ 11.8k + 80m	右	あま市下萱津	80	越水 (溢水)	B	暫定堤防、堤防高不足（積土のう工）
庄内川	11.8k + 80m ~ 11.8k + 190m	右	あま市下萱津	110	越水 (溢水)	B	堤防高不足（積土のう工）
庄内川	11.8k + 190m ~ 13.6k + 100m	右	あま市下萱津	1,710	越水 (溢水)	B	堤防高・河積不足（積土のう工）
庄内川	11.8k + 36m	右左	あま市下萱津	1箇所	工作物	B	余裕高不足 豊公橋

(2) 海部建設事務所管内

河川名	位置	左右	地名	延長 (m)	種別	重要度	選定理由	摘要 (水防工法)
福田川	10.2k + 8m	左右	あま市新居屋 (名鉄鉄道橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
蟹江川	5.3k + 13m	左右	あま市七宝町鷹居 江向（鷹居橋）	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
蟹江川	7.0k + 220m	左右	あま市七宝町下田 地内（弓掛橋）	1箇所	工作物	B	余裕高不足	(積土のう工)
蟹江川	9.2k + 45m	左右	あま市篠田堤添 (篠田橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
蟹江川	9.8k + 30m ~ 9.8k + 90m	右	あま市木田東江西 下(名鉄線下流)	60	堤防 断面	B	堤防断面不足	(積土のう工)
蟹江川	9.9k	左右	あま市金岩前浪 (名鉄橋)	1箇所	工作物	A	疎通能力不足	(積土のう工)
蟹江川	9.9k ~ 9.9k + 40m	左	あま市金岩前浪 (名鉄橋上流)	40	堤防 断面	B	堤防断面不足	(積土のう工)

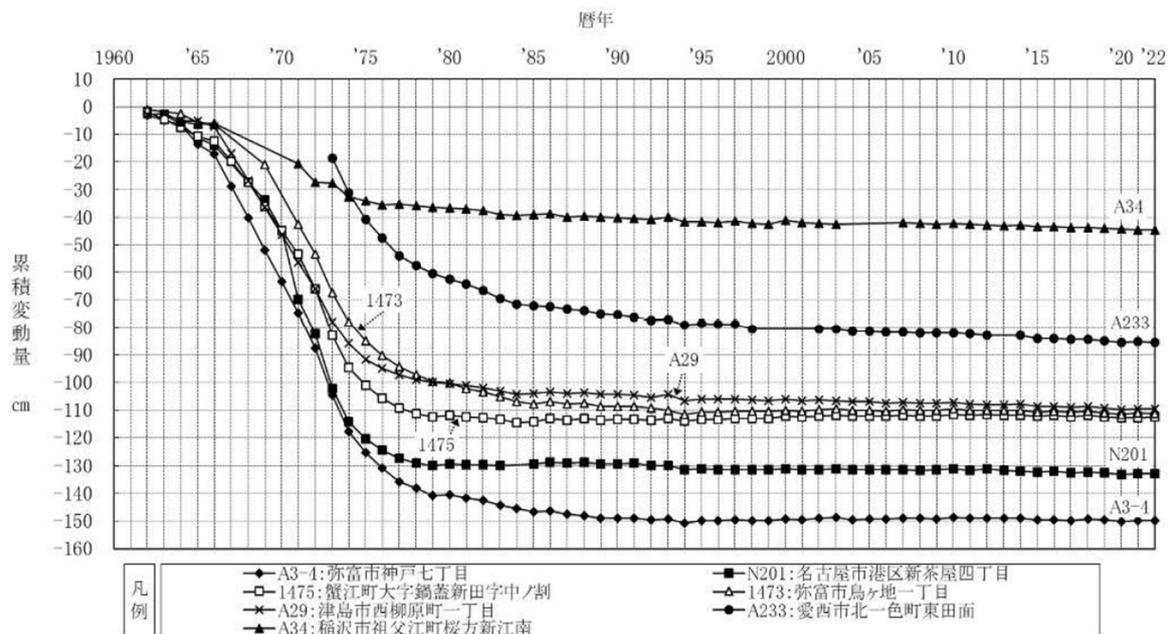
河川名	位置	左右	地名	延長 (m)	種別	重要度	摘要 (水防工法)
萱津用水	10.8k + 50m ~ 12.9k	左	あま市上萱津、中 萱津、下萱津地内	2,050	越水、 漏水	B	(積土のう工) (月の輪工)
萱津用水	10.8k + 50m ~ 12.9k	右	あま市上萱津、中 萱津、下萱津地内	2,050	越水、 漏水	B	(積土のう工) (月の輪工)

6-4 水防上重要な水こう門一覧

河川名	名称	所在地	構造	管理者
蟹江川	木田排水機場	木田東新五領 35-13	φ 700 mm×37KW×2台 φ 300 mm×15KW×1台 1.86m ³ /s	木田排水機組合
	篠田第2排水機場	篠田棚田 72 番 地 1	φ 1000 mm×110KW×1台 φ 1350 mm×230KW×2台 10.7m ³ /s	篠田悪水 土地改良区
	篠田排水機場	篠田森南 28	φ 1000 mm× 90KW×1台 φ 1650 mm×280KW×1台 φ 1650 mm×390 P S×1台 φ 350 mm× 15KW×2台 14.48m ³ /s	篠田悪水 土地改良区
目比川	花ノ木排水機場	蜂須賀花木前	φ 450 mm×22KW×1台 φ 250 mm× 7.5KW×1台 0.41m ³ /s	蜂須賀区
	蜂須賀排水機場	蜂須賀五反地	φ 600 mm×30KW×1台 φ 800 mm×70 P S×1台 φ 250 mm× 7.5KW×1台 2.00m ³ /s	蜂須賀区
五条川	梶村ポンプ場	西今宿梶村三地 内	φ 600 mm×39KW×2台 φ 800 mm×85KW×2台 4.0m ³ /s	あま市
	中萱津排水機場	中萱津法慶寺 13 番地先	φ 400 mm×22KW×1台 0.33m ³ /s	あま市
	上萱津排水機場	上萱津上野 4 番 地先	φ 500 mm×37KW×1台 0.50m ³ /s	あま市
福田川	甚目寺第2排水機場	甚目寺稻荷新田 40-1	φ 700 mm×30KW×1台 φ 1100 mm×90KW×1台 3.35m ³ /s	福田川 排水対策協議会
	甚目寺第1排水機場	新居屋江上田 31-60	φ 800 mm×37KW×1台 φ 500 mm×18.5KW×1台 1.7m ³ /s	福田川 排水対策協議会
	甚目寺第3排水機場	新居屋三反通 13	φ 900 mm×80 P S×1台 1.75m ³ /s	福田川 排水対策協議会
	新居屋排水機場	新居屋三反通 45 番地先	φ 400 mm×22KW×1台 0.33m ³ /s	あま市
	小路調整池排水機場	小路三丁目 3 番 地 2	φ 400 mm×22KW×1台 0.30m ³ /s	あま市
	久渕排水機場	新居屋久渕郷 153 番地先	φ 300 mm×22KW×1台 0.23m ³ /s	あま市
	新居屋橋排水機場	新居屋上権現 5 番地先	φ 200mm×7.5KW×1台 0.075m ³ /s	あま市
福田川	土吐川排水機場	七宝町沖之島十 坪 64	φ 1000mm×85KW×2台 5.0m ³ /s	福田川 排水対策協議会

河川名	名称	所在地	構造	管理者
新川	萱津排水機場	下萱津蓮池 64	φ 600 mm×80KW×2 台 1.6m ³ /s	福田川 排水対策協議会
萱津用水	下萱津(一)排水機場	下萱津銀杏木 9 番地 2	φ 300 mm×7.5KW×1 台 0.17m ³ /s	あま市
	下萱津(二)排水機場	下萱津蓮池 31 番 地先	φ 300 mm×11KW×1 台 0.16m ³ /s	あま市
	池端排水機場	下萱津宝 57 番地	φ 200 mm×15KW×1 台 0.112m ³ /s	あま市
蟹江川	神尾排水機場	七宝町鷹居 7 丁 目 1 番地 3	φ 600mm×37KW×1 台 0.65m ³ /s	蟹江大濰悪水 土地改良区
	鷹居排水機場	七宝町鯰橋一丁 目 1 番地	φ 1000mm×144KW×1 台 φ 700mm×55KW×1 台 3.06m ³ /s	宝南悪水 土地改良区
	小切戸排水機場	蟹江町大字須成 字東河原地先	φ 1200mm×129P S×1 台 φ 700mm×45KW×1 台 3.64m ³ /s	小切戸湛水防除 事業協議会
	小切戸第二排水機 場	七宝町鯰橋四丁 目 38	φ 600mm×37KW×1 台 φ 1000mm×110KW×1 台 3.0m ³ /s	小切戸湛水防除 事業協議会
	鯰橋排水機場	七宝町鯰橋四丁 目	φ 700mm×45KW×2 台 φ 400mm×22KW×1 台 2.14m ³ /s	宝南悪水 土地改良区
	四ヶ村排水機場	七宝町川部北ノ 町 7 番 1 号	φ 700mm×55KW×1 台 1.05m ³ /s	宝南悪水 土地改良区
小切戸川	秋竹排水機場	七宝町秋竹西屋 敷 688 地先	φ 400mm×15KW×1 台 φ 500mm×30KW×1 台 0.91m ³ /s	秋竹排水機組合
	川部立切	七宝町川部丸田 地内	鉄筋コンクリート造、 鉄扉電動巻上	小切戸用悪水 土地改良区

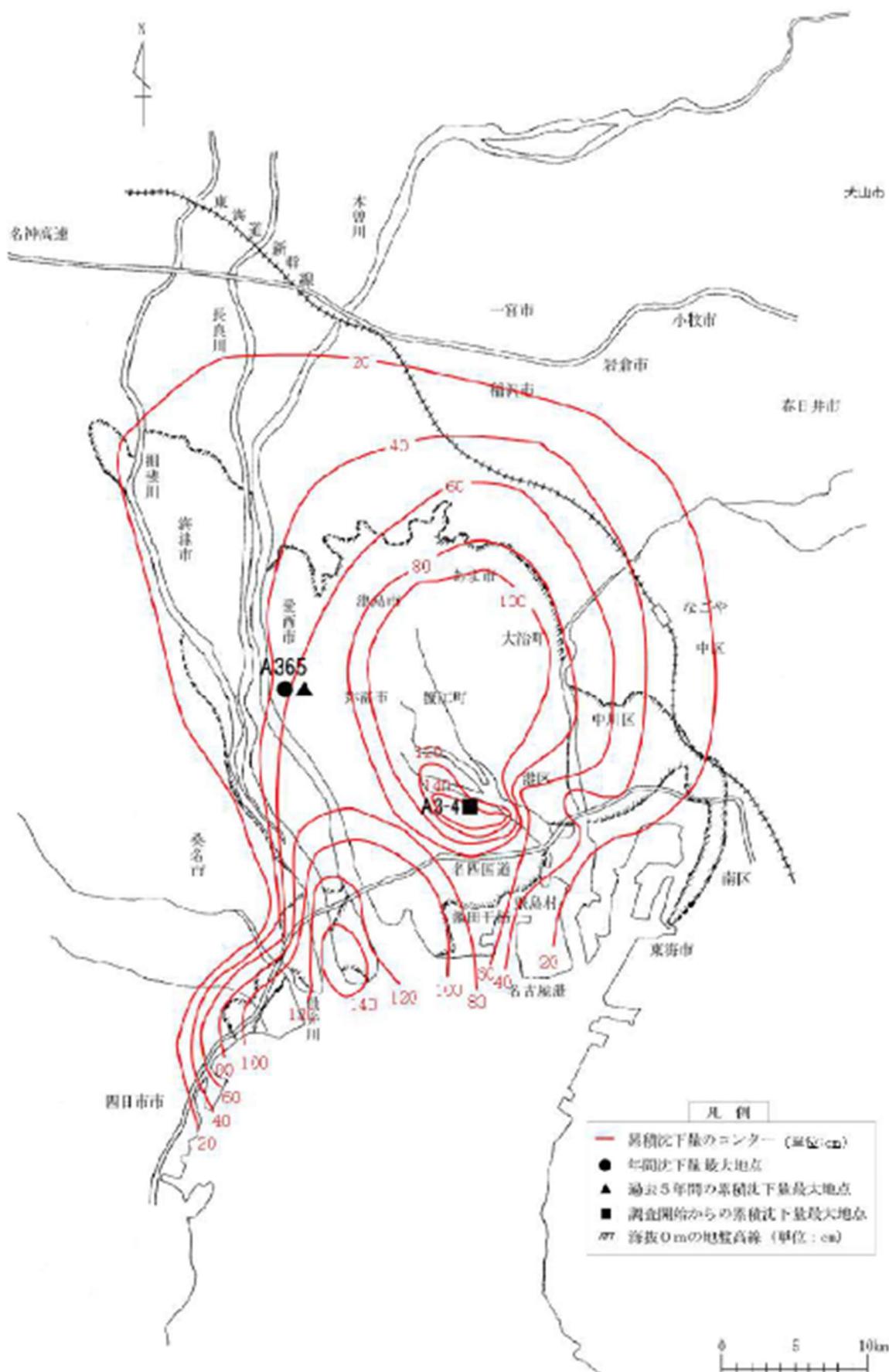
6-5 主要な水準点の調査開始からの累積変動状況（尾張地域）



注1) A233 は1999年、A3-4 は2004年に移設（移設後3年間はデータに含めない）。

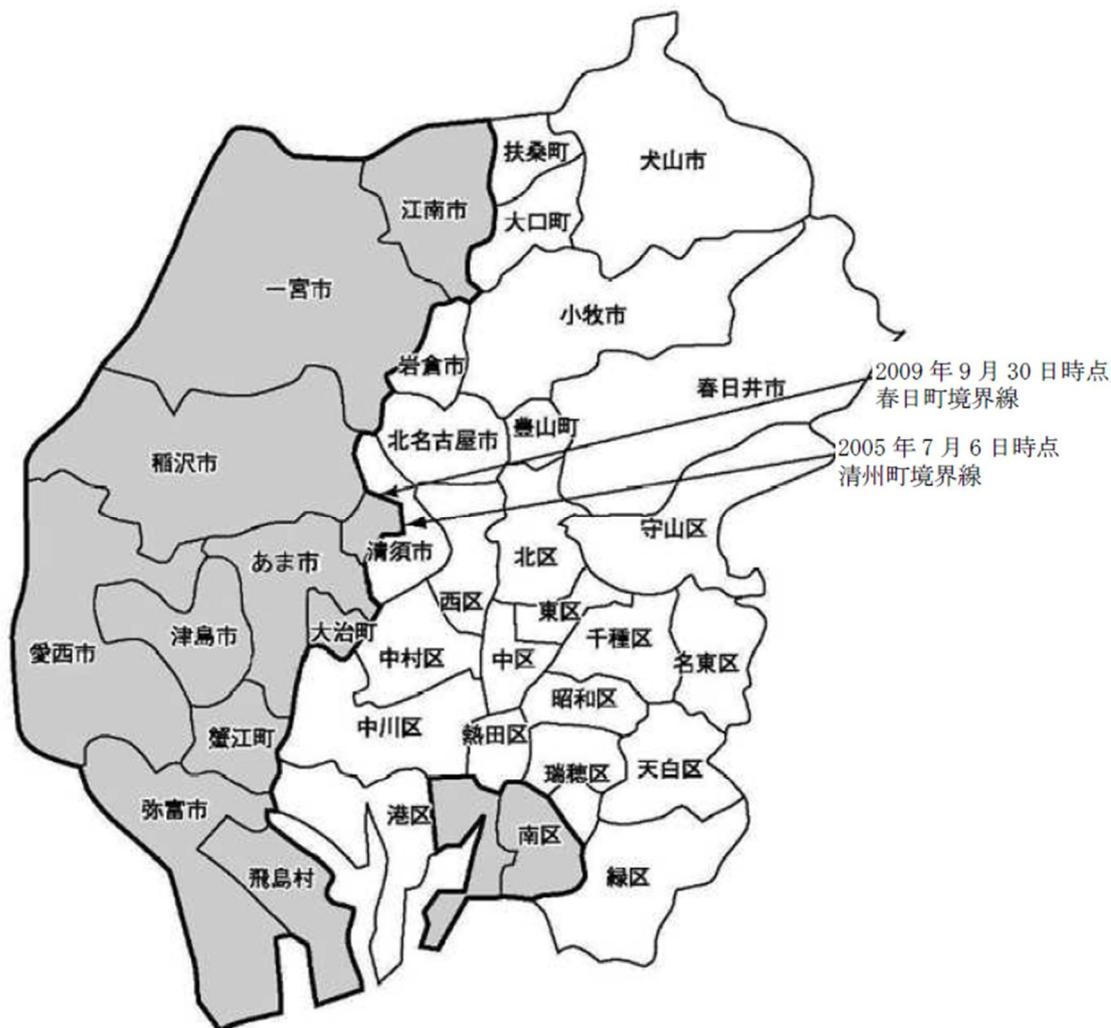
注2) グラフ記載の地点は、累積沈下量が1mを超える水準点上位5点及びその他2地点である。

6-6 尾張地域の累積沈下量の状況 (1961年~2022年)



※東海三県地盤沈下調査会資料から作成

6-7 工業用水法に基づく揚水規制地域



指 定 地 域		揚水機の排出口の 断 面 積 (cm ²)	ストレーナーの位置 (地 表 面 下 m)
名 古 屋 市	(イ)	南 区 ・ 港 区 (堀川以西の地域及び潮見町を 除く)	46 以下
			46 を超えるもの
	(ロ)	(イ) に 掲 げ る 地 域 以 外 の 地 域	46 以下
			46 を超えるもの
一宮市をはじめ尾張西部11市 町 村		19 以下	10 以浅 又は 2,000 以深

※1 ストレーナーとは、井戸の側管（ケーシング管）に設けた地下水の吸入口をいい、ストレーナーの位置は、地表面からストレーナーまでの深さをいう。

※2 平成27年4月以降、名古屋市内の井戸は名古屋市が所管となる。

6-8 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水規制区域図



許可の基準（新設揚水設備の場合）

1	ストレーナーの位置	地表面 10m 以浅であること
2	揚水機の排出口の断面積	19 cm ² （径 4.91 cm）以下であ
3	揚水機の原動機の定格出力	2.2KW 以下であること
4	1 日当たりの総揚水量 （事業所総量）	350m ³ 以下であること

届出による許可の基準（既設揚水設備の場合）

第 1 規制区域	<ul style="list-style-type: none"> 工業、建築物、温泉、鉱業、工業用水道事業の用途で 1 日当たりの総揚水量が 350m³ を超えるもの…昭和 51 年 1 月 1 日から 20%削減実施 上記以外の用途…現状以下の揚水量
第 2 規制区域	<ul style="list-style-type: none"> 工業、建築物、温泉、鉱業、工業用水道事業の用途で 1 日当たりの総揚水量が 350m³ を超えるもの…昭和 52 年 1 月 1 日から 20%削減実施 上記以外の用途…現状以下の揚水量
第 3 規制区域	<ul style="list-style-type: none"> 現状以下の揚水量

（注）工業用水法対象区域内の工業用途は除く。

7 輸送関係

7-1 市有自動車保有状況

令和6年4月1日現在

車種	普通乗用車	軽自動車(貨物、乗用)	小型貨物自動車	小型四輪乗用車	特種用途自動車	計
数量	8	56	14	14	18	110

7-2 市内緊急時ヘリポート可能場所等一覧

名称	面積(m ²)	備考(広さ)幅(m)×長さ(m)	至近水利までの距離(m)	経度(東経)			緯度(北緯)			機種別		
				度	分	秒	度	分	秒	大型	中型	小型
宝小学校	12,387	90×120	5	136	48	34	35	10	47		○	
七宝北中学校	18,585	110×130		136	48	08	35	10	57		○	
七宝グラウンド	7,994	88×90		136	47	56	35	09	42		○	
美和中学校	15,366		100	136	47	26	35	11	41		○	
美和グラウンド	10,086	95×106	50	136	47	18	35	12	06			○
蜂須賀グラウンド	12,900	150×86		136	46	16	35	12	23		○	
甚目寺中学校	23,316	174×134		136	49	24	35	11	48		○	
甚目寺南中学校	11,050	130×85		136	49	52	35	11	11			○
甚目寺東小学校	7,128	108×66		136	49	40	35	11	58			○
甚目寺西小学校	9,486	102×93		136	49	07	35	11	42			○
甚目寺南小学校	6,000	100×60		136	50	02	35	11	06			○

8 廃棄物関係

8-1 し尿処理施設

		所在地	処理能力	電話番号
海部地区環境 事務組合	新開センター	津島市新開町二丁目 212 番地	135k1/日	0567-28-3810
	上野センター	弥富市上野町 2 番地 15	250k1/日	0567-68-8641
五条広域事務 組合クリーン パーク新川		清須市阿原向北 55 番地	130k1/日	052-401-1181

8-2 ごみ処理施設

		所在地	処理能力	電話番号
海部地区環境 事務組合 八穂クリーンセンター		弥富市鍋田町八穂 399 番 3	330t/日	0567-68-6500
名古屋市場 五条川工場		あま市中萱津奥野	560t/日	052-449-2010

9 協定

9-1 愛知県内広域消防相互応援協定（愛知県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防事務に関する一部事務組合）

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（協定市町等）

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

（対象とする災害）

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

（応援隊の派遣）

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県下広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として、本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

別記様式

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

要 請 者
市町村等名
 印

職・氏名

応 援 要 請 書

愛知県内広域消防相互応援協定第4条の規定により応援を次のとおり要請します。

要 請 日 時	
災 害 の 種 別	
災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	
被 害 の 状 況	
必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員	
応 援 隊 の 主 な 任 務	
集 結 場 所	
連 絡 担 当 者 の 氏 名	
そ の 他 必 要 な 事 項	

9-2 水道災害相互応援に関する覚書（日本水道協会の正会員で愛知県支部に所属するもの）

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、愛知県下のその他の上水道事業者並びに三河山間水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（災害救助法等との関係）

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

（相互応援義務）

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

（応援の内容）

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資機材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

（要請の方法）

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。

地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。

支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、愛知県衛生部へ応援を要請する。

- (2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。
- (3) 県営水道受水団体は、県営水道の災害により応急給水の応援を必要とするときは、愛知県水道局へ応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県水道局は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舎、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。

ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めるときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年7月30日

別表第1

救 援 体 制 表

水道事業者名				所在地				電話 (昼間) (夜間)																																																																																					
[1] 応急給水用具				[2] 緊急連絡先				[4] 緊急工事指定業者																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>車種 容量</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水タンク車</td> <td></td> <td>台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>撒水車</td> <td></td> <td>台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防タンク車</td> <td></td> <td>台</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給水タンク</td> <td></td> <td>基</td> <td>車つき</td> </tr> <tr> <td>”</td> <td></td> <td>基</td> <td>車なし</td> </tr> <tr> <td>ポリ容器</td> <td>20リットル</td> <td>個</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水袋</td> <td>2リットル</td> <td>個</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				品名	車種 容量	数量	摘要	給水タンク車		台		撒水車		台		消防タンク車		台		給水タンク		基	車つき	”		基	車なし	ポリ容器	20リットル	個		水袋	2リットル	個		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職名</th> <th rowspan="2">氏名</th> <th colspan="2">電話</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(水道事業管理者)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(緊急連絡担当者)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				職名	氏名	電話		昼間	夜間	(水道事業管理者)				(緊急連絡担当者)																<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>所在地</th> <th>専門とする業種</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				事業名	所在地	専門とする業種	電話																				
品名	車種 容量	数量	摘要																																																																																										
給水タンク車		台																																																																																											
撒水車		台																																																																																											
消防タンク車		台																																																																																											
給水タンク		基	車つき																																																																																										
”		基	車なし																																																																																										
ポリ容器	20リットル	個																																																																																											
水袋	2リットル	個																																																																																											
職名	氏名	電話																																																																																											
		昼間	夜間																																																																																										
(水道事業管理者)																																																																																													
(緊急連絡担当者)																																																																																													
事業名	所在地	専門とする業種	電話																																																																																										
				[3] 備蓄資材				[その他]																																																																																					
(摘要)				管弁類の形状寸法、数量及び保管場所を要領よくとりまとめた一覧表を別表で提出する。																																																																																									

9-3 海部地方消防相互応援協定書（津島市、愛西市、弥富市、大治町、蟹江町、飛鳥村、海部東部消防組合、海部南部消防組合）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛鳥村、海部東部消防組合及び海部南部消防組合（以下「協定市町村等」という。）は、消防の相互の応援に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町村等の区域において消防業務、救急業務又は救助業務を必要とする災害（以下「災害等」という。）が発生した場合に、協定市町村等が相互に応援協力して、その応急対策活動に万全を期することを目的とする。

（応援の種別）

第2条 前条の規定による相互応援の種別は、普通応援及び特別応援とする。

（普通応援）

第3条 普通応援とは、協定市町村等の区域内において当該市町村等の隣接地域に災害等が発生したと認めた場合に、自主的に出動する応援をいうものとする。

2 前項の出動をした協定市町村等は、災害発生場所を管轄する消防本部に速やかに通報するものとする。この場合において、通報を受理した消防本部は、当該災害について必要な措置を講ずるものとする。

（特別応援）

第4条 特別応援とは、災害発生地 of 協定市町村等の長からの応援要請に基づいて出動する応援をいうものとする。

2 前項の応援を要請しようとする協定市町村等の長は、次の各号に掲げる事項を明らかにして協定市町

村等の長に要請するものとする。この場合において、応援を要請した協定市町村等（以下「受援市町村等」という。）の長は、事後速やかに要請に係る事項を記載した文書を、応援の要請を受け出動した協定市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に提出するものとする。

- (1) 災害等発生場所及び応援場所
- (2) 災害等の状況
- (3) 応援要請人員、機械器具、資材等の数量
- (4) その他必要事項

（応援消防力の範囲）

第5条 前条の要請により派遣する消防力は、応援市町村等において支障の生じない範囲で行うものとする。

（応援隊の指揮）

第6条 応援隊の指揮は、原則として受援市町村等の消防長又は消防署長が行うものとする。

（経費の負担）

第7条 応援隊の派遣に伴う経費の負担は、次の区分によるものとする。

- (1) 応援出動に要する経費は、受援市町村等の負担とする。ただし、消防機械器具（救急及び救助機械器具を含む。以下同じ）の故障の修理費、燃料費、消防職団員の手当て等の通常経費は、応援市町村等の負担とする。

(2) 応援出動に伴う行為により損害賠償費又は補償費及びこれらに類する経費が生じた場合は、その負担については、関係する市町村等の長が協議して決定するものとする。

(雑則)

第8条 この協定の運用について疑義が生じたときは、その都度協定市町村の長が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成23年4月27日から施行する。
- 2 平成18年11月1日締結の「海部地方消防相互応援協定」は、平成23年4月26日をもって廃止する。

上記の協定の成立を証するため、本書9通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ、各自一通を保管する。

平成23年4月27日

9-4 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、あま市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣

されている間とする。

- (1) あま市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- (2) あま市災害対策本部が設置されたとき
- (3) その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること
- (2) 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- (3) その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は3通作成し、各自1通を保有する。

平成23年8月10日

9-5 災害時における物資供給等に関する協定書（株式会社義津屋甚目寺店、株式会社トミダナフコ木田店・ナフコ七宝店、株式会社フィールコーポレーション、ユニー株式会社ピアゴ甚目寺店）

注：以下の協定書と同様の協定書を、「株式会社トミダナフコ木田店、ナフコ七宝店」（平成23年10月24日）、「株式会社フィールコーポレーション」（平成23年10月28日）、「ユニー株式会社ピアゴ甚目寺店」（平成23年11月8日）と締結している。

あま市（以下「甲」という。）と株式会社義津屋甚目寺店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、あま市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の計画に対して乙が協力して、物資を供給すること等について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、乙に対し次の事項を要請するものとする。

（1）物資の供給

（2）店舗駐車場の緊急避難場所としての提供

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、甲より要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置状況を報告するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条第1項第1号の物資は、食料、日用雑貨品その他甲が指定する物であって乙が供給することができるものとする。

（物資の引渡）

第4条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、納品書等により要請に係る物資を確認の上、受け取るものとする。

（物資の費用）

第5条 乙が甲に供給した物資の対価及び乙が行った運搬の経費は、甲の負担とする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、この効力を有するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年10月14日

9-6 災害時における応急措置に関する協定書（あま市建設業協力会）

あま市（以下「甲」という。）とあま市建設業協力会（以下「乙」という。）は、あま市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における甲が管理する道路、河川、水路等公共の用に供する施設（以下「公共施設等」という。）の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために実施する応急工事その他の災害の応急対策（以下「応急対策」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、あま市防災計画に基づき、災害時等における公共施設等の応急対策の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、地震、集中豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然災害による被害をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して公共施設の応急対策の協力を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策を実施する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急対策の内容
- (4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示に従い応急対策に従事するものとする。

（経費の負担）

第5条 前条に規定する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用は、災害発生時の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（労災補償）

第6条 応急対策の実施により乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

（損害補償）

第7条 応急対策の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、この効力を有するものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、
 甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成23年11月30日

9-7 災害時における応急措置に関する協定書（あま市造園緑化研究会）

あま市（以下「甲」という。）とあま市造園緑化研究会（以下「乙」という。）は、あま市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における甲が管理する道路、河川、水路等公共の用に供する施設（以下「公共施設等」という。）の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために実施する応急工事並びに防疫対策その他の災害の応急対策（以下「応急対策」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、あま市地域防災計画に基づき、災害時等における応急対策の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、地震、集中豪雨、洪水、暴風、豪雪その他の異常な自然災害による被害をいう。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時等において、必要があると認めるときは、乙に対して公共施設等の応急対策の協力を要請することができる。

2 前項の要請は、原則として、次の各号に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策を実施する場所
- (2) 被害の状況
- (3) 応急対策の内容
- (4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限りこれを受諾し、甲の指示に従い応急対策に従事するものとする。

（経費の負担）

第5条 前条に規定する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用は、災害発生時の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（労災補償）

第6条 応急対策の実施により乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の会員の労災保険により補償するものとする。

（損害補償）

第7条 応急対策の実施に伴い損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、この効力を有するものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、
 甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年1月24日

9-8 災害支援協力に関する協定書(愛知県エルピーガス協会西部支部あま北分会)

あま市(以下「甲」という。)と社団法人愛知県エルピーガス協会西部支部あま北分会(以下「乙」という。)は、甲の区域内で発生した地震、その他の災害時に乙が甲に協力することについて、次のとおり協定を締結する。

(対象とする災害)

第1条 この協定が対象とする災害は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定めるものをいう。

(協力要請)

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。

- (1) エルピーガスの避難所等への提供
- (2) その他甲が必要と認める事項

(協力の実施)

第3条 乙は、前条による要請を受けた時は、協力を努めなければならない。

(経費の負担)

第4条 前条に基づく協力に要した経費については、法令その他に別段の定めのあるものを除くほか、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(災害対策本部への派遣)

第5条 乙は、甲の要請があった場合、災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項を円滑に進めるため、甲においては防災担当課、乙においては乙の事務局を通じて正確、かつ迅速な連絡を図るとともに、平素から連絡体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成24年1月24日から適用する。

2 この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保管する。

平成24年1月24日

9-9 災害時における相互応援に関する協定書（津島市、愛西市、弥富市、大治町、蟹江町、飛島村）

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「協定市町村」という。）は、いずれかの市町村の地域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、法第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市町村（以下「要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第7条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、受入人数その他必要な事項
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第3条 前条の規定により応援を要請された市町村は、速やかに応じるものとする。

（自主的応援出動）

第4条 応援を行おうとする市町村は、災害の発生により要請市町村との連絡が取れない場合であつて、要請市町村周辺の市町村の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第2条に規定する要請があつたものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市町村の負担とする。

（災害補償等）

第6条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市町村が、要請市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援市町村が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡窓口）

第7条 協定市町村は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

2 連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（資料の提供等）

第8条 協定市町村は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、各自署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年2月20日

9-10 災害時における相互応援に関する協定書（清須市）

清須市及びあま市（以下「協定市」という。）は、いずれかの地域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、法第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する協定市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第7条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、受入人数その他必要な事項
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第3条 前条の規定により応援を要請された協定市（以下「応援市」という。）は、業務に重大な支障がない限り、当該要請に速やかに応じるものとする。

（自主的応援出動）

第4条 災害の発生により協定市間の連絡が取れない状況にあり、協定市周辺の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第2条に規定する要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

（災害補償等）

第6条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害

補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

- 2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市が、要請市への往復経路の途中に生じたものについては応援市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡窓口）

第7条 協定市は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（資料の提供等）

第8条 協定市は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方自署押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年5月25日

9-11 災害時の医療救護に関する協定書（一般社団法人海部医師会）

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「協定市町村」という。）と社団法人津島市医師会及び一般社団法人海部医師会（以下「医師会」という。）は、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市町村が策定している地域防災計画により、医師会の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 協定市町村は、前条の規定に基づく医療救護（以下「医療救護」という。）を実施する必要があるときは、医療救護所を開設するため医師・看護師等で構成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を医師会に対して要請する。

2 医師会は、前項の要請を受けたときは医療救護班を編成し、速やかに協定市町村が開設した救護所に派遣する。

3 医療救護班の移動は、医師会が実施する。ただし、道路状況等必要に応じて協定市町村が協力する。

（医療救護の実施場所）

第3条 医療救護班は、協定市町村が災害現場等に設置する救護所または避難所、その他協定市町村が指定する場所において、救護活動を実施する。ただし、急迫した事情がある場合で、医療施設に収容して救助を行う必要がある場合は、医師会は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるよう取り計らう。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断
- (2) 診察
- (3) 傷病者に対する応急処置
- (4) 死亡の確認及び死体の検案
- (5) 助産
- (6) その他医療救護を実施する上で必要な措置

（医薬品等の供給）

第5条 医療救護班が使用する医薬品及び医療材料その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、協定市町村が準備し、医師会はその確保に協力する。

2 医師会が医療救護班の派遣を行う場合には、可能な限り医師会の会員が保有する医薬品等を携行し活動に当たる。

（医療費）

第6条 医療救護所等において傷病者に対して行う処置にかかる医療費は、無償とする。

2 収容された医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。ただし、命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、医療救護所等から転送された傷病

者に対して、医療機関において行う応急的な処置に係る医療費は無償とする。

(報告)

第7条 医療救護班は、医療活動に関する必要な記録を行い、事後速やかに協定市町村及び医師会に報告する。

(費用弁償)

第8条 医療救護班が、次の各号に掲げる医療救護に要した費用は、協定市町村が負担する。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が、使用した医薬品等の実費
- (3) 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、協定市町村が必要と認めたもの

2 前項に掲げる費用弁償の内容については、協定市町村と医師会が協議し別に定める。

(損害補償)

第9条 医療救護班が、本協定に基づく医療救護班の業務に起因し、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または身体障害を有することになった場合は、災害救助法適用時は同法の規定により支給し、それ以外の場合にあっては協定市町村を構成する各市町村の消防団員等の公務災害補償に関する条例の規定の例により補償する。

(実施細目)

第10条 この協定による医療救護の実施に関し、必要な細目は別に定める。

(医事紛争の措置)

第11条 医療救護班が、本協定に基づく医療救護班の業務に起因し、傷病者との間に紛争が生じたときは、医師会は直ちに協定市町村に連絡する。

2 協定市町村は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、医師会と協議の上、誠意をもって紛争の解決のため適切な措置を講ずる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、協定市町村、医師会協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成24年7月6日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、協定市町村、医師会双方から別段の意思表示がないときは、その後1年間引き続きその効力を有し、以後同様とする。

この協定の成立の証とするため、本書9通を作成し、協定市町村、医師会記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月5日

【協定実施細目、実施細目様式、覚書】省略

9-12 災害時の歯科医療救護に関する協定書（海部歯科医師会）

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村（以下「協定市町村」という。）と津島市歯科医師会及び海部歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）は、大規模な災害が発生した場合の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市町村が策定している地域防災計画により、歯科医師会の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 協定市町村は、前条の規定に基づく歯科医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、その他必要とする者で構成する歯科医療救護班の派遣を歯科医師会に対して要請する。

2 歯科医師会は、前条の要請を受けたときは歯科医療救護班を編成し、速やかに協定市町村が開設した救護所に派遣する。

3 歯科医師会は、災害等により協定市町村と連絡が取れない場合には、歯科医療救護班を派遣した後、速やかに協定市町村に報告し、その承認を得る。

（歯科医療救護の実施場所）

第3条 歯科医療救護班は、協定市町村が災害現場等に設置する救護所または避難所、その他協定市町村が指定する場所において、救護活動を実施する。ただし、急迫した事情がある場合で、医療施設に収容して救助を行う必要がある場合は、歯科医師会は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるよう取り計らう。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の医療機関への搬送要否の判断
- (2) 診察
- (3) 傷病者に対する処置
- (4) 死亡の処理（死体の検案を含む）
- (5) その他歯科医療救護班として必要な事項

（医薬品等の供給）

第5条 歯科医療救護班が使用する医薬品及び医療材料その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、協定市町村が準備し、歯科医師会はその確保に協力する。

2 歯科医師会が、歯科医療救護班の派遣を行う場合には、可能な限り歯科医師会の会員が保有する医薬品等を携行し活動に当たる。

（医療費）

第6条 医療救護所等において傷病者に対して行う処置にかかる医療費は、無償とする。

2 収容された歯科医療機関における医療費は原則として傷病者の負担とする。ただし、命に関わるような急迫した事情があり、やむを得ない場合において、医療救護所等から歯科医療機関に転送された傷病者に対して行う応急的な処置にかかる医療費は無償とする。

(報告)

第7条 歯科医療救護班は、歯科医療活動に関する必要な記録を行い、事後速やかに協定市町村及び歯科医師会に報告する。

(費用弁償)

第8条 歯科医療救護班が、次の各号に掲げる歯科医療救護に要した費用は、協定市町村が負担する。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が、使用した医薬品等の実費
- (3) 前2号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、協定市町村が必要と認めたもの

2 前項に掲げる費用弁償の内容については、協定市町村と歯科医師会が協議し別に定める。

(損害補償)

第9条 歯科医療救護班が、本協定に基づく歯科医療救護班の業務に起因し、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または身体障害を有することになった場合は、災害救助法適用時は同法の規定により支給し、それ以外の場合にあっては協定市町村を構成する各市町村の消防団員等の公務災害補償に関する条例の規定の例により補償する。

(実施細目)

第10条 この協定による歯科医療救護の実施に関し、必要な細目は別に定める。

(医事紛争の措置)

第11条 歯科医療救護班が、本協定に基づく歯科医療救護班の業務に起因し、傷病者との間に紛争が生じたときは、歯科医師会は直ちに協定市町村に連絡する。

2 協定市町村は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、歯科医師会と協議の上、誠意をもって紛争の解決のため適切な措置を講ずる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、協定市町村と歯科医師会が協議して定める。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成24年7月6日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、協定市町村、歯科医師会双方から別段の意思表示がないときは、その後1年間引き続きその効力を有し、以後同様とする。

この協定の成立の証とするため、この協定書9通を作成し、協定市町村、歯科医師会記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月5日

【協定実施細目、実施細目様式、覚書】省略

9-13 災害時の医療救護及び医薬品等の供給についての協定書（一般社団法人津島海部薬剤師会）

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛鳥村（以下「協定市町村」という。）と一般社団法人津島海部薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）は、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、協定市町村が策定している地域防災計画により、薬剤師会の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（薬剤師班の派遣）

第2条 協定市町村は、前条の規定に基づく医療救護（以下「医療救護」という。）を実施する必要があるときは、薬剤師会に対し薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）の派遣を要請する。

2 薬剤師会は、協定市町村からの要請を受けたときは、速やかに薬剤師班を編成し、避難所及び医薬品等の集積場所、その他協定市町村が指定する場所において、医療救護活動を行うものとする。

3 薬剤師班の移動は、薬剤師会が実施する。ただし、道路状況等必要に応じて協定市町村が協力する。

（薬剤師班の活動場所）

第3条 薬剤師班は、協定市町村が災害現場等に設置する避難所及び医薬品等の集積場所、その他協定市町村が指定する場所において医療救護活動を実施する。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等の供給への協力
- (2) 医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務への協力
- (3) 医薬品等の保管・管理への協力

（医薬品等の供給）

第5条 医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として協定市町村が調達する。ただし、緊急の場合は、薬剤師班が携行するものを含め、薬剤師会が供給するものを使用することができる。

（報告）

第6条 薬剤師班は、医療活動に関する必要な記録を行い、事後速やかに協定市町村及び薬剤師会に報告する。

（費用弁償）

第7条 薬剤師班が、次の各号に掲げる医療救護に要した費用は、協定市町村が負担する。

- (1) 薬剤師班の派遣に要する経費
- (2) 薬剤師班が、供給した医薬品等（薬剤師会の派遣する薬剤師班の携行品を含む）の経費（損害補償）

第8条 薬剤師班が、本協定に基づく医療救護班の業務に起因し、死亡し、負傷し、若しくは疾

病にかかり、または身体障害を有することになった場合は、災害救助法適用時は同法の規定により支給し、それ以外の場合にあつては協定市町村を構成する各市町村の消防団員等の公務災害補償に関する条例の規定の例により補償する。

(実施細目)

第9条 この協定による医療救護の実施に関し、必要な細目は別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、協定市町村と薬剤師会が協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成24年7月6日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、協定市町村、薬剤師会双方から別段の意思表示がないときは、その後1年間引き続きその効力を有し、以後同様とする。

この協定の成立の証とするため、本書8通を作成し、協定市町村、薬剤師会記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月5日

【協定実施細目、実施細目様式、覚書】省略

9-14 災害時における相互応援に関する協定書（稲沢市）

稲沢市及びあま市（以下「協定市」という。）は、いずれかの地域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、法第67条第1項の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する協定市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第7条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、受入人数その他必要な事項
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第3条 前条の規定により応援を要請された協定市（以下「応援市」という。）は、業務に重大な支障がない限り、当該要請に速やかに応じるものとする。

（自主的応援出動）

第4条 災害の発生により協定市間の連絡が取れない状況にあり、協定市周辺の被災状況等から判断して応援する必要があると認めた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができるものとする。この場合においては、第2条に規定する要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

（災害補償等）

第6条 第1条第4号の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に係る公務災害

補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

- 2 派遣職員が公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請市が、要請市への往復経路の途中に生じたものについては応援市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

（連絡窓口）

第 7 条 協定市は、相互応援のための連絡窓口として、あらかじめ連絡担当部課を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（資料の提供等）

第 8 条 協定市は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換、必要な訓練等を実施するものとする。

（協議）

第 9 条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、双方自署押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 7 月 30 日

9-15 災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書(愛知県葬祭業協同組合、株式会社愛知冠婚葬祭互助会、株式会社ティア、株式会社セレモニー美和、株式会社平安閣、株式会社三輪本店、株式会社出雲殿)

注：以下の協定書と同様の協定書を、「株式会社愛知冠婚葬祭互助会」、「株式会社ティア」、「株式会社セレモニー美和」、「株式会社平安閣」、「株式会社三輪本店」、「株式会社出雲殿」と同日付けにて締結している。

あま市（以下「甲」という。）と愛知県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、あま市内において災害が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、あま市地域防災計画に基づき、災害時に多数の死者が一時的・集中的に発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の円滑な実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、乙に対し次の業務について、協力を要請することができるものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 火葬に至るまでの業務
- (4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

（協力の実施及び報告）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限り、通常業務に優先して協力し、業務を実施するものとする。

2 乙は前項の業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 前条の業務の実施に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用は、災害発生直前の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第5条 乙は、遺体搬送等の支援協力を行う場合において、知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

（協定の有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、この効力を有するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年8月29日

9-16 広告付き避難所誘導看板の設置に関する協定（中電興業株式会社、テルウェル西日本株式会社）

あま市（以下「甲」という。）と中電興業株式会社（以下「乙」という。）及びテルウェル西日本株式会社（以下「丙」という。）は、あま市内における広告付き避難所誘導看板（以下「看板」という。）の設置について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、平常時から市民に対し避難所を周知することにより、災害発生時の避難体制の充実及び防災意識の高揚を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 看板 乙の実施している広告事業のうち、電柱へ設置する看板（巻き付け又は突き出し）に避難所の名称と方角を示し、広告主の名称等の広告を併せて表示するものをいう。
- (2) 避難所 甲が定める避難所をいう。
- (3) 広告主 本協定の趣旨に賛同する民間企業等をいう。
- (4) 電柱 中部電力株式会社及び西日本電信電話株式会社が所有する電柱をいう。
- (5) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（情報提供）

第3条 甲は、看板を設置するために必要な避難所等の情報を乙及び丙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導及び協力を行うものとする。

（乙及び丙の業務）

第4条 乙及び丙は、次の各号に掲げる事項を誠実に履行するものとする。

- (1) この協定の目的に合う広告主を募り、看板の設置に必要な一切の手続きを行うものとする。
- (2) 看板を新規に設置した場合、又は設置した看板の表示内容及び位置等を変更した場合は、その内容について書面により甲に報告するものとする。
- (3) 避難所の変更等により、看板の表示内容に修正を要する場合は、甲の指示により速やかに必要な修正を行うものとする。

（規制業種又は事業者等）

第5条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者等は広告主となることはできない。

- (1) 貸金業等（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に関するもの及び類似業種
- (2) タバコに関するもの
- (3) ギャンブルに関するもの
- (4) 商品先物取引に関するもの
- (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の事業者
- (8) 介護保険法に関するサービス、その他高齢者福祉サービス等について、過去1年以内に改善命令を受けた事業者等
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条

に規定する営業に関するもの

(10) 各種法令に違反しているもの及び当該広告に関する法律等に反する事業者等

(11) その他、適当でないと市長が認めるもの

(暴力団関係者の排除)

第6条 乙及び丙は、あま市暴力団排除条例(平成23年あま市条例第3号)を遵守し、暴力団関係者が当該事業の広告主とならないよう、暴力団関係者の排除のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 乙及び丙は、看板設置の申請があった場合において、広告主が暴力団関係者であると認める場合は、設置を拒否するものとする。

3 乙及び丙は、看板を設置した後において、広告主が暴力団関係者であることを知りえた場合は、広告主との契約にかかわらず、その契約を解除し、当該広告主の看板をすべて撤去するものとする。

(看板の仕様及び表示内容)

第7条 看板の仕様及び表示内容については、関係法令等を遵守し、公序良俗に反しないものとする。

2 看板を設置する場合は、道路標識等により、設置する看板の視認が妨げられない位置とするものとする。

3 看板に表示する避難所の名称は、原則として、その設置場所から最も近い距離に位置する避難所とする。ただし、地域の事情、河川及び道路等の状況により、これにより難しい場合は、甲の指示によるものとする。

(あま市章の使用)

第8条 前条第1項の看板の表示内容に、あま市章を使用することができるものとする。

(経費等)

第9条 看板の設置にあたり、必要な一切の経費、第4条及び第6条の規定により生じた損害は、乙、丙及び広告主が負担するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年11月19日

9-17 相互応援給水に関する協定（名古屋市）

名古屋市（以下「甲」という。）及びあま市（以下「乙」という。）とは、災害その他非常の場合における相互の水道水の補給（以下「応援給水」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（相互応援義務等）

第1条 甲及び乙は、災害その他非常の場合において、互いに相手方に対して応援給水を要請することができるものとする。

2 応援給水の要請を受けた者は、給水量の不足その他やむを得ない事由がない限り、要請に応じるものとする。

（応援要請手続）

第2条 応援給水を受けようとする者は、あらかじめ供給側となる相手方に対し応援給水を要する理由、応援給水の予定期間及び水量その他の必要事項を記載した書面を提出することにより、これを要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭によることができる。

2 前項の要請を受けた者は、書面又は口頭により速やかに相手方に回答するものとする。

3 第1項の要請及び前項の回答は、第8条に定める連絡担当部署を通じて行うものとする。

（応援給水地点等）

第3条 甲及び乙は、次の各号に掲げる地点の区分に従い、当該各号に定める場所において応援給水を行うものとする。

(1) 甲が応援給水を行う地点 名古屋市中川区新家三丁目地内

(2) 乙が応援給水を行う地点 あま市七宝町伊福隅田地内

2 甲及び乙は、応援給水を行うときは、別紙に示す位置に流量計等を設置するものとする。ただし、流量計等の使用期間等を勘案し、甲及び乙の協議により流量計等を設置しないことができるものとする。

（応援給水の開始及び終了）

第4条 応援給水は、甲及び乙が制水弁を操作することにより開始するものとする。応援給水を中止し、又は終了する場合も同様とする。

（応援水量）

第5条 応援給水に要した水量（以下「応援水量」という。）は、第3条第2項の規定に基づき設置した流量計等により計量した水量を基礎として決定するものとする。ただし、同項ただし書の規定により流量計等を設置しない場合の応援水量は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（費用負担）

第6条 応援給水を受けた者（以下「受給者」という。）は、応援給水を行った者（以下「供給者」という。）に対して応援給水の対価（以下「応急給水費用」という。）として次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める額を支払うものとする。

(1) 甲から乙への応援給水の場合 名古屋水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）第23条に定める給水料を基礎として別に定める方法により算出した額

(2) 乙から甲への応援給水の場合 応援水量に乙の当該事業年度当初予算における1立方メートル当たりの給水原価を乗じて得た額

2 受給者は、応急給水が終了したときに応急給水費用を供給者に支払うものとする。ただし、応援給水が2年度以上にわたる場合は、年度毎に精算するものとする。

3 受給者は、応急給水費用をそれぞれ供給者の指定する期限までに支払うものとする。

(維持管理)

第7条 応援給水時の水道施設の維持管理は、各自がその管理する施設に対して行うものとする。

2 水質の管理は、各自が管理する施設の区分に従い行うものとする。

3 水質に異常を発見した者は、直ちに次条に規定する相手方の連絡担当部署にその旨通知するものとする。

(連絡担当部署)

第8条 甲及び乙は、次の各号に定める部署を応援給水に関する連絡担当部署に充てるものとする。

(1) 甲の部署 上下水道局経営本部企画部経営企画課

(2) 乙の部署 建設産業部上水道課

(雑則)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に必要な細目については、覚書で定める。

2 この協定の解釈に疑義のあるとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がない場合には、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定締結の証として、協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成25年2月13日

覚 書

名古屋市（以下「甲」という。）及びあま市（以下「乙」という。）は、平成25年2月13日に締結した相互応援給水に関する協定（以下「協定」という。）第9条第1項に基づき、協定の細目について以下のとおり覚書を締結する。

（協定第1条関係）

第1条 協定第1条第1項に規定する「その他非常の場合」とは、災害による水道施設の破損等のほか水源に毒物が混入したことによる給水不能、大火等の場合をいう。

2 協定第1条第2項に規定する「その他やむを得ない事由」とは、水道施設の破損、水質の悪化等により給水能力が著しく減少した場合をいう。

（協定第6条関係）

第2条 協定第6条1項第1号に規定する「別に定める方法」とは、名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）第23条第2項の表（基本料金の料金表）に掲げる基本料金の額をそれに対応する基本水量（同条第1項に定める従量料金が適用されない使用水量をいう。）で除して得た額に協定第5条に規定する応援水量の水量を乗じるものとする。

2 前項の場合において、基本料金の額は、用途及び種別が一般用専用で給水管の口径が13ミリメートルのときの額とする。

この協定締結の証として、協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成25年2月13日

9-18 災害時における応援に関する協定書（社会福祉法人あま市社会福祉協議会）

あま市（以下「甲」という。）と社会福祉法人あま市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、あま市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、あま市の地域防災計画に従い、相互において応援を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害救援ボランティアセンターの立ち上げ及び設置
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供
- (6) ボランティアの斡旋及び派遣
- (7) 前各号に掲げるもののほか、業務の範囲内において特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する場合、甲は、次に掲げる事項を明らかにして、第7条で定める連絡担当部課を通じて電話、ファクシミリ等により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、供給又は提供を必要とする物資等の品名、数量その他必要な事項
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、派遣を必要とする職員の職種別人員その他必要な事項
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、受入れ人数その他必要な事項
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第3条 前条の規定により応援を要請された場合、乙は、応援要請の内容を確認の上、速やかに応じるものとする。

（自主的応援出動）

第4条 応援を行おうとする乙は、災害の発生により甲との連絡が取れない場合であつて、あま市近隣の市町村の被災状況等から判断し、乙の組織内における協議により、応援する必要があると認められた場合は、自主的な判断に基づき必要な応援に着手する。この場合において、第2条に規定する要請があったものとみなし事務処理を行う。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として甲の負担とする。ただし、負担につき疑義が生じたときは甲・乙が協議の上負担すべき額を決定する。

2 甲が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合、乙は当該費用を一時繰替支弁するも

のとする。

(災害補償等)

第6条 第1条第4号の規定により派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の適用に準じるもの、又は労働基準法における労働者災害補償保険法の適用に該当する災害補償が受けられる状況での活動に限る。

(連絡窓口)

第7条 甲は、相互応援のための連絡窓口を、福祉部社会福祉課とする。

2 甲は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生した場合には、速やかに情報交換を行うものとする。

(資料の提供等)

第8条 甲は、協定に基づく相互応援を円滑に行うため、相互に協力して必要な資料の提供、定期的な意見交換及び必要な訓練等を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲・乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、記名押印の上それぞれ1通を保管する。

平成25年4月1日

9-19 災害発生時における緊急放送に関する協定書(西尾張シーエーティーヴィ株式会社)

あま市(以下「甲」という。)と西尾張シーエーティーヴィ株式会社(以下「乙」という。)は、災害発生時等における緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、あま市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)に緊急放送を通じて災害に関する情報を提供することにより、被害の軽減を図り、市民の安全確保に寄与することを目的とする。甲が乙に緊急放送を要請する方法及びその際の乙の緊急放送の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 災害 地震、豪雨、洪水、暴風その他の異常な自然現象、大規模な火災及び武力攻撃事態等をいう。
- (2) 緊急放送 前条の目的を達成するため、災害発生時等において乙の運営するケーブルテレビ放送局又はコミュニティFM放送局の放送設備を使用し、甲が乙に要請して、乙が他の放送に優先して行う放送をいう。

(緊急放送の要請)

第3条 甲は、あま市内における災害発生時等に乙の緊急放送を要請するときは、次の手順により行うものとする。

(1) 要請書による場合

- ア 甲から乙への要請は、原則として要請書(別記様式第1号)で行い、お互いにあらかじめ登録したファクシミリ又は電子メールにより送信する。
- イ 甲は、乙に対し、ファクシミリ又は電子メールが利用できない場合は、電話又は口頭により要請し、後日、乙へ速やかに要請書を提出する。

(2) 緊急文字情報システムによる場合

- ア 甲から乙への要請は、緊急文字情報システムウェブサイトを利用して次の事項を入力し、行うものとする。
 - (ア) 放送を要請する理由
 - (イ) 即時に放送をする必要の有無
 - (ウ) 要請する放送の内容
 - (エ) 即時に放送をする必要がない時は、甲が希望する放送の日時
 - (オ) その他必要事項
- イ 放送に当たっては、甲は乙の番組編成を尊重する。

2 乙は、甲に対し、緊急放送に必要な情報、資料等の提供を求めることができる。

(緊急放送の実施)

第4条 乙は、放送体制が確立される場合において、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び通信系統を、要請の趣旨に沿って、その都度自主的に決定し、放送するものとする。

(1) 要請書による場合

乙は、甲から放送の要請を受けたときは、遅滞なく放送を行い、放送後は速やかに実施報告書(別記様式第2号)を提出する。

(2) 緊急文字情報システムによる場合

ア 甲の要請により即時に放送する必要がある場合、乙は、甲が入力した内容を直ちにコミュニティチャンネルで放送するものとする。この場合、放送される内容については、甲が一切の責任を負うものとする。

イ 甲の要請により即時に放送する必要がない場合、乙は甲乙が事前に取り決めた放送時間内において、放送の形式及び時刻を乙の判断において決定してコミュニティチャンネルで放送するものとする。

2 緊急放送は、次の各号いずれかに該当するときに実施するものとする。

(1) 甲において災害対策本部、地震災害警戒本部が設置され、市民に対し緊急に情報を伝達する必要があるとき。

(2) 上記のほか市民に対し緊急に災害情報を伝達しなければ市内の被害が増大し、市民が混乱に陥るおそれがあるとき。

3 乙は、甲の要請がない場合においても、災害があま市を含めた広域で同時に発生した場合、放送事業者としての判断に基づき放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 要請及びこれに対する協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれに連絡責任者を定めるものとする。

(費用負担)

第6条 乙は緊急放送に要する経費を甲に請求しないものとする。ただし、放送時間が長期間に及ぶ場合は、別途協議するものとする。

(平常時の協力)

第7条 甲及び乙は、災害時の相互協力を円滑にするために、平常時から次の事項について、相互に協力するものとする。

(1) 情報交換に関すること。

(2) 甲が実施する防災訓練への乙の参加に関すること。

(3) 防災知識の普及啓発活動に関すること。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、この効力を有するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

附 則

平成20年4月1日付で、あま市と西尾張シーエーティーヴィ株式会社との間で締結した「災害緊急放送に関する相互協定」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年4月19日

9-20 災害時における緊急避難場所等に関する協定書（愛知県立美和高等学校）

あま市（以下「甲」という。）と愛知県立美和高等学校（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難場所等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、あま市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の計画に対して乙が協力して、緊急避難場所等を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、乙に対し次の事項を要請するものとする。

(1) 乙が指定する学校施設の緊急避難場所の提供

(2) 体育館1階ピロティの緊急物資受入所の提供

(3) 前号に定めるもののほか、甲と乙が特に必要と認め乙が受諾した事項に関すること

2 前項の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、口頭等により要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、甲より要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置状況を報告するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、教育活動の維持と生徒の安全確保に支障のない限り甲に協力するものとする。

（緊急避難場所等の提供に伴う費用）

第4条 緊急避難場所等の提供に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用負担を求めるときは、緊急避難場所等の閉鎖後、甲との協議のうえ甲に請求するものとする。

（乙の免責事項）

第5条 緊急避難場所等の提供においてのいかなる事故についても、乙は一切責任を負わないものとする。

（甲の損害賠償責任）

第6条 緊急避難場所等の提供において、学校施設に損害を与えたときは、甲の責任において、これらを現状に回復することとし、乙は一切責任を負わないものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、この効力を有するものとする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年7月29日

9-21 災害支援協力に関する協定書（生活協同組合コープあいち）

あま市（以下「甲」という。）と、生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、市民生活の早期安定を図るため、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の区域に災害救助法が適用された場合又は適用にならない場合にあっても特に必要と認められるときには、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができるものとし、乙は要請を受けたときは、できる限り協力するものとする。

- (1) 食料、飲料水その他乙が供給することができる応急生活物資の提供
- (2) 甲及び乙が用意した応急生活物資の運搬
- (3) 啓発活動等の実施
- (4) その他甲が必要と認める事項

（応急生活物資の運搬）

第3条 甲は、乙に対して、応急生活物資の運搬について、その供給者にかかわらず、乙の所有する車両にて行うよう協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定について、乙の連合組織である、生活協同組合連合会東海コープ事業連合、日本生活協同組合連合会と協力、提携し、要請のあった物品の運搬を実施することができるものとする。

（要請手続き等）

第4条 甲の乙に対する要請は、甲が別に定める文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（被災した他市町村への応援）

第5条 甲が、被災した他の市町村に対する応急生活物資の供給応援を行うために、乙に協力要請を行った場合、乙は、この協定に準じて可能な限り甲に協力をするものとする。

（費用負担）

第6条 第2条及び第3条の規定により、乙が供給した応急生活物資の対価及び乙又は乙が指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（災害対策本部への派遣）

第7条 乙は、甲から要請があった場合、甲の災害対策本部に職員を派遣することができるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、締結日から平成26年3月31日までとする。

2 有効期間満了の1か月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、有効期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年7月31日

9-22 災害時における緊急避難場所に関する協定書（愛知県立五条高等学校）

あま市（以下「甲」という。）と愛知県立五条高等学校（以下「乙」という。）は、災害時における緊急避難場所に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、あま市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の計画に対して乙が協力して、避難場所を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、乙に対し乙の指定する学校施設を緊急避難場所として提供することを要請できるものとする。

2 前項の規定による要請は、書面をもって行うものとする。ただし、書面をもって要請するいとまがないときは、口頭等により要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、甲より要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置状況を連絡するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、教育活動の維持と生徒の安全確保に支障のない限り甲に協力するものとする。

（避難場所の提供に伴う費用）

第4条 避難場所の提供に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用負担を求めるときは、避難場所の閉鎖後、甲との協議のうえ甲に請求するものとする。

（乙の免責事項）

第5条 避難場所の提供においてのいかなる事故についても、乙は一切責任を負わないものとする。

（甲の損害賠償責任）

第6条 避難場所の提供において学校施設及びその他乙の管理下にある物に損害を与えたときは、甲の責任において、これらを現状に回復することとし、乙は一切責任を負わないものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、この効力を有するものとする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年8月8日

9-23 災害時における支援協力に関する協定書（北川紙器工業株式会社）

あま市（以下「甲」という。）と北川紙器工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における避難所生活に必要な段ボール製品等（以下「物資」という。）の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、あま市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資について調達の協力を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 甲が乙に要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の手続）

第4条 甲は、物資調達要請書（別記様式）により、乙に対して物資の調達の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

（調達の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、その要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の出荷見通しを甲に連絡するものとする。

（運搬）

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、運搬が困難なときは、乙は、甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（物資の代金等）

第7条 甲が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、第4条の要請時直前における価格を参考に、甲、乙協議の上決定するものとする。

（代金等の請求及び支払）

第8条 乙は、前条の規定による代金等の決定後、納品書及び請求書により、代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認後、速やかに代金等を支払うものとする。

（報告）

第9条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して連絡責任者、在庫品目、数量等について資料の提出を求めることができる。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月以内に、甲乙いずれからもこの協定の延長について何らかの申出がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(事業所運営)

第11条 この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成25年11月18日

9-24 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書(愛知県、愛知県内市町村及び関係一部事務組合)

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者(以下「下水道管理者」という。)が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県(以下「県」という。)、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者(以下「要請自治体等」という。)は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請(以下「応援要請」という。)をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処

理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

【実施細目】省略

9-25 災害時における地域緊急情報に関する協定書(国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所、西尾張シーエーティーヴィ株式会社)

国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所長 板倉 信一郎(以下「甲」という。)と西尾張シーエーティーヴィ(株)代表取締役社長 青木 啓(以下「乙」という。)及びあま市長 村上浩司(以下「丙」という。)とは、災害時における地域緊急情報に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、コミュニティFMを通じ、地域住民及び道路利用者へ災害時における当該地域の被災状況等について、地域緊急情報を広報することにより、地域住民及び道路利用者の迅速な避難行動に資することを目的とする。

(地域緊急情報の広報実施)

第2条 地域緊急情報の広報実施は、次の状況において行われるものとする。

- (1) あま市内及び近隣市町村に災害が発生し又は発生するおそれのある場合
- (2) あま市に災害対策本部が設置された場合
- (3) その他甲、乙、丙において必要と認めるとき

(地域緊急情報の広報内容)

第3条 地域緊急情報の内容は、次のとおりとする。

- (1) 国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所が所管する道路に関する事
- (2) 公共土木施設(道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等)地域被害状況に関する事
- (3) その他必要な事項

(相互協力)

第4条 地域緊急情報をより効果的に広報するため、コミュニティFM周波数の地域住民等への周知等必要となる事項について、相互協力を行う。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義を生じた事項については、甲、乙、丙が協議のうえ処理するものとする。

2 この協定を円滑に実施するために必要な詳細については、別途、甲、乙、丙協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第6条 この協定の有効期限は、平成26年2月4日から平成26年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙、丙のいずれかからも申し出のない場合は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年2月4日

9-26 災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定書（名古屋市近隣市町村、生活協同組合コープあいち）

（趣旨）

第1条 この協定は、愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江町、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、武豊町、知多市、津島市、東海市、東郷町、常滑市、飛島村、豊明市、豊田市、豊山町、長久手市、名古屋市、日進市、半田市、東浦町、扶桑町、南知多町、美浜町、みよし市及び弥富市（以下「市町村」という。）において、地震、風水害等による広域かつ大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、応急生活物資供給を必要とする市町村に迅速かつ円滑に供給が行えるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（協定当事者）

第2条 この協定は、市町村（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）との間において締結するものとする。

（協力事項の発動）

第3条 この協定に定める協力事項は、甲の全部又は一部が災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づく救助の対象となった場合において、甲が乙に対し応急生活物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

2 前項の要請は、災害救助法第2条の規定に基づく救助の対象如何にかかわらず、甲がそれぞれに行うことができるものとする。

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、愛知県を通じて行うものとする。

2 甲は、前条の要請を行うときは、愛知県に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第70条第1項の規定に基づく応急措置として、乙に対して応急生活物資の供給の要請を行うよう、求めるものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第5条 乙は、第3条の規定に基づく要請を受けたときは、応急生活物資の供給に係る協力を積極的に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第6条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、必要に応じて応急生活物資の運搬の協力を求めることができる。

（費用負担）

第7条 乙が供給した応急生活物資の対価及びその運搬の費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定する。

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成26年7月22日から施行する。

この協定を証するため本書40通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年7月22日

9-27 大規模地震時における避難所の応急危険度判定業務に関する協定書(公益社団法人愛知建築士会)

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村(以下「協定市町村」という。)と公益社団法人愛知建築士会(以下「建築士会」という。)は、大規模地震時における避難所の応急危険度判定に関し、次の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、海部地域において大規模地震が発生したときに、主要な避難所において、余震等による被災後の人命に関わる二次的災害を防止するため、協定市町村と建築士会の海部津島支部が協力し、避難所の応急危険度判定業務を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

(協力業務の内容)

第2条 この協定により、協定市町村が建築士会の海部津島支部に支援協力を要請する業務は、次に掲げるものとする。

(1) 各市町村の地域において、震度6弱以上の地震が発生した場合の、民間の応急危険度判定士の避難所への自動参集と応急危険度判定の実施

(2) 判定結果の施設管理者等への説明と応急措置が必要な場合の措置すべき事項の教示

(業務の実施)

第3条 判定の実施は、被災建築物応急危険度判定士に登録している者が、「応急危険度判定士業務マニュアル」に従って業務を実施する。

2 判定の結果内容を施設管理者に伝達する。

3 判定の結果、二次的被害を防止するために必要な場合、その措置に関する助言を行う。

(補償)

第4条 この協定に基づき応急危険度判定業務に従事した民間の応急危険度判定士が、当該判定活動時に死亡若しくは負傷した場合には、協定市町村は必要な補償を行う。

(協議)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村と建築士会が協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、協定市町村と建築士会が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年7月24日

9-28 大規模地震時における避難所の応急危険度判定業務に関する協定書(公益社団法人愛知建築士事務所協会)

津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町及び飛島村(以下「協定市町村」という。)と公益社団法人愛知県建築士事務所協会(以下「協会」という。)は、大規模地震時における避難所の応急危険度判定に関し、次の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、海部地域において大規模地震が発生したときに、主要な避難所において、余震等による被災後の人命に関わる二次的災害を防止するため、協定市町村と協会の津島支部が協力し、避難所の応急危険度判定業務を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

(協力業務の内容)

第2条 この協定により、協定市町村が協会の津島支部に支援協力を要請する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 各市町村の地域において、震度6弱以上の地震が発生した場合の、民間の応急危険度判定士の避難所への自動参集と応急危険度判定の実施
- (2) 判定結果の施設管理者等への説明と応急措置が必要な場合の措置すべき事項の教示
- (3) 各施設の判定実施に係る協定市町村の災害対策本部との連絡調整

(業務の実施)

第3条 判定の実施は、被災建築物応急危険度判定士に登録している者が、「応急危険度判定士業務マニュアル」に従って業務を実施する。

2 判定の結果内容を施設管理者に伝達する。

3 判定の結果、二次的被害を防止するために必要な場合、その措置に関する助言を行う。

(補償)

第4条 この協定に基づき応急危険度判定業務に従事した民間の応急危険度判定士が、当該判定活動時に死亡若しくは負傷した場合には、協定市町村は全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度の手続きを行うものとする。

(協議)

第5条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村と協会が協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書8通を作成し、協定市町村と協会が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年7月24日

9-29 災害時における物資供給等に関する協定書（海部東農業協同組合）

あま市（以下「甲」という。）と海部東農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、あま市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の計画に対して乙が協力して、物資を供給すること等について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、乙に対し次の事項を要請するものとする。

(1) 物資の供給

(2) 美和ライスセンターを物資受入所として提供

(3) 前2号に定めるもののほか、甲と乙が特に必要と認め乙が受託した事項

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、甲より要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置状況を報告するものとする。

（物資の種類）

第3条 前条第1項第1号の物資は、食料、日用雑貨品その他甲が指定する物であって乙が供給することができるものとする。

（物資の引渡）

第4条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、納品書等により要請に係る物資を確認の上、受け取るものとする。

（物資の費用）

第5条 乙が甲に供給した物資の対価及び乙が行った運搬の経費は、甲の負担とする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、この効力を有するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月9日

9-30 災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定書(株式会社セレモニー朱雀殿)

あま市(以下「甲」という。)と株式会社 セレモニー朱雀殿(以下「乙」という。)は、あま市内において災害が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の運搬等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、あま市地域防災計画に基づき、災害時に多数の死者が一時的・集中的に発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の円滑な実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、乙に対し次の業務について、協力を要請することができるものとする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体安置施設等の提供
- (3) 火葬に至るまでの業務
- (4) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

(協力の実施及び報告)

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限り、通常業務に優先して協力し、業務を実施するものとする。

2 乙は前項の業務の実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第4条 前条の業務の実施に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する費用は、災害発生直前の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(守秘義務)

第5条 乙は、遺体搬送等の支援協力を行う場合において、知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(協定の有効期間)

第6条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、この効力を有するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年2月25日

【協定実施細目、実施細目様式】省略

9-31 災害時における廃棄物の処理等に関する協定（一般社団法人愛知県産業資源循環協会 令和3年1月4日 一般社団法人愛知県産業廃棄物協会から名称変更）

あま市（以下「甲」という。）と一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震または水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、あま市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害が生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）及び生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや粗大ごみ）をいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は、様式第1号に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

（情報提供等）

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙にあま市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

（災害廃棄物処理の実施）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式2号より、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年8月27日

9-32 災害時相互応援に関する協定書（宮城県宮城郡七ヶ浜町）

あま市と七ヶ浜町（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2の規定に基づき、協定市町において災害が発生し、独自では十分な応急措置が実施できない場合における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する市町（以下「被災市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第7条第1項に定める連絡担当窓口に対して、電話等の通信手段により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援機関
- (6) その他必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、これに応じ応援活動に努めるものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第4条 応援のため派遣された職員は、被災市町の長等の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は原則として被災市町の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合には、その都度、協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がい者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町への往復途中に生じたものを除き、被災市町がその賠償の責めを負うものとする。

（相互応援体制の整備）

第7条 協定市町は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、

速やかに情報交換を行うものとする。

2 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な体制の整備並びに平時からの交流促進に努めるものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、協定市町が概に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年12月16日

9-33 災害時における活動拠点の提供に関する協定書（愛知県津島警察署）

あま市（以下「甲」という。）と愛知県津島警察署（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合において、乙に所属する警察官の臨時活動拠点（以下「活動拠点」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の管轄する区域内で大規模な災害が発生した際における活動拠点の提供について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 乙は、大規模な災害が発生した場合において、甲に対して甲が所有する施設を活動拠点として提供することを要請することができる。

（協力の責務）

第3条 甲は、前条の規定により乙から要請を受けたときは、可能な範囲内で乙に協力するものとする。

（提供場所の範囲）

第4条 乙が甲から提供を受ける活動拠点は、甲が指定した場所に限るものとする。

（費用負担）

第5条 この協定による活動拠点の提供に要する費用は、無償とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲と乙の協議により定める。

（協定書の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、この協定の解除又は変更について、甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定締結を証明するため、本書を2通作成し、甲、乙署名の上、それぞれが各1通を保管する。

平成28年2月22日

9-34 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

あま市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が第2条に定義される乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定の目的は、次に掲げる各号のとおりとする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が同法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときに、乙が発行する地図製品等の供給及び利用等に関する必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連帯して、防災及び減災に寄与する地図の作成を検討及び推進することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 「住宅地図」とは、あま市全域を収録した乙が発行する住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、あま市全域を収録した乙が発行する広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNETTOWN」とは、乙が行っている住宅地図インターネット配信サービス「ZNETTOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNETTOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNETTOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲から要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、物資供給要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

4 乙は、地図製品等を供給するときには、甲に、物資供給報告書（様式第2号）を提出するものとする。

5 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、市場の適正な価格を基準とし、甲、乙別途協議の上、決定するものとする。

（地図製品等の貸与、保管及び管理）

第4条 乙は、前条第1項の規程に基づく地図製品等の供給とは別に、本協定締結後に、甲、乙が別途定める時期及び方法により、別紙第1に定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善

良なる管理者の注意義務をもって保管及び管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取り、かつ更新版と差し替えることとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による住宅地図の保管及び管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧及び復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等について、次の各号の事項について利用等を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲、乙が別途協議の上定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前甲に基づき地図製品等の利用等を開始したときは、速やかに別途定める乙の連絡先に報告するものとする。また、当該地図製品等の利用等を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管及び管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務（防災訓練を含む。）を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNETTOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合には、別途乙の許諾を得るものとし、ZNETTOWNを利用する場合は、別紙第2のZNETTOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連帯体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日3ヶ月前までに甲又は乙から書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成28年7月21日

9-35 災害時の応急対策の協力に関する基本協定書(公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会)

あま市(以下「甲」という。)と公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「乙」という)とは、災害の予防並びに災害時の応急復旧及びその他応急処置(以下「応急対策」という。)の協力に関する基本協定を、次のとおり定める。

(目的)

第1条 この協定は、あま市地域防災計画に基づき、甲の地域における応急対策について、乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定めるものをいう。

2 その他前号と同程度の災害で、甲が乙の協力を必要であると認めた場合

(協力要請の窓口)

第3条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応急対策等の内容)

第4条 応急対策の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲の所有又は管理する公共施設等の被災状況の調査
- (2) 甲の所有又は管理する公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元
- (3) 登記・境界関係相談所の開設
- (4) 平常時における甲の所有又は管理する公共施設等の筆界に関する災害予防対策の策定等
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策業務

(協力要請の方法)

第5条 甲は、乙に応援の要請を行うに当たっては、応急対策の内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、甲の要請に基づき、応急対策に関する業務が完了した場合は、速やかに協力実施報告書により甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告書が提出された場合、速やかに乙の業務内容について確認を行うものとする。

(協力)

第7条 乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員するものとする。ただし、乙の社員のみで対応できないときは、甲乙協議の上、乙と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員を動員するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙の社員が応急対策業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(名簿等の提出)

第9条 乙は、毎年1回次の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 応急対策業務に関する乙の組織図
- (2) 応急対策業務に関する連絡担当者
- (3) 応急対策業務に従事できる社員名簿
- (4) その他、必要と認められる事項

(資料の交換及び協議)

第10条 甲及び乙は、この協議に基づく応急対策業務が円滑に行えるよう、随時次の資料を交換するとともに、必要に応じて協議を行うものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) その他、必要な事項

(適用)

第11条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日2箇月前までに、甲、乙のいずれからも何ら申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月17日

様式（第5条関係）

あ安第 号
年 月 日

公益社団法人
愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 様

あま市長

印

協力要請書

災害時における応急対策に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

記

要請担当者 職 氏 名	職名 氏名 (電話)
要請日時	年 月 日 () 時 分
要請理由	
要請内容	
履行場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

様式（第6条関係）

年 月

日

あま市長

様

公益社団法人
愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 

要請協力実施報告書

災害時における応急対策に関する協定第5条の規定に基づき要請がありました業務実施について、同協定第6条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

要 請 書 番 号	年 月 日付け あ安第 号
報 告 担 当 者 職 氏 名	
実 施 業 務 内 容	
業 務 従 事 者 氏 名	
履 行 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

※ 業務内容が分かる実施内訳書等の書類を添付してください。

9-36 災害時における応急仮設トイレの設置協力に関する協定(レンテック大敬株式会社、太陽建機レンタル株式会社津島支店)

注：以下の協定書と同様の協定書を、「太陽建機レンタル株式会社津島支店」と同日付けにて締結している。

あま市(以下「甲」という。)とレンテック大敬株式会社(以下「乙」という。)は、あま市内において災害が発生した場合における応急仮設トイレ(以下「トイレ」という。)の設置協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、あま市地域防災計画に基づき、地震、風水害等による災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、甲から乙に対して行うトイレの設置協力するものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急にトイレを設置する必要があるときは、乙の保有するトイレの設置について要請するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けた場合は、業務上の支障又はやむを得ない理由のない限り、保有するトイレを優先的に設置協力するものとする。

2 乙は、甲が指定する場所にトイレを運搬し、設置するものとする。

(経費の負担)

第4条 乙が設置したトイレの賃借料及びその他必要経費については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払を行うものとする。

(協定の有効期間)

第5条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、この効力を有するものとする。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定にない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月30日

9-37 愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定（一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、弥富市、あま市、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村）

（趣旨）

第1条 別表の構成市町村の欄に掲げる14市町村（以下「西尾張市町村」という。）のいずれかの市町村において大規模な災害が発生し、被災した市町村独自では十分な応急措置が実施できない場合に、西尾張市町村として被災した市町村（以下「被災市町村」という。）の応急対策及び復旧対策が円滑に遂行できるよう、被災市町村の要請に基づき応援するため、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災者の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続）

第3条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ、電子メール等により要請をし、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人員及び現場での従事の内容
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害の応援に必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された市町村は、できるだけ被災市町村の要請に応ずるよう取り組むものとする。この場合において、被災市町村との連絡が不能のときは、第2条に掲げる応援を進んで行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、被災市町村に甚大な災害が発生し、被災市町村との連絡がとれない場合は、被災市町村の状況把握に努め、応援が必要と認めるときは、前条の要請を待たずに応援をするものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は、応援をする市町村が負担するものとする。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として被災市町村が負担するものとする。

(損害賠償等)

第6条 第2条第4号の規定により派遣された派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災市町村への往復途中に生じたものを除き、被災市町村がその賠償の責めを負うものとする。

(情報交換及び研修)

第7条 予知できない災害の発生に備えるには不断の研鑽と努力が必要であることに鑑み、西尾張市町村は、適宜、情報交換及び研修を行うものとする。

(西尾張市町村災害対応連絡協議会)

第8条 前条の情報交換及び研修を行うため、実務者レベルによる組織として西尾張市町村災害対応連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(担当部署)

第9条 災害発生時だけでなく、平常時の連絡調整を行うための担当部署は、別表の担当部署の欄に掲げるとおりとする。

(連絡責任者)

第10条 第3条の規定による応援の手続を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、各市町村に連絡責任者を置くものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、西尾張市町村が個別に締結している災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、西尾張市町村が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成29年7月6日から効力を生じる。

2 この協定の締結に伴い、平成28年7月7日締結の愛知県西尾張ブロック九市災害対応に関する相互応援協定は、廃止する。

3 この協定を証するため各市町村長署名のうえ作成した本書1通を協議会が保管し、別に記名押印のうえ14通を作成し、各1通を保有する。

平成29年7月6日

別表（第1条、第9条関係）

構成市町村	担当部署
一宮市	総務部 危機管理課
津島市	市長公室 危機管理課
犬山市	市民部 地域安全課
江南市	危機管理室 防災安全課
稲沢市	総務部 危機管理課
岩倉市	総務部 危機管理課
愛西市	市民協働部 防災安全課
弥富市	総務部 危機管理課
あま市	総務部 安全安心課
丹羽郡大口町	地域協働部 町民安全課
丹羽郡扶桑町	総務部 総務課
海部郡大治町	総務部 防災危機管理課
海部郡蟹江町	総務部 安心安全課
海部郡飛島村	総務部 総務課

（建制番号順）

9-38 災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書(公益社団法人愛知県 ペストコントロール協会)

あま市(以下「甲」という。)と公益社団法人愛知県ペストコントロール協会(以下「乙」という。)は、防疫活動に関して次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、あま市内において地震、風水害及びその他の災害又は感染症(以下「災害等」という。)が発生した場合において、感染症の拡大を防止し、住民生活の安定を図るための防疫活動の相互協力について、必要な事項を定めるものとする。

(防疫活動の内容)

第2条 この協定において、甲が乙に協力を要請する防疫活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 災害等の発生時における消毒活動
- (2) 災害等の発生時におけるねずみ及び衛生害虫の駆除活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に甲が必要と認める活動

(協力要請)

第3条 甲は、災害等が発生し、甲のみでは被災地等における防疫措置を十分に実施することが困難であると市長が認める場合には、乙に対して前条各号に規定する防疫活動への協力を要請することができる。

2 甲は、防疫活動への協力を要請するときは、防疫活動協力要請書(様式第1号)を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して口頭で要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けたときは、薬剤の調達並びに車両その他防疫活動に必要な物品及び労務の提供(以下「薬剤、労務等」という。)を可能な限り行うものとする。

(情報提供等)

第4条 甲は、災害等に円滑な協力が得られるように、乙にあま市内の災害等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害等における円滑な防疫活動が図られるように、乙の会員等における協力体制並びに情報等の収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、防疫活動が円滑に行われるように、災害等に出動可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、その内容を甲に報告するものとする。

4 乙は、前項に基づく報告の内容に変更が生じたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(防疫活動の実施)

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、防疫活動の実施場所に直ちに出動し、甲の指示に従い可能な限り防疫活動を実施するものとする。

2 前項の場合において、乙は防疫活動の実施場所に甲の職員が同行できないときは、甲の承認を得て、要請事項に従い防疫活動を実施するものとする。

(防疫活動の実施報告)

第6条 乙は、前条の規定により防疫活動を実施したときは、甲に対し口頭、電話等で報告し、その後速やかに防疫活動実績報告書(様式第2号)を提出するものとする。

(費用負担)

第7条 第3条の要請に基づき乙が実施した薬剤、労務等の防疫活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害等の発生の直前における適正な価格を基準として、その金額は甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払方法)

第8条 甲は第6条に規定する防疫活動実績報告書が提出されたときは、その内容を確認し、適正と認めた場合は、乙の請求により前条第1項に規定する費用を支払うものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、防疫活動に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、防疫活動の実施にあたり、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。)を取り扱う場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱わなければならない。

(連携)

第11条 この協定に係る甲の連絡責任者は、災害等発生時の防疫活動の所管課長、乙の連絡責任者は、公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会尾張ブロック長とする。

2 甲及び乙は、災害等の発生時における連絡先や連絡方法について確認する等、平時から相互の連携に努めるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書により解除又は変更の意思表示がなされない限り継続する。

(その他)

第13条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年10月16日

令和 年 月 日

防疫活動協力要請書

公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会
 会 長 様

あま市長 ㊟

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書第 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり防疫活動を要請します。

被災の状況	
要請日時	
要請場所	
要請内容	
その他 必要な事項	

(取扱担当 あま市役所 市民生活部 環境衛生課 氏名 TEL FAX E-mail)

令和 年 月 日

防疫活動実績報告書

あま市長 様

公益社団法人 愛知県ペストコントロール協会
 会 長 ㊟

災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書第6条の規定に基づき、次のとおり報告
 します。

防疫活動日時	
防疫活動場所	
防疫活動内容	
使用薬剤・従事 人数等	
その他 必要な事項	

(担当者 役職 : 氏名 TEL FAX
 E-mail)

9-39 災害情報の提供及び応急処置資機材の提供等に関する協定書（S K東海株式会社丹波給油所、愛知県石油商業組合西尾張連合会海部地区、株式会社長商蜂須賀給油所）

注：以下の協定書と同様の協定書を、「愛知県石油商業組合西尾張連合会海部地区」、「株式会社長商蜂須賀給油所」と同日付けにて締結している。

あま市（以下「甲」という。）とS K東海株式会社丹波給油所（以下「乙」という。）とは、あま市内において風水害、地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が行う応急対策活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が災害時に知り得た災害情報の提供（以下「災害情報の提供」という。）並びに乙の所有する応急処置資機材の提供及び自動車用燃料・災害対策用燃料の優先提供（以下「応急処置資機材の提供等」という。）を行うことにより、甲が行う応急対策活動を支援する事を目的とする。

（事業所台帳の作成及び提供）

第2条 乙は、事業所の名称、代表者名、所在地、電話番号及びファクシミリ番号を記載した事業所台帳を作成し、保管するとともに、甲に対してその写しを提供するものとする。

（災害情報の提供に係る要請）

第3条 甲は、災害時において応急対策活動を実施する上で必要があると認めるときは、浸水状況、建物損壊状況等求める災害情報の内容を明らかにして、乙に対して災害情報の提供を要請する。

（応急処置資機材の提供等に係る要請）

第4条 甲は、災害時において甲及び市民が応急活動を実施する上で必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにして、乙に対して応急処置資機材の提供等について要請する。

- （1） 災害の状況及び要請する事由
- （2） 必要な応急処置資機材及び自動車用燃料・災害対策用燃料の種類数量等
- （3） その他必要な事項

（災害情報の提供及び応急処置資機材の提供等）

第5条 乙は、前2条の規定により要請がなされたとき又は被害が発生したとき若しくは被害が発生するおそれのあるときは、可能な範囲で災害情報の提供又は応急処置資機材の提供等を甲及び市民に対して行うものとする。

2 乙は、応急処置資機材の提供等を行ったときは、甲に対して、その種類数量等について書面により速やかに通知するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、災害時においてこの協定が効果的に運用されるよう、平素から密接な連絡調整に努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 本協定により乙が提供した自動車用燃料・災害対策用燃料の対価は、甲が負担するもの

とする。

2 前項の対価は、災害発生時点における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して定める。

(補償)

第8条 提供された応急処置資機材が破損、紛失等した場合の経費は、乙の請求に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、破損、紛失等した時点における適正な価格を基礎として算出するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議の上、決定する。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月16日

9-40 災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書(株式会社DSA)

あま市(以下「甲」という。)と株式会社DSA(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震、暴風、洪水その他の災害時(以下、「災害時」という。)において、乙が甲に協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、無人航空機に関する必要な操縦技術等を有する民間事業者との連携により、災害現場の映像や画像などを撮影し、甲に速やかに伝送することによって、災害状況を迅速に把握することを目的とする。

(活動内容)

第2条 甲が乙に協力を要請する活動内容は以下のとおりとする。

- (1) 災害状況を把握するために必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること
- (2) その他、必要と認められる事項

(協力要請)

第3条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し協力要請するものとし、乙は、可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

2 前項の甲の協力要請は、協力要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請ができるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

(活動に関する協議)

第4条 乙は、活動に関して甲と協議の上で、活動を実施するものとする。

(報告)

第5条 乙は、第3条に基づく活動を完了した時は、報告書(様式第2号)により甲の定める期限までに報告を行う。

(映像等の所有権等)

第6条 本協定の活動により取得した映像や画像等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとする。

(費用負担)

第7条 第2条の規定に基づき要した費用は、適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(訓練等への参加)

第8条 乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法における許可申請等は、乙が手続きを行うものとする。

2 訓練等に参加する際に発生する費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、活動の実施に当たり業務上知り得た甲又は第三者の秘密を洩らしてはならない。協定期間満了後もまた同様とする。

(損害の負担)

第10条 活動の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき、または使用する機体等の資機材に

損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その損害について乙が負担するものとする。

ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、または使用する機体等の資機材に損害が生じたときの負担は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までの期間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までにいずれからも申し出がないときは、この協定は更新されたものとし、1年間延長し、その後も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成31年2月4日

年 月 日

株式会社D S A

代表取締役 様

あま市長

協力要請書

災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

災害の種類	地震 ・ 暴風 ・ 洪水 その他（ ）
要請の内容	<input type="checkbox"/> 災害情報（映像・画像等）の提供 <input type="checkbox"/> その他（ ）
協力を要請する場所	住所等 <input type="checkbox"/> 別添地図参照
要請期間	<input type="checkbox"/> 約 日 <input type="checkbox"/> 約 週間 年 月 日から 年 月 日まで
担当者名	部 課 担当者名[]
担当者連絡先	<input type="checkbox"/> 直通電話 052-444-0862 FAX 052-441-8330 <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他	
(事務処理欄)	

年 月 日

あま市長 様

株式会社D S A
代表取締役

報 告 書

災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書に基づき、年 月 日に要請のありました災害支援につきましては、下記のとおり行いましたので報告します。

記

協力の内容	<input type="checkbox"/> 災害情報（映像・画像等）の提供 <input type="checkbox"/> その他 （ ）
協力期間	年 月 日～ 年 月 日 （協力延べ日数 日 協力延べ人員 人）
情報提供内容等	<input type="checkbox"/> 映像 [形式等] <input type="checkbox"/> 画像 [形式等] <input type="checkbox"/> その他 []
その他	

9-41 災害時における緊急物資輸送等に関する協定書（SAロジテム株式会社、株式会社TOGOPOWER、株式会社オーパストランスポート、ジェイ・アクシス株式会社、株式会社丸八運輸社、株式会社中部NL、七宝運輸有限公司、有限会社則竹梱包、勅使川原産業株式会社、豊栄運輸株式会社、濱嶋運輸有限公司）

注：以下の協定書と同様の協定書を、「株式会社TOGOPOWER」、「株式会社オーパストランスポート」、「ジェイ・アクシス株式会社」、「株式会社丸八運輸社」、「株式会社中部NL」、「七宝運輸有限公司」、「有限会社則竹梱包」、「勅使川原産業株式会社」、「豊栄運輸株式会社」、「濱嶋運輸有限公司」と同日付けにて締結している。

あま市（以下「甲」という。）とSAロジテム株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援物資の搬入搬出、仕分け及び避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対して要請する緊急輸送等の支援協力に関し、その手続等について定め、災害応急対策、災害復旧対策及び受援計画が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができ、乙は、甲の要請に基づき可能な限り、対応するように努めるものとする。

（1）甲の要請に基づき、乙は緊急物資集積所での支援物資等の受入れ、仕分け及び積み降ろし

（2）甲が管理する備蓄品等の避難所への配送

（3）緊急物資集積所から避難所への配送

（4）あま市災害対策本部等への物流の専門家（作業の指揮者及び技能者等）の派遣

（5）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（要請手続）

第3条 甲の乙に対する要請は、様式第1号をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話又はその他の方法を持って要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、緊急輸送等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、第2条の要請により実施した協力内容について、速やかに様式第2号により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害救助法等の法令等の定めがあるものを除くほか、甲及び乙が協

議の上、速やかに決定する。

(費用の請求及び支払)

第6条 甲は、前条の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(被災市町村への応援)

第7条 甲が、被災した他市町村への協力又は応援を行う場合、乙は本協定の趣旨に準じて、できる限り協力するものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を協定締結後、それぞれ速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

(実施細目)

第9条 本協定に規定するもののほか、備蓄品や支援物資等の緊急輸送等の業務の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して、別に定めるものとする。

(免除)

第10条 乙が被災した場合、甲及び乙は、協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議の上、決定する。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲及び乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年3月5日

年 月 日

災害対応支援要請

災害が発生しましたので車両等の提供を要請します。

あま市役所

年月日	提供先 何処から～何処へ	業務内容	車両等名（台数） パレット数（枚数）

あま市長 様

SAロジテム株式会社

次のとおり車両等の提供を行いましたので通知します。

年月日	代 表 者 名 所 在 地 電 話 番 号	提供先の所属名 及び担当者名	車両等名（台数） パレット数（枚数）

9-42 災害時における移動トイレカー及び移動事務室車の供給協力に関する協定書（タフバリア有限会社）

あま市(以下「甲」という。)とタフバリア有限会社(以下「乙」という。)は、災害時における物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、あま市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲の計画に対して乙が協力して、移動トイレカー及び移動事務室車(以下「移動トイレカー等」という。)を供給すること等について、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、乙に対して保有する移動トイレカー等の供給、運搬、設置及び撤去を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、要請内容、その他必要事項を記載した「災害時における移動トイレカー等供給要請書」(様式第1号、以下「要請書」という。)により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話、FAX等で要請を行い、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

(協力の実施・報告)

第3条 乙は、甲からの前条第1項に規定する要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し優先かつ速やかに協力を行うものとする。

2 乙は、要請書に基づき移動トイレカー等を設置及び撤去した場合は、「災害時における移動トイレカー等供給報告書」(様式第2号)をもって速やかに甲に対して報告するものとする。

(連絡責任者)

第4条 甲及び乙は、協力の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、これを相互に通知するものとする。連絡責任者に変更があったときも、また同様とする。

(経費の負担)

第5条 乙が設置した移動トイレカー等の賃借料及び運搬費等の必要経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が乙に支払う費用は、災害発生直前の適正な価格に基づき、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の破棄)

第6条 乙が、暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力が発生するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年6月27日

年 月 日

タフバリア有限公司 様

あま市長

災害時における移動トイレカー等供給要請書

災害時における移動トイレカー等の物資の供給に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

特殊車両の種類	数量	設置日時	設置場所	備考

あま市 連絡担当者

所 属	
職・氏名	
電話番号	

年 月

日

あま市長 様

タフバリア有限公司

災害時における移動トイレカー等供給報告書

災害時における移動トイレカー等の物資の供給に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり供給・撤去したことを報告します。

特殊車両の種類	数量	設置日時 (撤去日時)	設置場所 (撤去場所)	備考

タフバリア有限公司

所 属	
職・氏名	
電話番号	

9-43 災害時における遺体の収容及び安置に必要な機材等の提供に関する協定書 (一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会)

あま市（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、あま市内において地震、風水害その他災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について、乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請の手続）

第3条 甲の乙に対する前条の要請は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書（第1号様式）を乙に送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職名及び担当者氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第4条 乙は、前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第2条各号の協力を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条各号の協力を行ったときは、次に掲げる事項を災害時要請業務報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に要請する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、乙が指定する支払先に速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

(協力体制の整備)

第10条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれの連絡責任者を置き、甲にあつてはあま市市民生活部市民課長の職にあたる者を、乙にあつては一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会中部ブロック長の職にあたる者を当該責任者とする。

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、協力を行う場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

以上、この締結の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年10月1日

年 月 日

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長 様

あま市
市長

災 害 時 協 力 要 請 書

災害時における遺体の収容及び安置に必要な機材等の提供に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

年 月 日

あま市

市長

様

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 山下 裕史 印

災 害 時 要 請 業 務 報 告 書

災害時における遺体の収容及び安置に必要な機材等の提供に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しました。

要請担当者	職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
実施業務内容	
従事者氏名	
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

9-44 災害時に係る情報発信等に関する協定書（LINE ヤフー株式会社）

あま市（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、あま市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲があま市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- （1）乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- （2）甲が、あま市内の指定避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （3）甲が、あま市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （4）甲が、災害発生時のあま市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び指定避難所等におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （5）甲が、あま市内の指定避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- （6）甲が、あま市内の指定避難所等に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和元年11月1日

9-45 災害時における応急物資の供給等に関する協定書(日本チェーンドラッグストア協会愛知県支部、株式会社ツジ薬局、株式会社ミワドラック)

注：以下の協定書と同様の協定書を、「株式会社ツジ薬局」、「株式会社ミワドラック」と同日付けにて締結している。

あま市(以下「甲」という。)と日本チェーンドラッグストア協会愛知県支部(以下「乙」という。)は、災害時における医薬品、食糧、介護用品、生活必需品等(以下「応急物資」という。)の物資の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、あま市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲の計画に対して乙が協力して、物資を供給すること等について、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時における応急物資の調達、供給等の必要があると認めたときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした要請書(様式第1号)をもって、乙の保有する応急物資の調達及び供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、後日速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び調達、供給等を要請する事由
- (2) 調達、供給等を必要とする応急物資の種類及び数量
- (3) 物資運搬車両の確保
- (4) その他必要な事項

2 乙は、甲より要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置状況を報告するものとする。

(応急物資の範囲)

第3条 応急物資の範囲は、乙が取扱い可能な商品を対象とする。

(応急物資の引渡し)

第4条 応急物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であるときは、甲の指定する者が引渡し場所までの運搬を行うものとする。

2 甲は当該場所に職員を派遣し、乙の納品書等により、要請に係る応急物資の数量等を確認のうえ引き取るものとし、当該引渡しにより、乙から甲への引渡しの完了とする。

(応急物資の費用)

第5条 乙が甲に供給した応急物資の対価及び乙が行った運搬の経費は、甲の負担とする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、この効力を有するものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めのない事項及び協定について疑義が生じたときは、その都度、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和元年11月12日

様

あま市長 村上浩司

要 請 書

災害時における応急物資の供給等に関する協定書第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

- (1) 災害の状況及び調達、供給等を要請する事由

- (2) 調達、供給等を必要とする応急物資の種類及び数量

- (3) 物資運搬車両

- (4) その他必要な事項

(参考様式1)

調達、供給等を必要とする応急物資の種類及び数量表

No.	品目	規格・単位	数量	場所	期間
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

(担当者)

(連絡先)

(参考様式2)

応急物資の供給等に関する届

1. 連絡責任者について

【あま市】

第1連絡責任者

所 属		電話番号	
職 名		F A X 番号	
氏 名		メールアドレス	

第2連絡責任者

所 属		電話番号	
職 名		F A X 番号	
氏 名		メールアドレス	

【日本チェーンドラッグストア協会】

第1連絡責任者

所 属		電話番号	
職 名		F A X 番号	
氏 名		メールアドレス	

第2連絡責任者

所 属		電話番号	
職 名		F A X 番号	
氏 名		メールアドレス	

2. 想定引渡し場所について

第1 想定場所

施 設 名	
住 所	
施設連絡先	
そ の 他	

第2 想定場所

施 設 名	
住 所	
施設連絡先	
そ の 他	

9-46 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書(株式会社メディカル加藤、一般社団法人日本福祉用具供給協会、株式会社エンネルグ)

注：以下の協定書と同様の協定書を、「一般社団法人日本福祉用具供給協会」(令和元年11月12日)、「株式会社エンネルグ」(令和2年2月7日)と締結している。

あま市(以下「甲」という。)と株式会社メディカル加藤(以下「乙」という。)は、災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 甲と乙とは、あま市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等(以下「福祉用具等」という。)物資を相互に協力して確保することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲があま市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(福祉用具等物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請するものとする。また、甲は、乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう関係部署との連絡調整を行うものとする。

(福祉用具等物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(福祉用具等物資の内容)

第5条 甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は、甲乙協議の上、あらかじめ別表に定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても、可能な範囲で協力するものとする。

(福祉用具等物資供給の要請手続)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書(以下「要請書」という。)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後に要請書を提出するものとする。

(引渡し)

第7条 福祉用具等物資の引渡し場所は、甲乙協議の上、決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

(福祉用具等物資の適合確認)

第8条 福祉用具等物資の適合確認は、甲の要請に対し、乙の福祉用具専門相談員が現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせ、必要に応じて行うものとする。

(福祉用具等物資の運搬)

第9条 福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて、乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

(配慮事項)

第10条 甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

(損害の負担)

第11条 本協定に基づく協力の実施に当たり、損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

(費用)

第12条 第3条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資の費用及び第9条の規定により、乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。また、支払期限については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第14条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和元年11月12日

別表（第5条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用品 等
------------	---

No	—		要請
		福祉用具等物資供給要請書	
			年 月 日
株式会社メディカル加藤			
代表取締役		様	
		あま市長	印
<p>災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書第6条に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。</p>			
記			
1 緊急に物資供給の必要が生じた理由			
2 供給を必要とする物資の内容			
必要とする物資の内容		数量	備考
3 引渡し場所			
4 連絡先			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

9-47 災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書(株式会社NTPセブンス)

あま市(以下「甲」という。)と株式会社NTPセブンス(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震、暴風、洪水その他の災害時(以下、「災害時」という。)において、乙が甲に協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲の協力要請に基づき乙が行う無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において必要があると認める時は、乙に対し以下の事項について協力要請を行うものとし、乙は、可能な範囲で甲の協力要請に応じるものとする。

(1) 災害状況を把握するために必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること。

(2) その他、必要と認められる事項。

2 前項の甲の協力要請は、協力要請書(別記第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

(活動に関する協議)

第3条 乙は、活動に関して甲と協議した上で、甲の指定する現場指揮者の指示に従い、活動を実施するものとする。

(安全の確保等)

第4条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 乙は、活動を実施するにあたり、自身の負傷、及び第三者への損害が発生しないよう、安全に十分注意するものとする。

(活動報告)

第5条 乙は、災害時等における活動を完了した時は、速やかにその実施した活動内容を書面で甲に報告するものとする。

(著作権の帰属)

第6条 撮影した成果品の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第17条に規定する著作権をいう。)は、甲に帰属する。

2 乙は、撮影した成果品を、甲の許可なく、インターネット、テレビ放送その他手段により公開してはならない。

(費用の負担)

第7条 第2条による甲の協力要請に基づき乙が行った活動に対する費用負担については、甲は乙の活動に対する適正な対価を乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 乙が活動の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき、または使用する機体等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その損害について乙が負担するものとする。

ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、または使用する機体等に損害が生じたときの負担は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(平常時の準備)

第9条 乙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員の無人航空機の活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第10条 乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

2 訓練等に参加する際に発生する費用は、乙の負担とする。

(法令の順守)

第11条 乙は、活動を実施するにあたり、航空法その他関連する法令を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、活動の実施に当たり業務上知り得た情報を漏らしてはいけない。活動完了後もまた同様とする。

(協定期間)

第13条 この協定の期間は、締結の日から令和2年3月31日まで効力を有するものとする。

ただし、期間満了の2ヶ月前までに甲乙のいずれからも特段の申し出がない場合には、引き続き1年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和2年1月21日

株式会社NTセブンス 御中

あま市長

協 力 要 請 書

災害時等における無人航空機の運用に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所 属	職 名
	氏 名	電 話
電 話、FAX 等による要 請 日 時	年 月 日 ()	午前・午後 時 分頃
要 請 内 容		
場 所		
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
備 考		

9-48 災害時における救援作業に関する協定書（株式会社東洋食品）

あま市（以下「甲」という。）と株式会社東洋食品（以下「乙」という。）は、災害時における救援作業に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、あま市で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の指示に対して乙が協力して救援作業をすること等について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において乙の救援作業が必要と認める時は、乙に対し救援作業を要請する。乙は甲が要請した救援作業に積極的に協力するものとする。

（救援作業の内容）

第3条 前条の救援作業は、次に掲げる事項とする。

- （1）甲が所有するあま市学校給食センターにて、甲が用意した食材を使用して調理・配缶する業務及び配送業務
- （2）避難所等における炊き出し業務
- （3）前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が本協定による救援作業として行うことが相当と認められたもの

（要請方法）

第4条 甲は、前々条の規定による要請を行う場合は、要請の内容、その他必要事項を記載した救援作業要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話、口頭、FAX等で要請を行い、その後、速やかに要請書を送付するものとする。

（救援作業の実施）

第5条 乙は、前条の規定に基づき救援作業の要請を受けた時は、速やかに人員を確保し、救援作業を積極的に実施するものとする。

（配送）

第6条 乙は、救援作業において配送が必要な時は、給食配送車を使用するものとする。

（完了報告）

第7条 乙は、救援作業を完了した時は、速やかに甲に対して報告(様式第2号)するものとする。

（費用負担等）

第8条 甲の要請に基づき、乙が行った救援作業を実施するために要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項における経費の負担額は、災害時の発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（従業員の災害補償）

第9条 甲の要請に基づき、救援作業に従事した乙の職員が第二次災害で負傷し若しくは、疾病にかかり、

又は死亡した場合は、乙の加入する労働災害補償保険を適用し、乙が災害補償を行うものとする。

る。

(連絡責任者等)

第10条 救援作業に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。

2 協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

(平常時の協力)

第11条 乙は、平常時における防災訓練に協力するものとする。

2 甲は協力依頼を行う場合は、文書により行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、甲乙で締結している「あま市学校給食センター調理・配送等業務」の委託契約期間とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた時は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和2年1月21日

年

月 日

株式会社東洋食品

代表取締役

様

あま市長

救援作業要請書

災害時における救援作業に関する協定書に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

災害の種類	地震 ・ 暴風 ・ 洪水 その他（ ）
要請の内容	<input type="checkbox"/> 調理・配缶業務 <input type="checkbox"/> 配送業務 <input type="checkbox"/> 炊き出し業務 <input type="checkbox"/> その他 （ ）
協力を要請する場所	<input type="checkbox"/> 住所等 <input type="checkbox"/> 別添地図参照
要請期間	<input type="checkbox"/> 約 日 <input type="checkbox"/> 約 週間 年 月 日から 年 月 日まで
担当者名	部 課 担当者名[]
担当者連絡先	<input type="checkbox"/> 直通電話 052-441-7666 FAX 052-441-7677 <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他	
(事務処理欄)	

年

月 日
あま市長

様

株式会社東洋食品
代表取締役

報 告 書

災害時における救援作業に関する協定書に基づき、 年 月 日に要請のありまし
た救援作業
につきましては、下記のとおり行いましたので報告します。

記

協力の内容	<input type="checkbox"/> 調理・配缶業務 <input type="checkbox"/> 配送業務 <input type="checkbox"/> 炊き出し業務 <input type="checkbox"/> その他 ()
協力期間	年 月 日～ 年 月 日 (協力延べ日数 日 協力延べ人員 人)
要請場所	<input type="checkbox"/> 住所等 <input type="checkbox"/> 別添地図参照
そ の 他	

9-49 災害時におけるソーラーシステムハウス及びソーラーバイオトイレ等の提供に関する協定書(株式会社ダイワテック)

あま市(以下「甲」という。)と株式会社ダイワテック(以下「乙」という。)は、災害時におけるソーラーシステムハウス及びソーラーバイオトイレ等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、あま市内において地震、風水害等の災害その他の危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における応急対策及び復旧業務の実施に必要なレンタル資機材(以下「資機材」という。)を提供すること等について、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、乙に対して保有する資機材の提供を優先的に要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、要請内容、その他必要事項を記載した「資機材提供要請書」(様式第1号、以下「要請書」という。)により行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話、FAX等で要請を行い、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

(資機材の種類)

第3条 甲が乙に協力を要請することができる資機材は、次に掲げるものとする。

- (1) ソーラーシステムハウス
- (2) ソーラーバイオトイレ
- (3) その他乙の調達することができる範囲内で甲が要請する資機材

(協力の実施・報告)

第4条 乙は、甲からの第2条第1項に規定する要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し優先かつ速やかに協力を行うものとする。

2 乙は、資機材の提供後速やかにその内容を「資機材レンタル業務報告書」(様式第2号、以下「報告書」という。)により甲に報告するものとする。

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、協力の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、これを相互に通知するものとする。連絡責任者に変更があったときも、また同様とする。

(資機材の引渡し)

第6条 資機材の搬入又は設置場所は、甲が指定する場所とし、甲又は甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

2 甲が指定する場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により資機材を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が設置したレンタル資機材の対価及び運搬費等の必要経費は、甲が負担するものとする。

る。

2 前項の規定により甲が乙に支払う費用は、災害発生直前の適正な価格に基づき、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の請求及び支払)

第8条 乙は、資機材の提供後、前条第1項の費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、当該費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りでない。

(損害への対応)

第9条 この協定に基づく業務を実施する際、乙に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

(協定の破棄)

第10条 乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力が発生するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年1月31日

様式第1号（第2条関係）

資機材提供要請書

年 月 日

株式会社ダイワテック 様

あま市長 印

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書第2条第2項の規定により、次の資機材の提供を要請します。

品 目	数量	引渡場所	引渡日時

あま市担当者名：

連絡先：

資機材レンタル業務報告書

年 月 日

あま市長 様

株 式 会 社 ダ イ ワ テ ッ ク

印

資機材の引渡しが完了したので、災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書第4条第2項の規定により、次のとおり報告します。

品 目	数量	引渡場所	引渡日時

9-50 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書（公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会）

あま市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。

2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。

（1）災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。

（2）その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の person 費、交通費等の費用を負担する。

甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の

秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

(従事者の災害補償)

第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年5月29日

別記「費用負担額積算基準」（第4条関係）

甲が負担する費用については、以下の積算基準により決定する。

(積算基準)

費用負担額＝（派遣人員数×派遣日数）×業務従事単価※（交通費及び事務的経費等を含む）

※業務従事単価は、被害認定業務の専門性等の性質を踏まえ、国土交通省が毎年定める設計業務委託等技術者単価のうち、「測量補助員」の基準日額とする。

9-51 健康づくりの推進等における包括連携協力に関する協定書(大塚製薬株式会社 東海支店)

あま市(以下「甲」という。)と大塚製薬株式会社(名古屋支店取り扱い:以下「乙」という。)とは、あま市民(以下「市民」という。)の健康づくりの推進等における包括連携協力について、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、甲及び乙が連携のもと、健康を核とした地域活性化及び市民サービスの向上を図るとともに、乙の社会貢献活動の推進を図ることを目的とする。

(連携協力する事業)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事業について連携協力する。

- (1) 健康づくりに関する事業
- (2) 熱中症対策に関する事業
- (3) スポーツの振興に関する事業
- (4) 防災対策、災害時における協力に関する事項
- (5) その他地域の活性化、市民のサービス向上に関する事業

(事業の実施)

第3条 前条に規定する事業(以下「本事業」という。)の実施については、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙に対して、本事業における協力を要請することができ、乙は、当該要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。
- (2) 乙は、甲から要請を受けた本事業を社会貢献活動の場として活用し、甲に周知に係る協力を要請することができ、甲は、この要請に対して事業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。
- (3) 甲は、本事業の実施に乙の協力があることを市民に周知するものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、甲又は乙は、特に必要と認めて要請する事項について、支障のない範囲において可能な限り相互に協力するものとする。

(協力要請)

第4条 甲は、乙に対し前条の協力要請を行う場合、本事業の目的等を個別具体的に明示した任意の文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の協力要請を受けた場合には文書又は口頭により協力の可否を通知するものとする。なお、甲は、乙が緊急の要請等に応じられない可能性があることについてあらかじめ承知する。

(意見収集及び提供)

第5条 甲及び乙は、本事業の成果について、市民等に対して実施するアンケート等により意見を収集することができる。

2 甲又は乙が相手方に対して、アンケート等の成果を提供する場合、個人が特定できる情報は削除した上で行うものとする。

3 本事業により知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守して取り扱わなければならない。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、本事業が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、本協定における連携協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(連携協力の期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から本協定終了の申し出がない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(変更及び解除)

第9条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の内容の変更又は解除を行うものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第10条 甲及び乙は、反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。)と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

(3) その他前2号に類似するいかなる行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちに本協定を解約することができる。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年11月24日

9-52 災害時における車両等の提供に関する協定書(株式会社トヨタレンタリース名古屋)

あま市(以下「甲」という。)と株式会社トヨタレンタリース名古屋(以下「乙」という。)は、災害時における車両等の提供に関する協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、あま市内にあま市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)において、乙が所有する軽自動車、乗用自動車、貨物自動車及びマイクロバス等(以下「車両等」という。)の提供に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの支援の円滑化を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において、車両等の調達が必要となった場合には、乙に対して協力を要請することができる。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、甲に対し、可能な範囲で乙が所有する車両等を優先的に提供するものとする。

(要請の手続)

第4条 甲は、第2条に規定する協力を要請するときは、協力要請書(第1号様式)により、乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話又はファクシミリ等で要請し、事後速やかに協力要請書(第1号様式)を提出するものとする。

(車両等の引渡し)

第5条 乙が所有する車両等の引渡しは、乙の指定する場所において、甲又は甲の指定する者により、車両等の引渡しを受けるものとする。ただし、甲又は甲の指定する者による受取りが困難な場合は、乙は、甲の指定する場所での車両等の引渡しについて協力するものとする。

(費用の支払)

第6条 甲の要請に基づき乙が所有する車両等の提供を受けたときの費用は、甲が支払うものとする。

2 甲が支払うべき費用は、ビジネス契約料金表の契約料金、マンスリー料金を基準とし、車両等の提供完了後、乙の提出する実施報告書(第2号様式)に基づき、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙のいずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年12月17日

協 力 要 請 書

年 月 日

<会社名>

<代表者役職> 様

あま市長

災害時における車両等の提供に関する協定書第4条に基づき、次のとおり協力を要請します。

車両の種類	乗車定員	台数	引渡場所	引渡日時

要請者

所属

氏名

実施報告書

年 月 日

あま市長 様

<会社名>

<代表者役職>

災害時における車両等の提供に関する協定書第6条第2項に基づき、次のとおり報告します。

車両の種類	車両ナンバー	貸借期間	引受場所	備考

供給者

所属

氏名

受取確認者

所属

氏名

9-53 大規模災害時における相互応援協定書（沖縄県名護市）

愛知県あま市と沖縄県名護市は、両市のいずれかの市域において、地震大雨等による大規模災害が発生した場合における相互応援協定について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、両市のいずれかの市域において地震等による大規模災害が発生した場合に、被災した市（以下「被災市」という。）に対する応援が円滑に実施できるよう、必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第2条 被災市は、応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣並びに資機材、食糧、飲料水及びその他の生活物資等（以下「必要物資等」という。）の提供等の応援業務（以下「応援業務」という。）を要請することができる。

2 応援業務の要請（以下「応援要請」という。）を行う場合は、被害の状況のほか、派遣を求める人員、職

種、業務内容、従事場所等及び必要物資等の品名、数量等を明示するものとする。

3 第1項に規定する職員の派遣は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づくものではないものとする。

（応援業務の実施）

第3条 被災していない市（以下「応援市」という。）は、被災市から、応援要請があったときは、可能な限りこれに応じるものとする。

2 応援市は、被災市から応援要請がない場合においても、被災市の初動体制が整備されるまでの間、被害の状況等を把握の上、応援業務を実施することができる。

（指揮）

第4条 応援要請により派遣された職員（以下「応援職員」という。）は、被災市の指揮の下に活動するものとする。

2 前条第2項の規定により応援業務を実施する場合には、被災市の初動体制が整備されるまでの間、応援市がその責任において応援職員の活動を調整し、指揮することができる。

（経費の負担）

第5条 応援業務に要する経費については、原則として被災市の負担とする。ただし応援業務が中長期間にわたる場合を除き、応援職員の給与、旅費、その他派遣に要する経費については、被災市の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、応援業務に要する経費の負担に関し必要な事項については、被災の程度及び応援業務の実態等を考慮し、その都度双方協議の上、決定するものとする。

（連絡担当部局）

第6条 両市長は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（体制の整備）

第7条 両市長は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるも

のとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、両市が協議の上、決定するものとする。

この協定書の成立を証するため本書2通を作成し、協定市の長が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年2月9日

9-54 災害時における防災資機材等の調達に関する協定書（川上産業株式会社）

あま市（以下「甲」という。）と川上産業株式会社（以下「乙」という。）は災害時等における防災資機材等の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、あま市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時等に物資の調達が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

3 乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害以外の災害等について、甲の要請があった場合は、可能な限り第2項に準じて協力を行うものとする。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次に掲げるものとする。

（1）気泡緩衝材

（2）パーティション

（3）フェイスシールド

（4）その他乙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。その際に甲はあま市職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（経費の支払）

第6条 経費は、乙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取ったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（平常時の協力）

第7条 平常時においても、甲が防災訓練等を実施するにあたり、乙の協力を要請した場合、乙は業務に支障をきたさない範囲で参加するものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡

責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上、この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年4月9日

年 月 日

川上産業株式会社 御中

あま市長

救援物資供給要請書

災害発生時における防災資機材等の調達に関する協定第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

あま市連絡担当者

所属	
職・氏名	
電話番号	

年 月 日

あま市長 殿

川上産業株式会社

救援物資供給完了報告書

災害発生時における防災資機材等の調達に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり報告します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

川上産業株式会社連絡担当者

所属	
職・氏名	
電話番号	

連絡責任者届

【あま市】

1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間： 8 : 30 ～ 17 : 15
- ・ 休 日： 土、日曜日・祝日

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【川上産業株式会社】

1 連絡責任者

役職・氏名	
TEL	
FAX	
携帯	

※勤務時間及び休日

- ・ 勤務時間： 8 : 55 ～ 17 : 55
- ・ 休 日： 土、日曜日・祝日

2 時間外及び休日の場合の連絡先

	第1連絡先	第2連絡先	第3連絡先
担当営業所			
役職・氏名			
TEL			
FAX			
携帯			

9-55 災害時における相互連携に関する協定書(中部電力パワーグリッド株式会社)

あま市(以下「甲」という。)と中部電力パワーグリッド株式会社(以下「乙」という。)は、災害時に相互に連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、あま市内で地震、風水害及び雪害等による災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生が予測される場合に、甲乙が連携し、対応することにより、早期復旧が可能となり、もってあま市民の安全・安心の確保に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この協定の適用範囲は、あま市内とする。

(連携事項)

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- (1) 甲及び乙は、災害発生時又は発生が予想される場合には、相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- (2) 甲及び乙は、災害発生時に、乙の所有する設備が甲の管理する道路の通行に支障を来たした場合は、甲乙が連携して通行の確保に努めるとともに、甲が管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- (3) 乙は、早期の停電復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、協力するものとする。
- (4) 乙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- (5) 甲及び乙は、甲乙が保有する連絡・通信手段等を利用し、あま市民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- (6) 甲及び乙は、病院、避難所等の優先的に停電復旧すべき重要施設について、平時から確認・調整等情報を共有するとともに、甲は重要施設に対して自家発電設備の設置等の停電対策の促進に努めるものとする。
- (7) 甲及び乙は、災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため、被害を及ぼす恐れのある樹木の除去等、事前対策に取り組むものとする。
- (8) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、甲乙が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

(連携方法)

第4条 前条の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用負担等については、甲乙協議の上、別途決定する。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定の実施を通じて知り得た相手方に関する秘密情報及び第三者の個人情報、他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲及び乙が相互に協力し、甲乙の従事者並びに第三者の安全確保には万全を期すものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第9条 この協定は、協定締結日から、令和4年3月31日まで効力を有するものとする。ただし、期間満了日までに甲乙いずれからも、書面による変更又は廃止の申し出がないときは、期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年6月2日

災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する確認書

あま市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下、「乙」という。）は、令和3年6月2日付けで締結した「災害時における相互連携に関する協定書」（以下、「協定書」という。）に関して、以下のとおり確認する。

（対象道路）

第1条 この確認書において対象とする道路は、甲が管理する道路とする。

（協定第3条（1）関係）

第2条 甲及び乙は、日頃より、災害時に優先的に啓開すべき緊急輸送道路等について情報を共有するものとする。

（協定第3条（2）関係）

第3条 乙は、災害時においては、緊急輸送道路等の通行に支障となる電力設備等の除去を、優先して実施するものとする。

2 甲は、乙の作業着手等が遅れ、緊急輸送道路等の通行に乙の電力設備が支障を来たと判断した際は、乙による安全確認を実施した上で、乙に代わり通行の支障となる電力設備等の除去を実施することができることとする。

3 前項の乙による安全確認を実施するため、甲は乙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することとし、乙は速やかに技術員を派遣し、電气的安全措置等を実施することとする。

4 第2項の甲による電力設備等の除去にあたっては、乙の技術員の立ち合いのもと実施することとする。

（協議）

第4条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年6月2日

災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する確認書

あま市（以下、「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下、「乙」という。）は、令和3年6月2日付けで締結した「災害時における相互連携に関する協定書」（以下、「協定書」という。）に関して、以下のとおり確認する。

（協定第3条（1）関係）

第1条 甲及び乙における各部署の窓口は**別表**のとおりとし、**別図**のとおり連絡体制を確立するものとする。なお、別表及び別図に変更が生じた場合は、随時更新の上、甲乙共有するものとする。

（協定第3条（3）関係）

第2条 乙は、甲に対して道路啓開作業の協力を要請する場合には、あらかじめ次の各号に定める事項を書面に明記の上、乙の情報連絡員を介して、要請するものとする。

- （1）作業内容
- （2）場所（住所、地図）
- （3）写真
- （4）作業希望日時
- （5）現地連絡責任者及び電話番号
- （6）その他必要な事項

（協定第3条（6）関係）

第3条 甲及び乙は、重要施設のリストを平時から作成し、甲乙共有するものとする。なお、当該リストに変更が生じた場合には、随時更新するものとする。

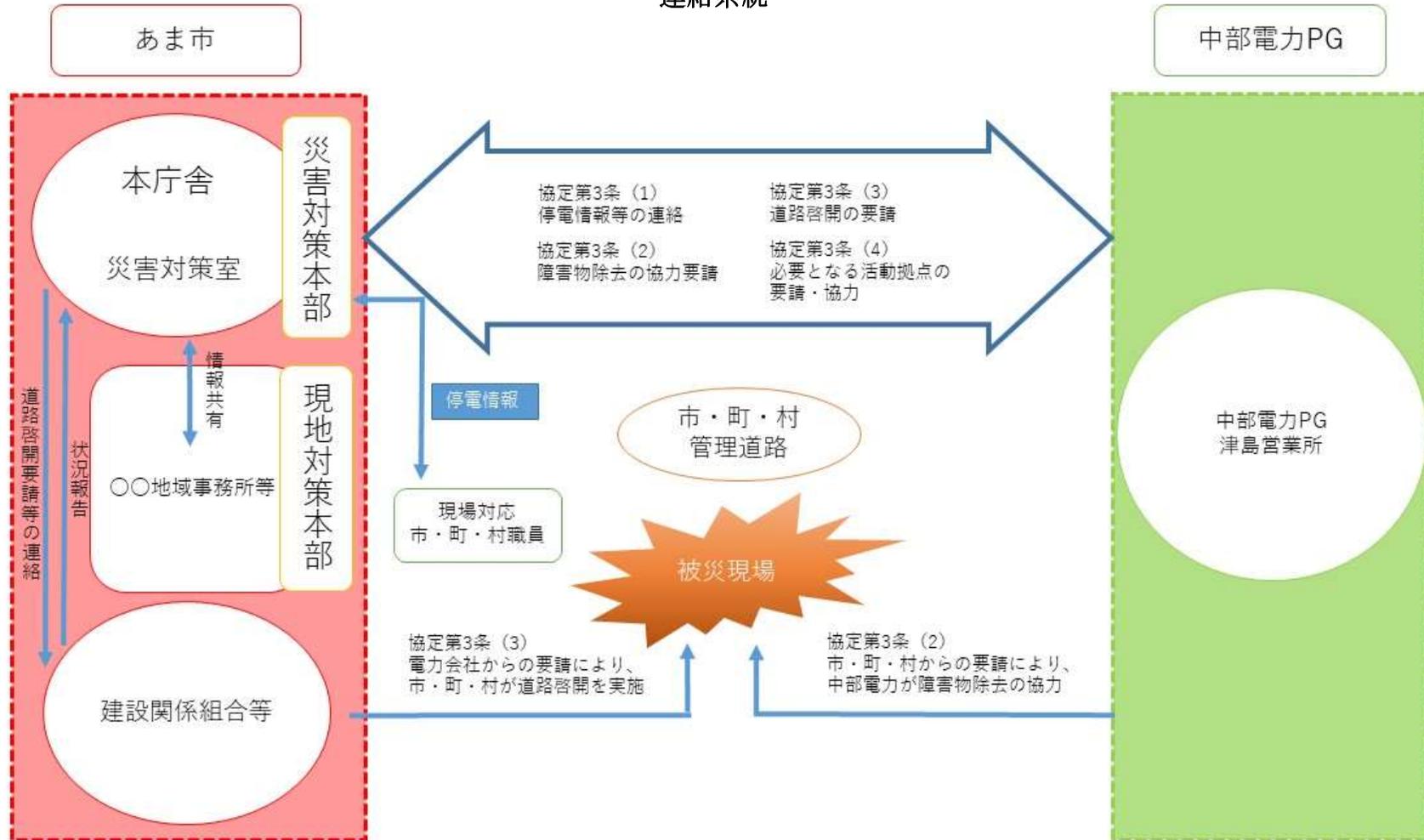
（協議）

第4条 この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この確認書の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年6月2日

連絡系統



9-56 あま市とあま市内郵便局との包括連携に関する協定書（あま市内郵便局）

あま市（以下「甲」という。）とあま市内郵便局（以下「乙」という。名称は別表のとおり）は、両者が連携し、安全・安心なまちづくりと市民サービスの一層の向上を図るため包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、連携を行うことにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて市民の福祉の向上を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協力する。

- （1）災害支援に関すること。
- （2）廃棄物の不法投棄等の情報提供に関すること。
- （3）道路の通行障害、損傷等の情報提供に関すること。
- （4）高齢者、その他の甲の住民の見守りに関すること。
- （5）こどもの健全育成に関すること。
- （6）市政情報の発信に関すること。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1カ月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以後も同様とする。

（協力方法等）

第4条 第2条に掲げる協力事項の具体的な実施方法は、別紙のとおりとする。

（免責）

第5条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（秘密の保持）

第6条 甲と乙は、この協定により知り得た個人情報及びその他の情報を自己の業務のために使用しないものとし、その情報を他に漏らさないものとする。

（相互連携）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、定期的に各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、両者協議の上、これを決定する。

(適用)

第9条 甲と乙が平成30年1月22日に締結した協定は、本書のとおり改訂し、令和3年6月18日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上各自1通を保有する。

令和3年6月18日

(別紙)

第4条(協力方法等)に関する事項

(1) 災害支援に関すること。

(目的)

- 1 甲と乙は、あま市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行する。

(定義)

- 2 「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定めるものをいう。

(協力要請)

- 3 甲及び乙は、あま市内に災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、次の事項について必要が生じたとき、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 被災地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の通行障害、損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

- 4 甲及び乙は、協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

- 5 協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を要請した者が負担する。

(災害情報等連絡体制の整備)

6 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

7 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(担当部署)

8 この事項に関する甲の担当部署は、次のとおりとする。

あま市総務部安全安心課

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

郵便局用

_____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 〇〇郵便局 電話：0999－〇〇－〇〇〇〇

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒 _____

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお困みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 _____

・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

(2) 廃棄物の不法投棄等の情報提供に関すること。

(目的)

1 甲と乙は、あま市内の道路等へ不法投棄等を防止し、安全な環境の保持に努める。

(定義)

2 「不法投棄」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるものをいう。

(情報提供の内容等)

3 乙は、通常業務に支障のない範囲内において、すべての公道（国道、県道及び市道）並びに沿線周辺において不法投棄と思われる廃棄物等を発見した場合は、様式1「廃棄物の不法投棄等のお知らせ」により甲へ情報提供する。ただし、乙が緊急を要すると判断した場合は電話等により連絡するものとする。

(情報提供の範囲)

4 情報提供の範囲は、乙が通常の外務作業従事中確認できる範囲とする。

(通報方法)

5 3に定める通報は、あま市市民生活部環境衛生課へ、緊急の場合は、電話・ファクシミリ等の通信手段で、緊急を要しないものは文書で行うものとする。

(免責)

6 乙は、この事項による情報提供をした場合及び情報提供を行うことができなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(担当部署)

7 この事項に関する甲の担当部署は、次のとおりとする。
あま市市民生活部環境衛生課

(様式1)

廃棄物の不法投棄等のお知らせ

廃棄物の不法投棄等の内容（該当する項目を○で囲む）	
緊急性	有 ・ 普通
廃棄物等 不法投棄物 の内容及び 廃棄量	家電4品目：エアコン・テレビ・洗濯機・乾燥機 () 家具類 () 車両・バイク () その他 () ※廃棄されている品名・数量を記載
発生場所	
付近の略図	
情報提供者	郵便局（電話：) (FAX：) (氏名：)
連絡先	あま市役所 市民生活部 環境衛生課 TEL 052-444-3132 FAX 052-443-3555

(3) 道路の通行障害、損傷等の情報提供に関すること。

(目的)

1 甲と乙は、相互に協力して、道路を常時良好な状態に維持し通行の安全確保を図る。

(対象道路)

2 対象とする道路は、あま市内に存する一般公共の用に供されている道路とする。ただし、甲の管理に属さないことが明らかなものを除く。

(通報内容)

3 乙は甲に対して知り得た次に掲げる事項で、そのまま放置すれば事故の発生等道路の通行の安全を損なうおそれのあるものを、業務に支障のない範囲内で、通報するものとする。

- (1) 道路の陥没、亀裂、穴ぼこ、段差等の発生による路面の不全
- (2) 側溝蓋、マンホールの不全
- (3) ガードレール、防護柵又は橋梁の欄干若しくは手すりの不全
- (4) 道路照明施設、カーブミラー、標識又は街路樹の不全
- (5) 工事箇所における安全対策の不備
- (6) 落下物、倒木、冠水、積雪、凍結等による対象道路の通行障害
- (7) その他

(通報方法)

4 3に定める通報は、あま市建設産業部土木課へ緊急の場合は電話で至急行い、緊急を要しないものは文書又はファクシミリ等でも行えるものとする。

(対応措置)

5 甲は、4による通報を受けたときは、速やかに現地調査等を行い、必要に応じて通行の安全を確保するための措置を講じるものとする。

また、甲は、甲の管理に属さない道路に関し4の通報を受けたときは、当該道路の管理者に通報内容を連絡するものとする。

(免責)

6 乙は、この事項による情報提供をした場合及び情報提供を行うことができなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(担当部署)

7 この事項に関する甲の担当部署は、次のとおりとする。
あま市建設産業部土木課

(参考様式)

道路情報提供報告書

補修の緊急性		有 ・ 無
補修箇所等	道路の破損	陥没・穴ぼこ・凸凹・深い水たまり・その他 ()
	側溝	蓋の破損・すき間・その他 ()
	防護柵	倒壊の危機・損傷・その他 ()
	道路反射鏡	倒壊・傾き・ミラーの破損・角度調整・その他 ()
	道路標識	倒壊・文字が見えない・その他 ()
	街路樹	倒木・枝が通行に支障・その他 ()
	その他	()
発生場所	あま市 付近 (地区)	
位置図 (住宅地図等)	写真(可能なら)	
情報提供者	郵便局(電話:) (FAX:) (氏名:)	
連絡先	あま市役所 建設産業部 土木課 TEL 052-441-7113 FAX 052-441-8387	

(4) 高齢者、その他の甲の住民の見守りに関すること。

(目的)

- 1 甲と乙は業務上の連携を図ることにより、高齢者、その他の甲の住民を見守り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができることを目指す。

(定義)

- 2 「高齢者、その他の甲の住民」(以下「高齢者等」という。)とはあま市に居住して、在宅で生活するひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に属する者、障がい者、18歳未満の児童・生徒とする。

(活動地域)

- 3 この事項の活動の対象となる地域は、あま市内で乙が通常に業務を行う地域とする。

(協力事項)

- 4 乙は、下記(1)、(2)の場合で、業務に支障のない範囲内で、高齢者等に関して異変を察知したときは、速やかに異変の内容や必要な情報を市に通報するものとする。ただし、異臭がする等不審に思われる場合は、警察に通報する。

下記(3)の場合で、乙が声をかけても名前や住所が答えられないときは警察に通報する。また、乙は、身内の連絡先がわかる場合は身内に連絡し、連絡できない場合(名前は言えるが連絡先がわからない、連絡先が通じない等)は市へ通報する。

- (1) 高齢者等宅の新聞等がたまっている。
- (2) 高齢者等の安否等について気にかかることがある。
- (3) 1人で徘徊していると思われる高齢者等がいる。

乙は、通常の業務を通じて気にかかる高齢者等がいる場合は、市相談窓口の周知を図り、相談につなげるものとする。

(対応)

- 5 甲は、乙の協力事項による通報があったときは、速やかに必要な対応を行うものとする。

(免責)

- 6 乙は、この事項による情報提供をした場合及び情報提供を行うことができなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(担当部署)

- 7 この事項に関する甲の担当部署は、次のとおりとする。
あま市福祉部高齢福祉課 社会福祉課 子育て支援課

あて先 あま市役所

社会福祉課（障がい者に関すること） 【FAX 052-443-3555 TEL 052-444-3135】

高齢福祉課（高齢者に関すること） 【FAX 052-443-2571 TEL 052-444-3141】

子育て支援課（子どもに関すること） 【FAX 052-443-3555 TEL 052-444-3173】

電話の場合は「地域見守り活動記載欄」の項目に基づき、内容をお伝えください。

地域見守り活動連絡票

見守り活動者記載欄	日 連 時 絡	年 月 日 ()		
		午前・午後 時 分		
	連 絡 者	郵便局名		
		連絡者氏名		
		電話番号	— —	
	見守り活動者記載欄	異変発見日時	年 月 日 ()	
			午前・午後 時 分	
		対象者氏名		
		住 所	あま市	
		電話番号	— —	
異変の状況		<input type="checkbox"/> 新聞など配布物がたまっている <input type="checkbox"/> カーテンや雨戸が何日も閉まっている <input type="checkbox"/> 外灯や室内の電気が何日も点いたままになっている <input type="checkbox"/> 洗濯物が何日も干されたままになっている <input type="checkbox"/> 大声で怒鳴る声や泣き声などの物音がする <input type="checkbox"/> 異臭や異音がする <input type="checkbox"/> 最近、姿を見かけない <input type="checkbox"/> 急にやせてきた <input type="checkbox"/> 動作が不自由になっている <input type="checkbox"/> 怪我や痣があることが多い <input type="checkbox"/> 季節に合った服装ができていない <input type="checkbox"/> 服が汚れ、体臭もきつく不衛生なことがよくある <input type="checkbox"/> お金の支払いがスムーズにできなくなった <input type="checkbox"/> 同じ話を繰り返すことが多くなった <input type="checkbox"/> 話の内容のつじつまが合わない <input type="checkbox"/> 伝えたばかりの話の内容をすぐ忘れる <input type="checkbox"/> 子どもだけでいることが多く、近所を徘徊している <input type="checkbox"/> 家に帰りたがらない <input type="checkbox"/> 夜まで子どもだけで遊んでいる <input type="checkbox"/> 子どもが保護者をひどく怖がっている <input type="checkbox"/> 極端にやせている <input type="checkbox"/> その他()		

あま市記載欄	対 応 日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
	対 応 者 氏 名	
	対 応 状 況	

(5) こどもの健全育成に関すること

(目的)

- 1 甲と乙は業務上の連携を図ることにより、未来を担うこどもの育成を目指す。

(定義)

- 2 「こども」とは、あま市に居住している18歳未満の児童・生徒とする。

(協力事項)

- 3 乙は、下記(1)、(2)の場合で、業務に支障のない範囲内で、こどもの健全育成に関して、協力をする。

(1) 乙を一時保護や110通報による警察への連絡等の一時措置をとる避難場所として提供すること。

(2) 小中学生を対象とした、郵便局見学や職場体験学習の受入れを行うこと。

(免責)

- 4 乙は、この事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(担当部署)

- 5 この事項に関する甲の担当部署は、次のとおりとする。

あま市教育部（教育委員会） 学校教育課

あま市総務部 安全安心課

(6) 市政情報の発信に関すること。

(目的)

1 甲と乙は、市政情報を発信・周知することで市の活性化を図ることに努める。

(定義)

2 市政情報とは、市における各種事業情報等に関するものをいう。

(情報の発信内容等)

3 乙は、通常業務に支障のない範囲内において、甲から様式2「あま市市政情報発信依頼申請書」により依頼を受けた事業情報等を発信するものとする。

(発信方法)

4 乙は甲から提供を受けた発信媒体により発信をするものとし、その方法は次のとおりとする。また、発信条件等に関しては別に協議の上、決定するものとする。

- 1) 郵便局設備（郵便ポスト・郵便配達車両）を利用するもの。
 - ・郵便ポスト・郵便配達車両にステッカー（QRコード）等を貼付
- 2) 郵便局施設を利用するもの
 - ・パンフレットの設置
 - ・リーフレットの設置
 - ・ポスターの掲示
 - ・啓発品の設置
 - ・その他（上記以外で利用可能なもの）

(免責)

5 乙は、この事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(担当部署)

6 この事項に関する甲の担当部署は、情報発信依頼の部署とする。

(様式2)

あま市市政情報発信依頼申請書

令和 年 月 日

〇〇〇〇郵便局長 様

申請者 所属部署名 _____

所属課長名 _____

下記のとおり、情報発信の依頼を申請します。

発信する事業名等	
発信方法	<input type="checkbox"/> 郵便局設備利用（郵便ポスト・郵便配達車両） （貼付物： _____） <input type="checkbox"/> パンフレット設置 <input type="checkbox"/> リーフレット設置 <input type="checkbox"/> ポスター掲示 <input type="checkbox"/> 啓発品設置 <input type="checkbox"/> その他（ _____）
発信期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
備考	

(別表)

あま市内郵便局一覧

甚目寺本郷郵便局	七宝郵便局	美和郵便局
富塚郵便局	甚目寺西今宿郵便局	美和篠田郵便局
甚目寺郵便局	蟹江郵便局	津島郵便局

9-57 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

(目的)

第1条 この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項に基づき愛知県による航空機を用いた消防の支援（以下「航空消防の支援」という。）を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(支援要請)

第3条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

2 前項の支援要請は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。

3 前2項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。

(経費)

第4条 この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第5条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

附 則

この協定書は、令和4年4月1日から適用する。

平成22年3月22日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和4年4月1日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

令和4年4月1日

9-58 災害時における法律相談業務等に関する協定書（愛知県弁護士会）

あま市（以下「甲」という。）と愛知県弁護士会（以下「乙」という。）は、あま市内で大規模災害等が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者等を対象とした法律相談業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲又は乙が実施する被災者等に対する法律相談その他の支援活動の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、相手方に対し、災害時における法律相談その他の支援活動を行うに際し、必要があると認めるときは、その協力を要請するものとする。

2 甲及び乙は、前項の協力を要請するに当たっては、相手方に対して協力要請書（別記様式）を提出することによって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（法律相談会）

第3条 災害時において、甲が無料の法律相談会（以下「相談会」という。）を開催する必要があると判断したときは、甲は、乙に対し、相談に対応する弁護士の派遣を要請するものとする。

2 災害時において、乙が相談会を開催する必要があると判断したときは、乙は、甲に対し、相談会の開催場所の確保その他相談会の実施に必要な措置を要請するものとする。

3 前2項のいずれの場合も、相談会の開催日時、場所等については、災害の規模、相談需要その他被災者等の状況を勘案し、甲乙協議の上、決定する。

（役割）

第4条 甲は、相談会の開催場所の確保その他相談会の実施に必要な措置及び相談会を開催する旨の広報を行うものとする。

2 乙は、相談会の開催に当たり、速やかに法律相談業務に従事する弁護士を選定し、派遣するものとする。

（その他の被災者支援活動）

第5条 甲及び乙は、相談会以外に被災者支援のために乙の活動が必要と認めるときは、甲乙協議の上、乙が行う支援活動を決定する。

（報告）

第6条 乙は、甲の要請があれば、相談会における相談内容その他必要な事項及び前条の規定に基づく支援活動の結果を書面（任意様式）により報告するものとする。

（経費の支弁等）

第7条 甲は、乙に対し、第3条及び第5条の規定に基づく乙の支援活動に要する費用その他の経費は、発災後相当期間は支弁しないものとし、その後については、甲乙協議の上、決定する。

2 甲は、乙の会員が、法テラスの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

（連絡調整等）

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を選定し、相互に書面により通知する。連絡責任者が変更された場合も同様とする。

(平常時からの連携)

第9条 甲及び乙は、平常時から、災害時の被災者支援活動のための情報交換等を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とし、その後期間満了の日から1か月前までに甲及び乙のいずれからも何らの申し出のないときは、さらに1年間延長し、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年1月18日

協 力 要 請 書

年 月 日

様

団体名
役職名
氏 名

災害時における法律相談業務等に関する協定書第2条に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	職名 氏名 <div style="text-align: right;">電話番号</div>
口頭、電話等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	

9-59 災害時における支援協定に関する協定書（株式会社ナテック）

あま市（以下「甲」という。）と株式会社ナテック（以下「乙」という。）は、災害時における避難所生活に必要な製品等（以下「物資」という。）の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、あま市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資について調達の協力を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 甲が乙に要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の手続）

第4条 甲は、物資調達要請書（別記様式）により、乙に対して物資の調達の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに物資調達要請書を提出するものとする。

（調達の実施）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、その要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の出荷見通しを甲に連絡するものとする。

（運搬）

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。この場合において、運搬が困難なときは、乙は、甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（物資の代金等）

第7条 甲が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、第4条の要請時直前における価格を参考に、甲、乙協議の上決定するものとする。

（代金等の請求及び支払）

第8条 乙は、前条の規定による代金等の決定後、納品書及び請求書により、代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認後、速やかに代金等を支払うものとする。

（報告）

第9条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して連絡責任者、在庫品目、数量等について資料の提出を求めることができる。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月以内に、甲乙いずれからもこの協定の延長について何らかの申出がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(事業所運営)

第11条 この協定に基づく甲の物資調達の要請に関しては、いかなる場合でも乙の事業所運営を阻害するものではない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

令和6年3月8日

別表(第3条関係)

物 資
アルミブランケット
土に還るペーパー食器セット
圧縮ブランケット
簡易エアーマット
ダイナモソーラーライト
簡易トイレ
ポンチョ型目隠し

9-60 災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書(株式会社美和建装)

あま市(以下「甲」という。)、株式会社美和建装(以下「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に規定する地震、暴風、洪水その他の災害時(以下、「災害時」という。)において、乙が甲に協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲の協力要請に基づき乙が行う無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において必要があると認める時は、乙に対し以下の事項について協力要請を行うものとし、乙は、可能な範囲で甲の協力要請に応じるものとする。

- (1) 災害状況を把握するために必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること。
- (2) 災害復旧に必要な公共施設等の被害状況調査に関すること。
- (3) その他、必要と認められる事項。

2 前項の甲の協力要請は、協力要請書(別記第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

(活動に関する協議)

第3条 乙は、活動に関して甲と協議した上で、甲の指定する現場指揮者の指示に従い、活動を実施するものとする。

(安全の確保等)

第4条 甲は、その要請を受けて協力する乙の構成員に対し、安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 乙は、活動を実施するにあたり、自身の負傷、及び第三者への損害が発生しないよう、安全に十分注意するものとする。

(活動報告)

第5条 乙は、災害時等における活動を完了した時は、速やかにその実施した活動内容を書面で甲に報告するものとする。

(著作権の帰属)

第6条 撮影した成果品の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第17条に規定する著作権をいう。)は、甲に帰属する。

2 乙は、撮影した成果品を、甲の許可なく、インターネット、テレビ放送その他手段により公開してはならない。

(費用の負担)

第7条 支援活動の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による請求があったときは、速やかに支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 乙が活動の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき、または使用する機体等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その損害について乙が負担するものとする。

ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、または使用する機体等に損害が生じたときの負担は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(平常時の準備)

第9条 乙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員の無人航空機の活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第10条 乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

2 訓練等に参加する際に発生する費用は、乙の負担とする。

(法令の順守)

第11条 乙は、活動を実施するにあたり、航空法その他関連する法令を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、活動の実施に当たり業務上知り得た情報を漏らしてはいけない。活動完了後もまた同様とする。

(協定期間)

第13条 この協定の期間は、締結の日から令和6年3月31日まで効力を有するものとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに甲乙のいずれからも特段の申し出がない場合には、引き続き1年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和6年3月12日

9-61 災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書（一般社団法人 DPCA、一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会）

災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書

あま市（以下「甲」という。）、一般社団法人 DPCA（以下「乙」という。）及び一般社団法人地域再生・防災ドローン利活用推進協会（以下「丙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害時（以下、「災害時」という。）において、乙及び丙が甲に協力する事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において、甲の協力要請に基づき乙及び丙が行う無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時において必要があると認める時は、乙及び丙に対し以下の事項について協力要請を行うものとし、乙及び丙は、可能な範囲で甲の協力要請に応じるものとする。

（1）災害状況を把握するために必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること。

（2）その他、必要と認められる事項。

2 前項の甲の協力要請は、協力要請書（別記第 1 号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（活動に関する協議）

第 3 条 乙及び丙は、活動に関して甲と協議した上で、甲の指定する現場指揮者の指示に従い、活動を実施するものとする。

（安全の確保等）

第 4 条 甲は、その要請を受けて協力する乙及び丙の構成員に対し、安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 乙及び丙は、活動を実施するにあたり、自身の負傷、及び第三者への損害が発生しないよう、安全に十分注意するものとする。

（活動報告）

第 5 条 乙及び丙は、災害時等における活動を完了した時は、速やかにその実施した活動内容を書面で甲に報告するものとする。

（著作権の帰属）

第 6 条 撮影した成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 17 条に規定する著作権をいう。）は、甲に帰属する。

2 乙及び丙は、撮影した成果品を、甲の許可なく、インターネット、テレビ放送その他手段により公開してはならない。

（費用の負担）

第 7 条 支援活動の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙又は丙から前項の規定による請求があったときは、速やかに支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 乙及び丙が活動の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたとき、または使用する機体等に損害が生じたときは、乙及び丙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その損害について乙及び丙が負担するものとする。

ただし、明らかに乙及び丙の責に帰さない原因により、第三者に損害を及ぼしたとき、または使用する機体等に損害が生じたときの負担は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(平常時の準備)

第9条 乙及び丙は、無人航空機の運用方法をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙及び丙の構成員の無人航空機の活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第10条 乙及び丙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

2 訓練等に参加する際に発生する費用は、乙及び丙の負担とする。

(法令の順守)

第11条 乙及び丙は、活動を実施するにあたり、航空法その他関連する法令を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙及び丙は、活動の実施に当たり業務上知り得た情報を漏らしてはいけない。活動完了後もまた同様とする。

(協定期間)

第13条 この協定の期間は、締結の日から令和6年3月31日まで効力を有するものとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに甲乙丙のいずれからも特段の申し出がない場合には、引き続き1年間効力が延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和6年3月29日

年 月 日

御中

あま市長

協 力 要 請 書

災害時等における無人航空機の運用に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所 属	職 名
	氏 名	電 話
電 話、FAX等による要請日時	年 月 日 ()	午前・午後 時 分頃
要 請 内 容		
場 所		
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
備 考		

10 条例等

10-1 あま市防災会議条例

平成22年3月22日条例第15号

最近改正 平成24年10月3日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、あま市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) あま市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (2) 市長が市の職員のうちから指名する者
 - (3) 市の教育委員会の教育長
 - (4) 市の消防団長
 - (5) 海部東部消防組合の消防長
 - (6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (7) 市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成22年3月22日から施行する。

附 則 (平成24年条例第8号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

10-2 あま市災害対策本部条例

平成22年3月22日条例第16号

最近改正 平成24年10月3日条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、あま市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、災害対策本部員のうちから、部員はその他職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成22年3月22日から施行する。

附 則（平成24年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

10-3 あま市地震災害警戒本部条例

平成22年3月22日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第18条第4項の規定に基づき、あま市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者

(2) 市の教育委員会の教育長

(3) 市長が市の職員のうちから指名する者

(4) 市の消防団長

(5) 海部東部消防組合の消防長

(6) 市長が特に必要と認めて任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成22年3月22日から施行する。

10-4 災害救助法施行細則（抜粋）

（昭和40年10月29日）
愛知県規則第60号

最近改正 令和2年3月27日規則第16号

（趣旨）

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

（救助実施区域の公告）

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

（救助の程度、方法及び期間）

第5条 令第3条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助基準による。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

（実費弁償の程度）

第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。

（扶助金の支給基礎額）

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 愛知県災害救助法施行細則（昭和23年愛知県規則第5号）は、廃止する。

附 則（平成29年7月28日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1

1 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者

(1) 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を 8 で除して得た額を勤務 1 時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和 4 2 年愛知県条例第 3 号）第 1 5 条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅費

職員等の旅費に関する条例（昭和 29 年愛知県条例第 1 号）別表第 1 の 1 による一般職員相当額以内

2 令第 4 条第 5 号から第 1 0 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその 1 0 0 分の 3 の額を加算した額以内

別表第2

対 象 者	扶 助 金 の 支 給 基 礎 額
<p>法第7条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者</p>	<p>事故発生の年の前1年間におけるその者の所得（当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額（以下「基準収入額」という。）に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。</p>
<p>法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者</p>	<p>警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号）第5条に規定する給付基礎額の例による額</p>

令和 5 年 度 災 害 救 助 基 準

令和 5 年 4 月 1 日 現 在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に 応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 ○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 6,285,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
				1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人1日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流失	夏 19,200	24,600	36,500	43,600	55,200
	冬 31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	
半壊 半焼 床上浸水	夏 6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	
	冬 10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,500円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれがある段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

11 その他

11-1 被害認定基準

被害区分		認定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。)
	全壊(全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物 その他	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土の流失、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

被害区分		認定基準
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準ずる。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損壊	道路の全部又は一部が損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要なものとする。
	冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通行不能	道路の損壊、冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	破堤	堤防等の欠壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港漁	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上重要な臨港交通のための施設で、利用に支障が生じる被害のあったものとする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	鉄道不通	列車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。

被害区分		認定基準
火災発生	火災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法（昭和23年法律第186号）第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの
公立文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
その他の公共施設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。		
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

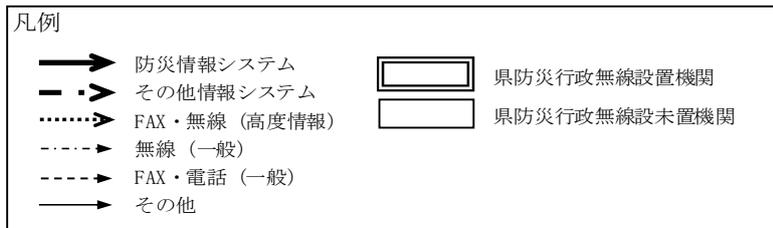
被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・避難の状況
- ・主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・応援要請又は職員派遣の状況

11-2 伝達要領

1 人、住家被害等

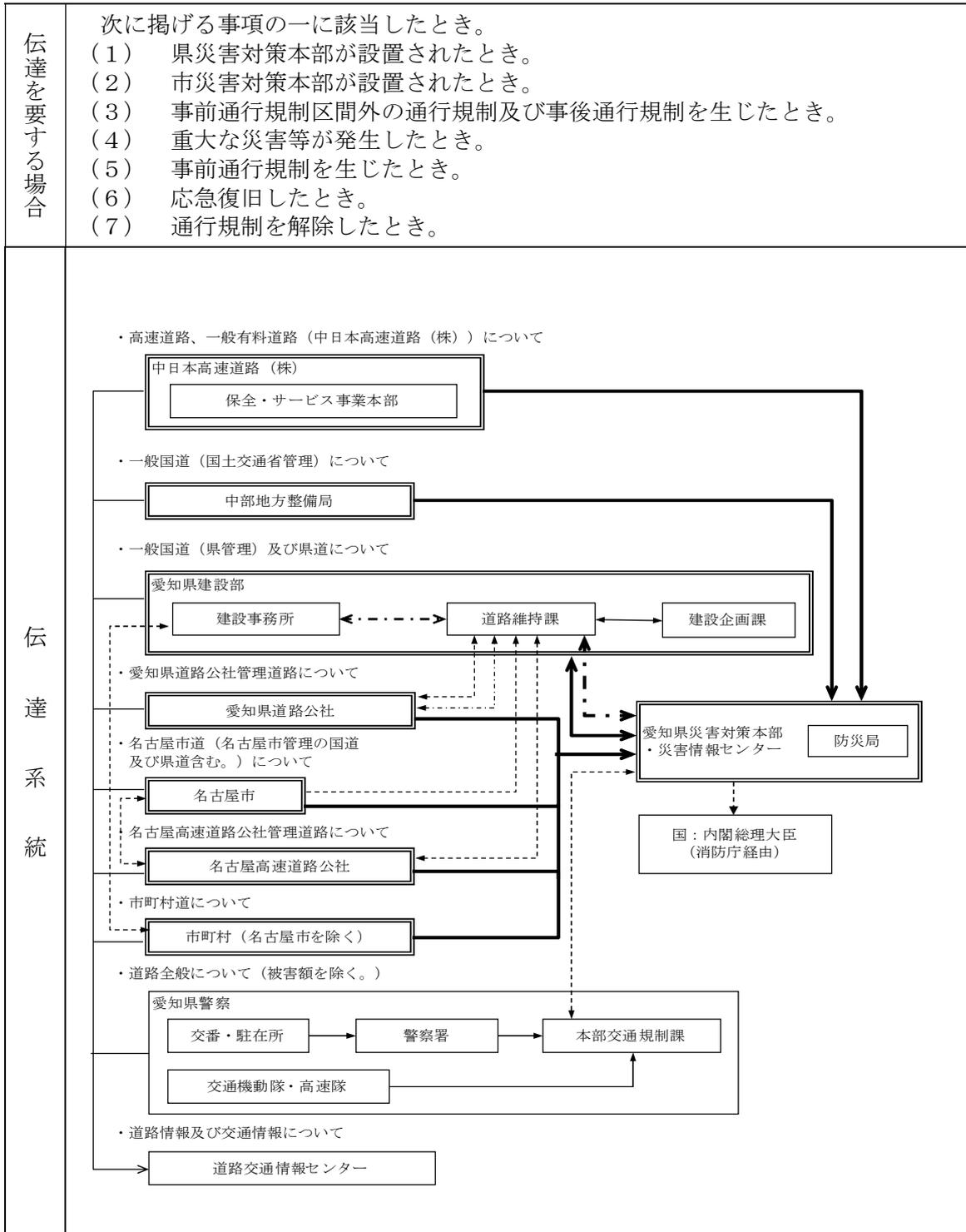
伝達を要する場合	<p>次に掲げる事項の一に該当したとき。</p> <p>(1) 県災害対策本部が設置されたとき。</p> <p>(2) 市災害対策本部が設置されたとき。</p> <p>(3) 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。</p> <p>(4) 災害及びそれが及ぼす社会的影響等から見て、報告の必要があると認められるとき。</p>
伝達系統	<p>(注) 県災害対策本部が設置されていない場合の報告先は、防災局とする。</p>



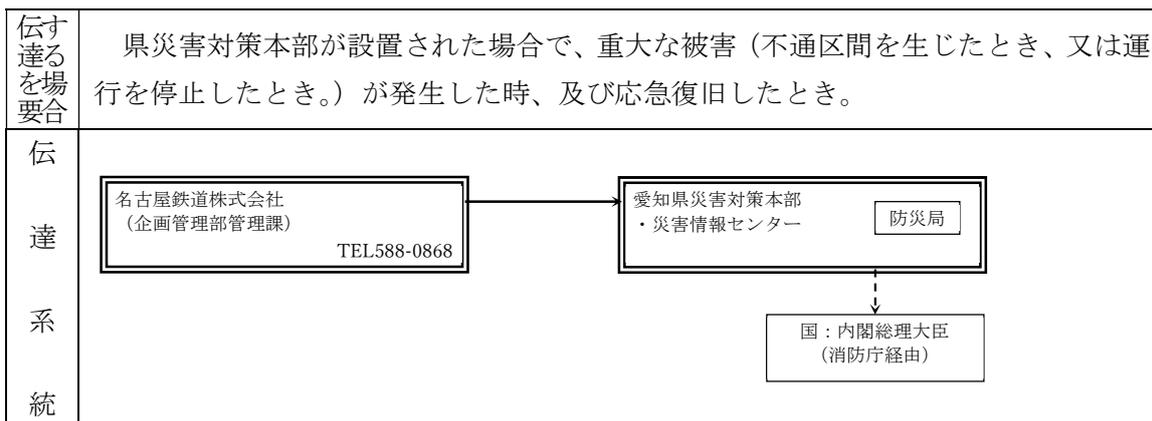
2 河川被害

<p>伝達を要する場合</p>	<p>県災害対策本部又は市災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（河川管理施設の損壊、河川の堤防が決壊又は水があふれた（溢水）とき等。）が発生したとき、及び、応急復旧したとき。</p> <p>ただし、市にあつては、次に掲げる事項の一に該当したときとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県災害対策本部が設置されたとき。 ・ 市災害対策本部が設置されたとき。
<p>伝達系統</p>	<p>・ 一級河川（国管理）について</p> <pre> graph TD A[中部地方整備局] --> B[愛知県建設部] subgraph B [愛知県建設部] B1[建設事務所] <--> B2[河川課] <--> B3[建設企画課] end B --> C[愛知県災害対策本部 ・ 災害情報センター] C --> D[防災局] D --> E[国：内閣総理大臣 (総務省消防庁)] F[市町村] --> C A --> C </pre>

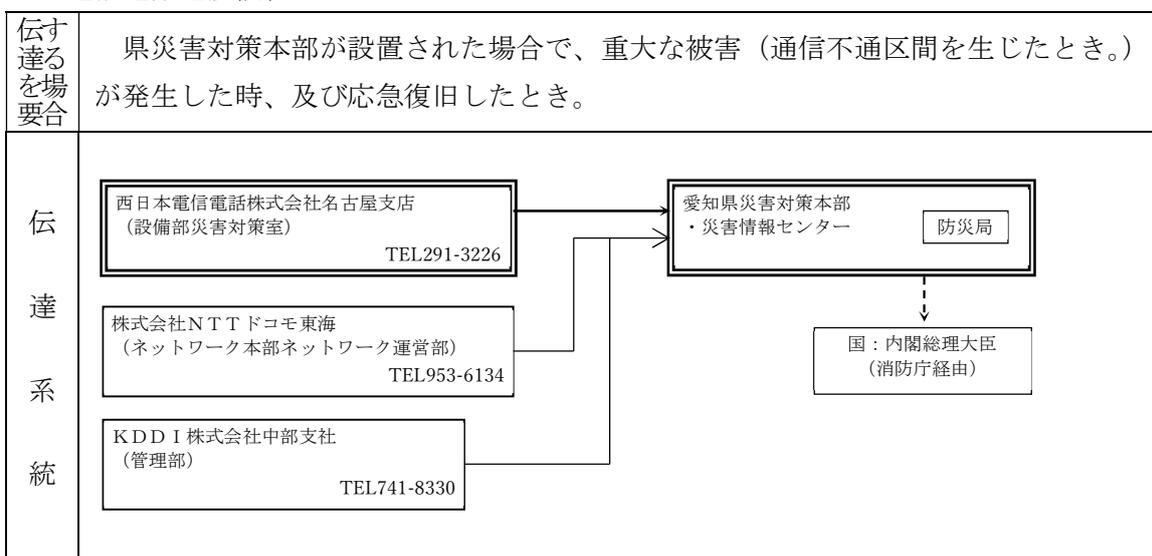
3 道路施設被害



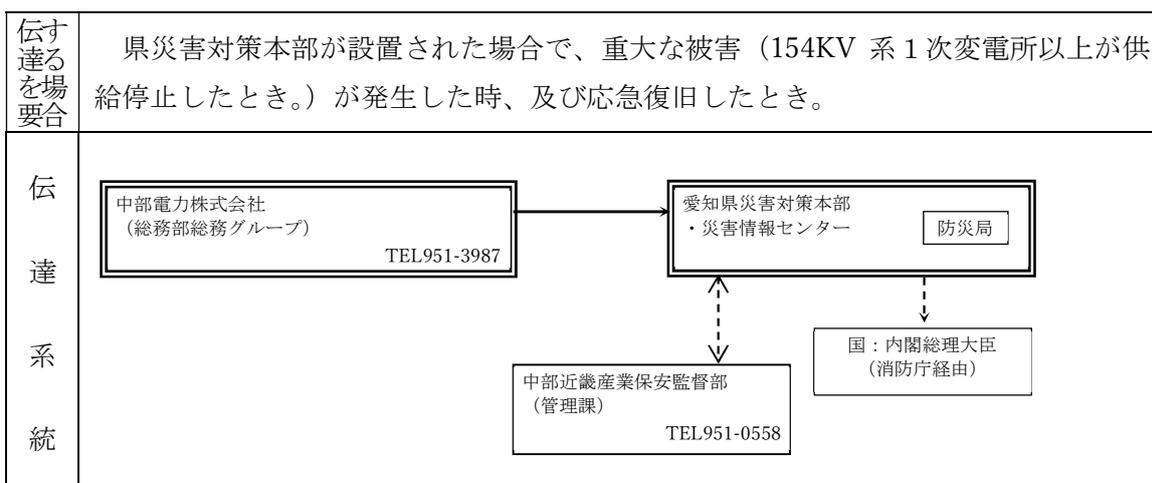
4 鉄道施設被害



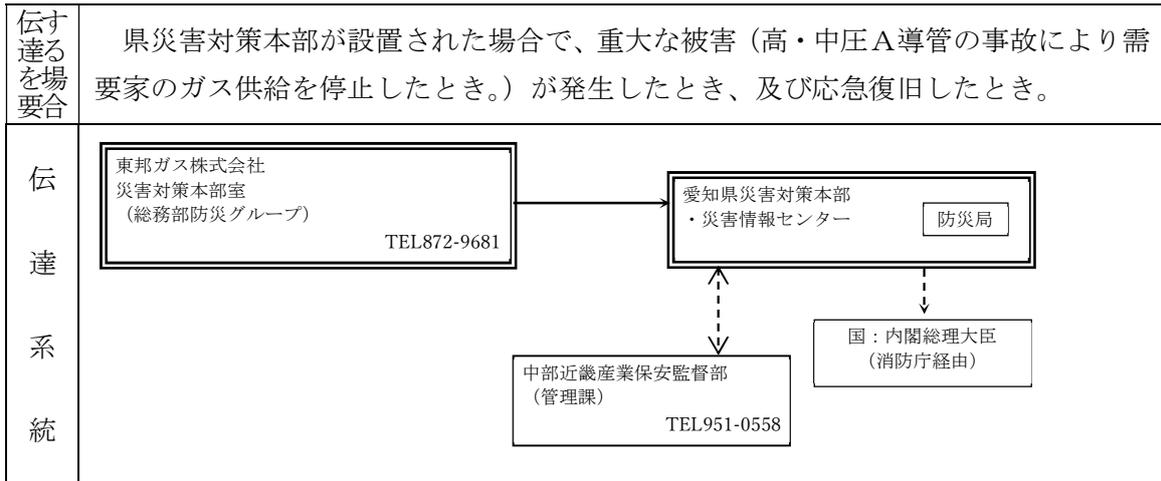
5 電信電話施設被害



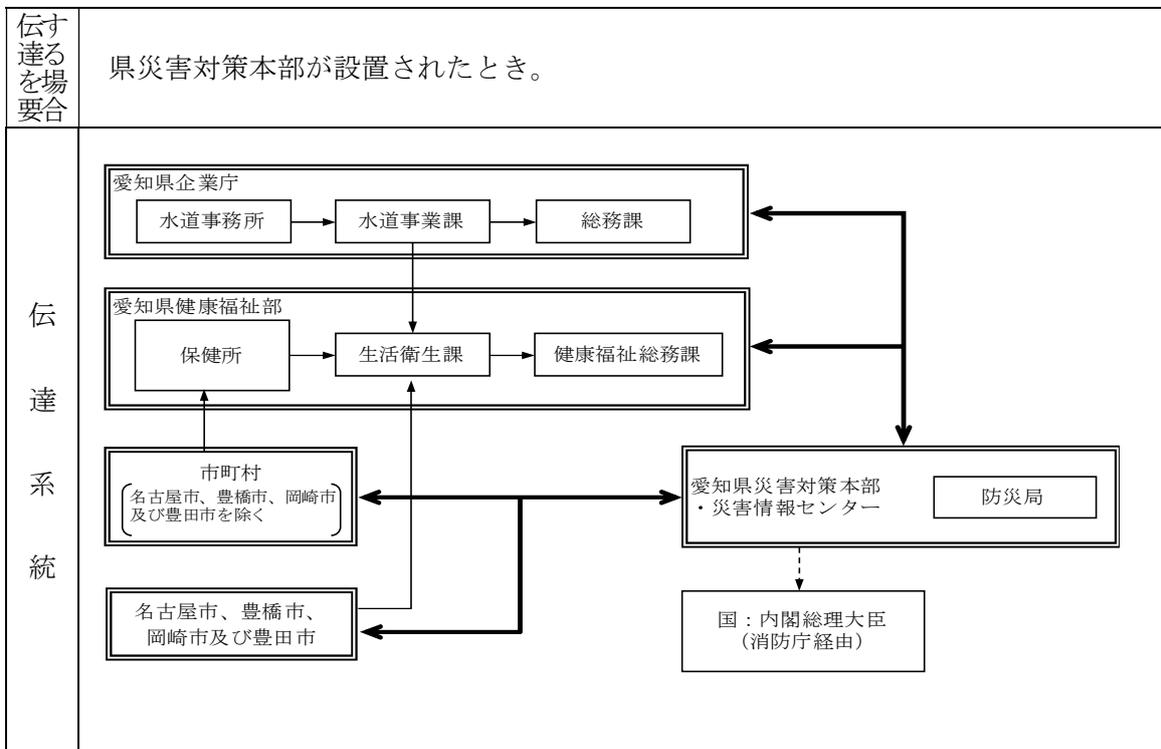
6 電力被害



7 ガス施設被害



8 水道施設被害



9 公共土木施設被害

